

令和5年度

税務統計

尼崎市資産統括局税務管理部

I	市 税 及 び 計	市 一 般 会 計
II	市 民 税	
III	固 定 資 産 税	都 市 計 画 税
IV	軽 自 動 車 税	
V	市 た ば こ 税	
VI	特別土地保有税	
VII	入 湯 税	
VIII	事 業 所 税	
IX	滞 納 処 分	
X	口 座 振 替	
XI	税 外 収 入	
XII	徴 収 経 費	
XIII	税 務 機 構	
XIV	参 考	

目 次

I	市税及び一般会計	1
	(1) 人口・世帯数等に関する調	2
	(2) 市税負担額等に関する調	2
	(3) 一般会計歳入・歳出決算額累年比較	4
	[図表1] 令和4年度一般会計歳入歳出決算額（構成割合）	6
	[図表2] 令和4年度市税決算額の税目別構成比	7
	[図表3] 令和5年度市税当初予算額の税目別構成比	7
	(4) 令和4年度市税税目別決算状況	8
	(5) 令和4年度市税決算の概要	10
	(6) 当初及び最終予算額累年比較	16
	(7) 市税予算額・決算額の推移	18
	[図表4] 市税決算額の推移	19
	(8) 市税決算状況の推移	20
	(9) 市税決算額税目別構成比及び前年度比較	22
	[図表5] 市税収入率の推移	24
II	市民税	25
1	個人	28
	(1) 納税義務者数の推移	28
	(2) 所得控除額等の推移	30
	(3) 所得控除等を行った納税義務者数の推移	36
	(4) 所得区分別納税義務者の推移（所得割）	36
	(5) 所得区分別所得金額の推移（所得割）	36
	(6) 所得区分別税額の推移（所得割）	36
	(7) 扶養親族等の人員別納税義務者数	38
	(8) 扶養控除人員	40
	(9) 給与所得の収入金額等の推移	41
	(10) 青色申告者及び事業専従者の推移	41
	(11) 個人市民税課税標準額別納税義務者数及び所得割額	42
	(12) 令和3年度以降住民税に係る給与所得控除額及び公的年金等控除額	43
2	法人	44
	(1) 法人税割産業分類別調定額の推移	44
	(2) 法人税割月別調定額の推移	46
	(3) 資本金段階別法人数の推移	46
3	県民税払込案分率	48

III	固定資産税・都市計画税	49
1	固定資産税	51
	(1) 納税義務者数の推移	52
	(2) 地目別総地積の推移	52
	(3) 地目別総筆数の推移	52
	(4) 地目別決定価格の推移	52
	(5) 地目別課税標準額の推移	54
	(6) 地目別平均価格の推移 (㎡単位当たり価格)	54
	(7) 家屋に係る棟数・床面積・決定価格等の推移	54
	(8) 木造家屋の種類別㎡当たり価格の推移	54
	(9) 非木造家屋の種類構造別㎡当たり価格の推移	56
	(10) 償却資産に係る決定価格の推移	56
	(11) 償却資産に係る課税標準額の推移	56
2	国有資産等所在市町村交付金に関する調	56
3	都市計画税	58
	(1) 納税義務者数の推移	58
	(2) 課税標準額等の推移	58
IV	軽自動車税	59
	(1) 課税台数の推移	62
	(2) 調定額の推移	62
V	市たばこ税	65
	(1) 年度別調定状況	66
	(2) 年度別月別調定状況	67
VI	特別土地保有税	69
	(1) 納税義務者数の推移	71
	(2) 地積の推移	71
	(3) 調定額の推移	71
	(4) 特別土地保有税の推移	72
VII	入湯税	73
	年度別調定状況	74
VIII	事業所税	75
	調定額等に関する調	78
IX	滞納処分	81
	(1) 滞納処分の停止額税目別明細	82
	(2) 不納欠損額税目別明細	82
	(3) 財産差押状況の推移	82
X	口座振替	85
	口座振替加入率等の推移	86

XI	税外収入（税務関係分）	87
	（1） 税外収入決算状況の推移（税務関係分）	88
	（2） 自動車重量譲与税に関する調	90
	（3） 特別とん譲与税に関する調	90
	（4） 地方揮発油譲与税に関する調	90
	（5） 地方道路譲与税に関する調	90
	（6） 森林環境譲与税に関する調	90
	（7） 利子割交付金に関する調	90
	（8） 配当割交付金に関する調	90
	（9） 株式等譲渡所得割交付金に関する調	90
	（10） 法人事業税交付金に関する調	91
	（11） 地方消費税交付金に関する調	91
	（12） 自動車取得税交付金に関する調	91
	（13） 環境性能割交付金に関する調	91
	（14） 地方特例交付金に関する調	91
	（15） 交通安全対策特別交付金に関する調	91
	（16） 県税徴収交付金に関する調	91
	（17） 税務関係証明書の発行等に関する調	92
XII	徴収経費	93
	徴収経費決算状況の推移	94
XIII	税務機構	97
	（1） 税務機構の変遷	98
	（2） 現在の税務機構及び事務分掌	111
	（3） 税務管理部職員の課・係別人員内訳の推移	112
XIV	参 考	113
	（1） 全国市町村税の税目別収入額推移	114
	（2） 全国と尼崎市の市税収入率比較（決算）	118
	（3） 租税体系	119
	（4） 地方税制の変遷（市町村税関係）	120
	（5） 住民税及び所得税の諸控除一覧	122
	ア 所得控除	122
	イ 税額控除	124
	（6） 市税税率の変遷	126
	（7） 尼崎市の税制	128
	（8） 譲与税・交付金要領	130
	（9） 前納報奨金交付状況の推移	138

I 市 税 及 び 計



I 市税及び一般会計

(1) 人口・世帯数等に関する調

区 分	人 口	世 帯 数	面 積	一世帯当たり 人 口
平成26年度	447,597人	211,786世帯	50.27km ²	2.11人
27	446,125人	212,765世帯	50.27km ²	2.10人
28	451,915人	211,178世帯	50.72km ²	2.14人
29	450,765人	212,950世帯	50.72km ²	2.12人
30	450,721人	214,858世帯	50.72km ²	2.10人
令和元年度	451,179人	217,387世帯	50.72km ²	2.08人
2	451,481人	219,735世帯	50.72km ²	2.05人
3	458,686人	222,032世帯	50.72km ²	2.07人
4	455,835人	222,605世帯	50.71km ²	2.05人
5	454,887人	224,672世帯	50.71km ²	2.02人

(注) 人口・世帯数：各年の4月1日現在の推計人口による。

(2) 市税負担額等に関する調

区 分	一 般 会 計	市 税 歳 入	一般会計に 占める割合 (イ)/(ア)	人口一人当たり 市税負担額
	歳入総額(ア)	総額(イ)		
平成25年度	190,688,358千円	76,679,351千円	40.2%	170,688円
26	198,189,615千円	77,892,183千円	39.3%	174,023円
27	206,535,275千円	77,459,503千円	37.5%	173,627円
28	205,175,362千円	77,659,392千円	37.9%	171,845円
29	200,813,369千円	78,767,750千円	39.2%	174,742円
30	205,885,923千円	79,238,902千円	38.5%	175,805円
令和元年度	205,121,933千円	80,591,085千円	39.3%	178,623円
2	264,031,807千円	79,557,367千円	30.1%	176,214円
3	232,308,042千円	80,110,628千円	34.5%	174,652円
4	227,245,745千円	82,597,797千円	36.3%	181,201円

一平方キロメートル当たり		税務職員数	税務職員一人当たり		
人口	世帯数		人口	世帯数	面積
8,904人	4,213世帯	111人	4,032人	1,908世帯	0.4529km ²
8,875人	4,232世帯	117人	3,813人	1,819世帯	0.4297km ²
8,910人	4,164世帯	115人	3,930人	1,836世帯	0.4410km ²
8,887人	4,199世帯	118人	3,820人	1,805世帯	0.4298km ²
8,886人	4,236世帯	120人	3,756人	1,790世帯	0.4227km ²
8,895人	4,286世帯	125人	3,609人	1,739世帯	0.4058km ²
8,901人	4,332世帯	125人	3,612人	1,758世帯	0.4058km ²
9,043人	4,378世帯	117人	3,920人	1,898世帯	0.4335km ²
8,989人	4,390世帯	113人	4,034人	1,970世帯	0.4488km ²
8,970人	4,431世帯	114人	3,990人	1,971世帯	0.4448km ²

一世帯当たり 市税負担額	基準財政 収入額(ウ)	基準財政 需要額(エ)	前年比			
			(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
363,272円	58,317,020千円	71,377,177千円	100.7%	99.0%	97.2%	99.0%
367,787円	57,683,451千円	71,388,093千円	103.9%	101.6%	98.9%	100.0%
364,061円	60,152,079千円	72,969,597千円	104.2%	99.4%	104.3%	102.2%
367,744円	60,155,905千円	73,395,909千円	99.3%	100.3%	100.0%	100.6%
369,888円	62,174,711千円	73,872,070千円	97.9%	101.4%	103.4%	100.6%
368,797円	62,928,021千円	75,354,939千円	102.5%	100.6%	101.2%	102.0%
370,726円	64,856,521千円	76,971,245千円	99.6%	101.7%	103.1%	102.1%
362,061円	63,981,151千円	76,750,717千円	128.7%	98.7%	98.7%	99.7%
360,807円	66,932,746千円	81,810,794千円	88.0%	100.7%	104.6%	106.6%
371,051円	68,907,403千円	84,455,979千円	97.8%	103.1%	103.0%	103.2%

(3) 一般会計歳入・歳出決算額累年比較

区 分	平成30年度		令和元年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
歳入総額	205,885,923	100.0%	205,121,933	100.0%
市 税	79,238,902	38.5%	80,591,085	39.3%
地方譲与税	775,527	0.4%	785,900	0.4%
利子割交付金	132,149	0.1%	68,530	0.0%
配当割交付金	395,966	0.2%	444,120	0.2%
株式等譲渡所得割交付金	313,846	0.1%	238,078	0.1%
法人事業税交付金	-	-	-	-
地方消費税交付金	8,055,974	3.9%	7,757,202	3.8%
自動車取得税交付金	341,742	0.2%	160,749	0.1%
環境性能割交付金	-	-	45,283	0.0%
地方特例交付金	384,750	0.2%	936,996	0.5%
地方交付税	12,190,178	5.9%	12,845,538	6.3%
交通安全対策特別交付金	62,621	0.0%	63,270	0.0%
分担金及び負担金	1,509,019	0.7%	1,142,684	0.6%
使用料及び手数料	6,889,838	3.3%	6,799,270	3.3%
国庫支出金	47,098,493	22.9%	48,489,422	23.6%
県支出金	11,527,129	5.6%	12,658,709	6.2%
財産収入	2,645,787	1.3%	5,653,424	2.7%
寄付金	214,541	0.1%	46,007	0.0%
繰入金	963,655	0.5%	2,741,703	1.3%
繰越金	404,884	0.2%	769,646	0.4%
諸収入	6,604,856	3.2%	6,528,039	3.2%
市債	26,136,066	12.7%	16,356,278	8.0%

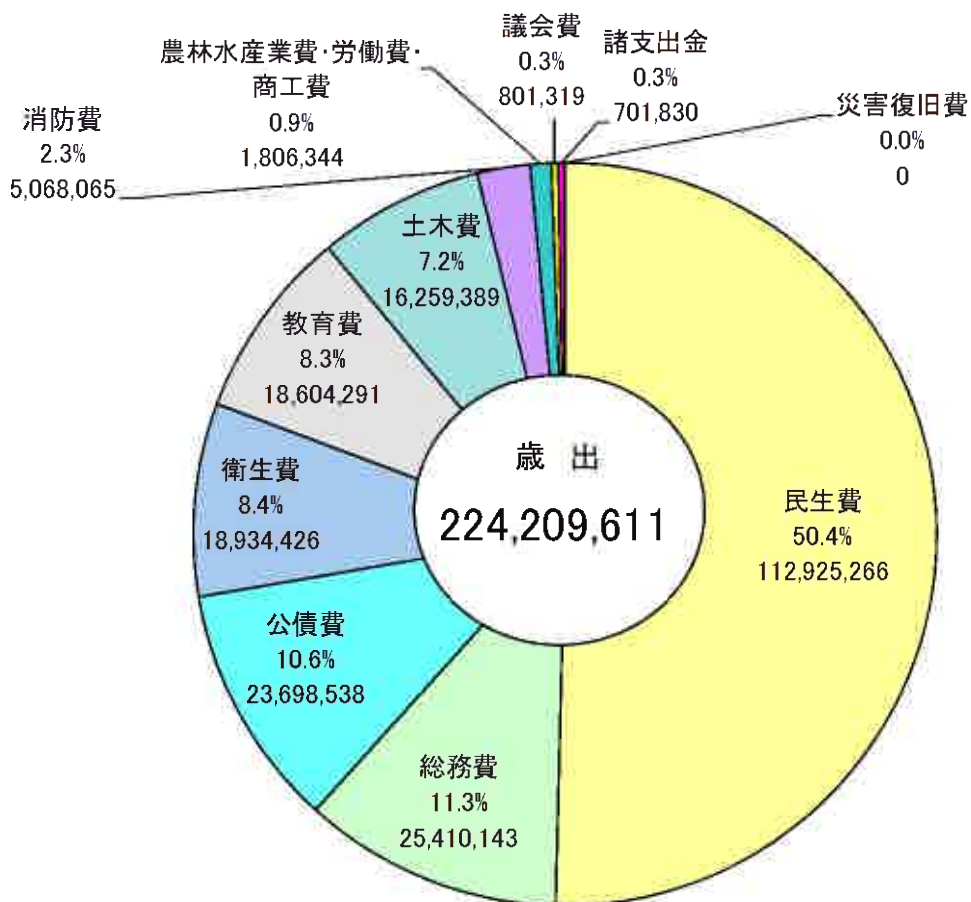
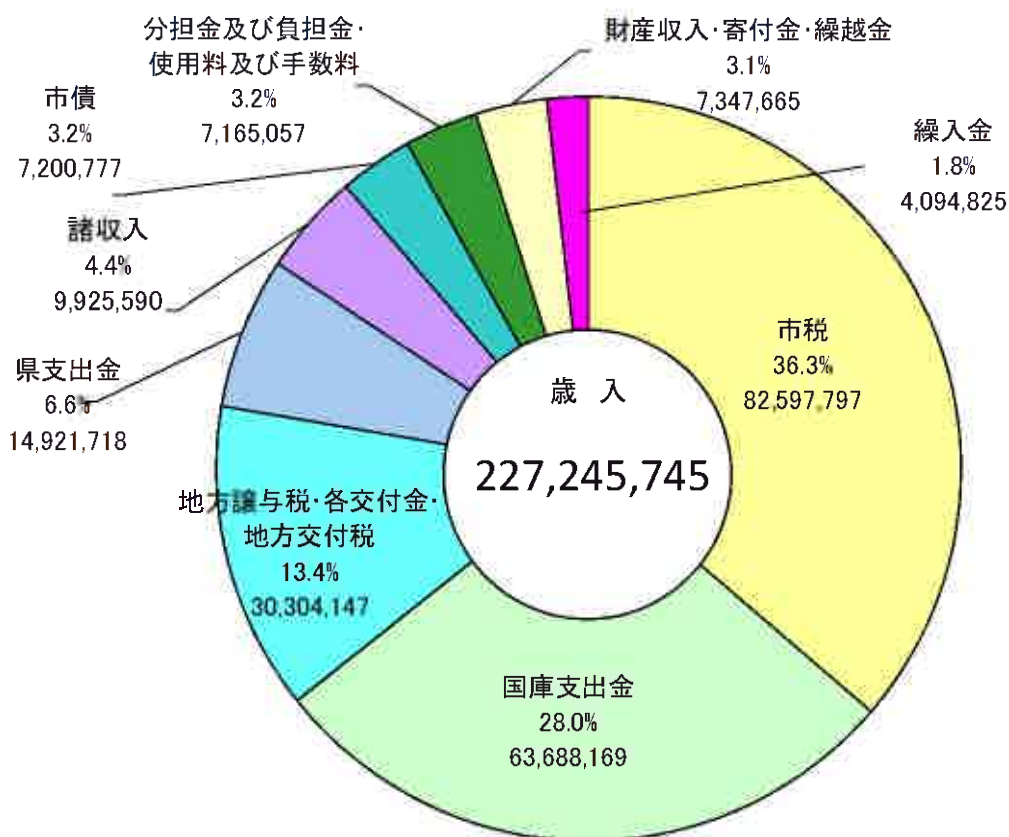
歳出総額	205,116,277	100.0%	204,376,824	100.0%
議会費	828,253	0.4%	814,071	0.4%
総務費	17,018,106	8.3%	19,951,348	9.7%
民生費	98,305,625	47.9%	101,148,539	49.5%
衛生費	13,204,833	6.5%	13,145,880	6.4%
労働費	164,175	0.1%	157,322	0.1%
農林水産業費	116,341	0.1%	146,806	0.1%
商工費	1,389,347	0.7%	1,832,617	0.9%
土木費	20,573,811	10.0%	17,733,218	8.7%
消防費	4,906,269	2.4%	4,858,555	2.4%
教育費	16,688,898	8.1%	15,433,718	7.5%
災害復旧費	30,264	0.0%	174,829	0.1%
公債費	31,863,262	15.5%	28,957,612	14.2%
諸支出金	27,093	0.0%	22,309	0.0%

(単位：千円)

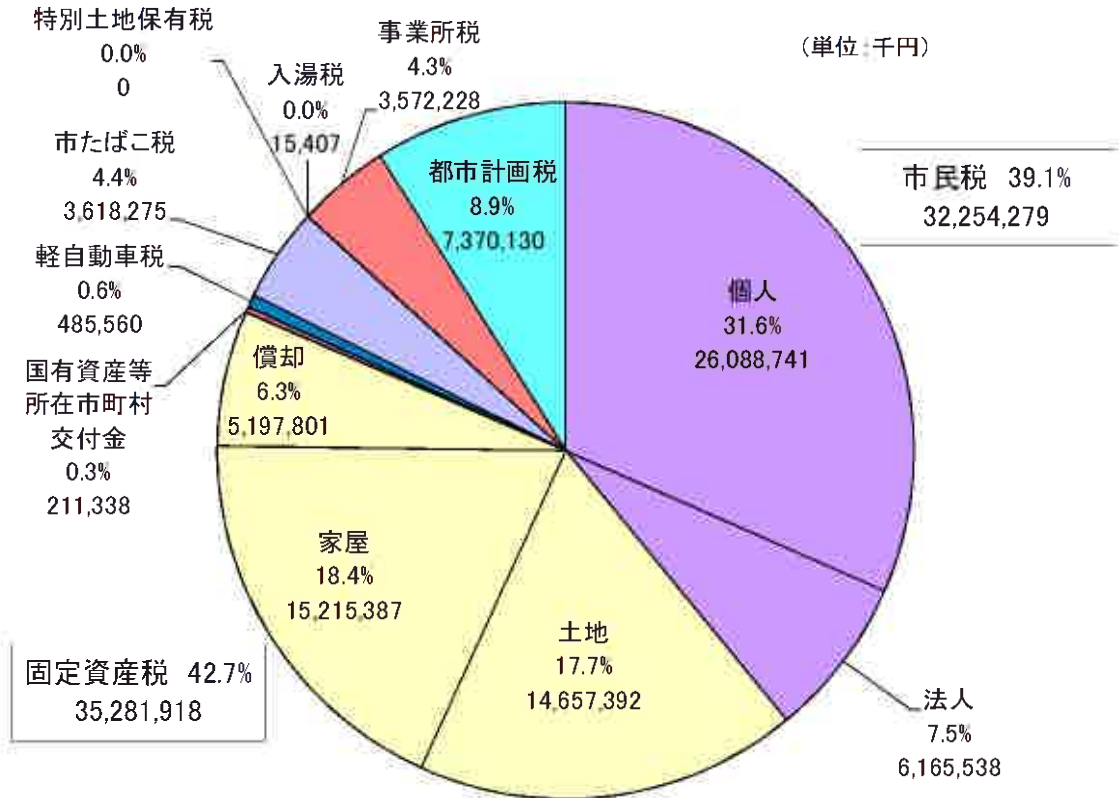
令和2年度		令和3年度		令和4年度	
決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
264,031,807	100.0%	232,308,042	100.0%	227,245,745	100.0%
79,557,367	30.1%	80,110,628	34.5%	82,597,797	36.3%
795,041	0.3%	808,861	0.3%	809,866	0.4%
73,373	0.0%	59,288	0.0%	38,635	0.0%
411,788	0.2%	602,326	0.3%	573,449	0.3%
478,104	0.2%	713,224	0.3%	410,977	0.2%
654,466	0.2%	1,101,489	0.5%	1,177,451	0.5%
9,427,900	3.6%	10,313,226	4.4%	10,911,528	4.8%
48	0.0%	-	-	2,168	0.0%
91,334	0.0%	115,442	0.1%	139,120	0.1%
459,443	0.2%	1,263,150	0.5%	525,275	0.2%
12,499,119	4.7%	16,376,225	7.1%	15,658,743	6.9%
70,292	0.0%	64,969	0.0%	56,935	0.0%
697,767	0.3%	809,600	0.3%	839,287	0.4%
6,342,945	2.4%	6,420,788	2.8%	6,325,770	2.8%
104,475,676	39.6%	71,066,543	30.6%	63,688,169	28.0%
13,344,304	5.0%	14,162,685	6.1%	14,921,718	6.6%
2,409,494	0.9%	1,770,491	0.8%	3,288,088	1.4%
216,234	0.1%	308,364	0.1%	564,554	0.2%
224,220	0.1%	1,969,748	0.8%	4,094,825	1.8%
751,533	0.3%	1,773,441	0.8%	3,495,023	1.5%
9,399,630	3.6%	7,839,147	3.4%	9,925,590	4.4%
21,651,729	8.2%	14,658,407	6.3%	7,200,777	3.2%
262,258,366	100.0%	228,813,019	100.0%	224,209,611	100.0%
774,682	0.3%	782,992	0.3%	801,319	0.3%
67,785,167	25.8%	18,879,319	8.2%	25,410,143	11.3%
103,073,681	39.3%	116,595,481	51.0%	112,925,266	50.4%
14,212,722	5.4%	18,726,176	8.2%	18,934,426	8.4%
167,715	0.1%	350,558	0.2%	165,951	0.1%
145,143	0.1%	140,912	0.1%	133,711	0.1%
3,247,894	1.2%	3,073,385	1.3%	1,506,682	0.7%
20,387,733	7.8%	15,736,402	6.9%	16,259,389	7.2%
6,191,448	2.4%	5,034,116	2.2%	5,068,065	2.3%
17,143,759	6.5%	19,736,390	8.6%	18,604,291	8.3%
-	-	-	-	-	-
29,107,852	11.1%	29,747,017	13.0%	23,698,538	10.6%
20,570	0.0%	10,271	0.0%	701,830	0.3%

[図表1] 令和4年度 一般会計歳入歳出決算額(構成割合)

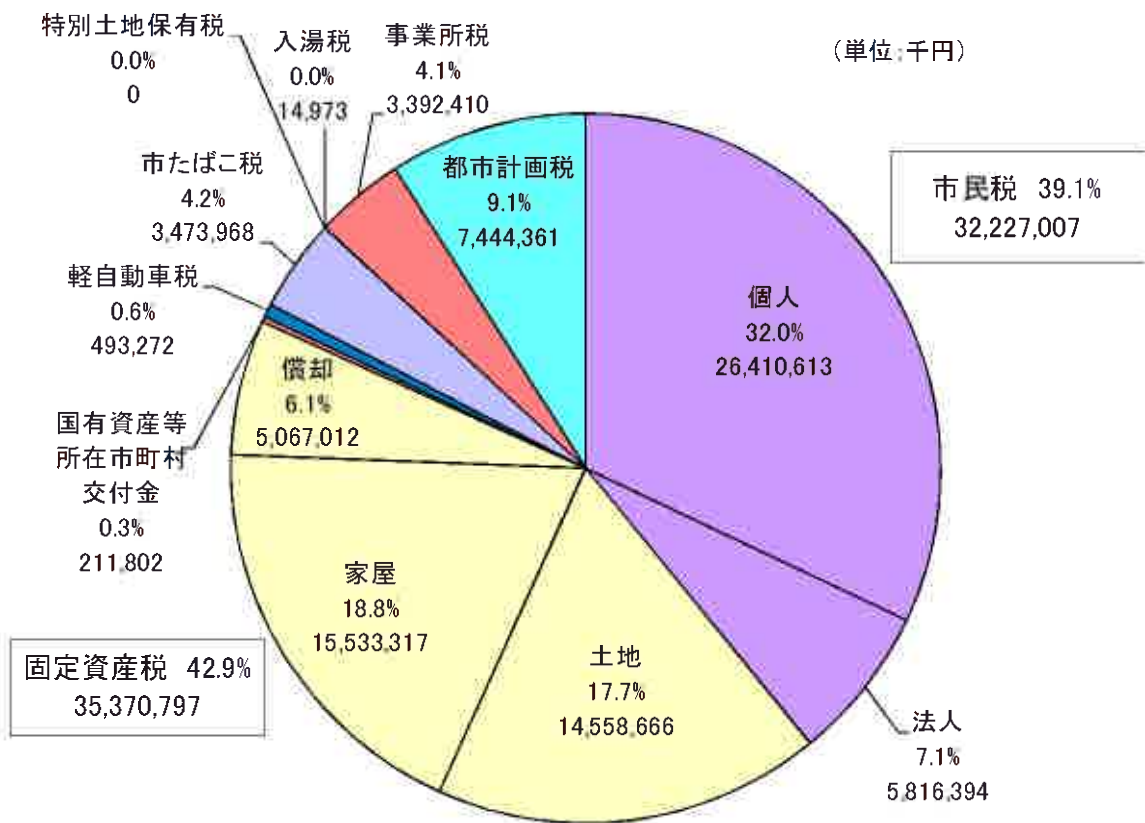
(単位:千円)



[図表2] 令和4年度市税決算額の税目別構成比



[図表3] 令和5年度市税当初予算額の税目別構成比



(4) 令和4年度 市税税目別決算状況 No.1

(単位:円)

市税合計	最終予算額 O	確定額 A	決算額 B=C+D	純収入済額 C	固定外過誤納金 D	不納欠損額 E	実質収入未済額 F=A-C-E	収入率 B/A	対予算	
									B-O	B/O
現年度分	81,489,691,000	84,445,326,241	82,579,918,623	17,878,240	104,249,655	1,761,157,933	97.8%	97.5%	1,108,105,663	101.4%
前年度分	80,766,831,000	82,538,362,041	81,900,087,442	17,688,520	472,266	637,802,333	99.2%	99.3%	1,150,944,962	101.4%
過年度分	80,285,023,000	81,843,790,869	81,290,725,659	17,116,120	453,900	569,777,430	99.3%	99.3%	1,005,702,659	101.3%
滞納繰越分	481,808,000	694,571,172	627,050,303	572,400	18,366	68,074,903	90.3%	95.3%	145,242,303	130.1%
1 市税	722,860,000	1,906,964,200	680,020,901	189,720	103,777,389	1,123,355,630	35.7%	45.0%	△ 42,839,089	94.1%
個人市民税	31,786,044,000	33,409,695,579	32,241,360,469	12,918,290	69,380,847	1,098,954,263	96.5%	96.3%	468,234,759	101.5%
均等割	25,997,206,000	27,088,829,585	26,088,741,255	0	64,026,970	1,056,061,360	95.88%	95.6%	91,535,255	100.4%
所得割	25,602,071,000	26,124,273,262	25,735,046,859	0	18,366	389,208,037	98.5%	98.7%	132,975,859	100.5%
均等割	779,441,000	790,880,570	779,844,810	0	560	11,095,200	98.6%	98.8%	403,810	100.1%
所得割	24,822,630,000	25,333,392,692	24,955,202,049	0	17,806	378,172,837	98.5%	98.7%	132,572,049	100.5%
現年度分	25,508,775,000	25,962,880,833	25,619,054,847	0	0	343,825,986	98.7%	98.8%	110,279,847	100.4%
均等割	778,503,000	787,920,800	777,717,640	0	0	10,203,160	98.7%	98.8%	△ 785,360	99.9%
所得割	24,730,272,000	25,174,960,033	24,841,337,207	0	0	333,622,826	98.7%	98.8%	111,065,207	100.4%
普徴徴収	5,529,961,000	5,935,037,826	5,624,314,061	0	0	310,723,765	94.8%	94.8%	94,353,061	101.7%
給与特徴	19,229,656,000	19,284,290,148	19,251,187,927	0	0	33,102,221	99.8%	99.8%	21,331,927	100.1%
年年度分	749,158,000	743,552,859	743,552,859	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 5,005,141	99.3%
均等割	93,296,000	161,392,428	115,992,012	0	18,366	45,382,051	71.9%	85.1%	22,686,012	124.3%
所得割	938,000	2,959,770	2,127,170	0	560	832,040	71.9%	85.1%	1,189,170	226.8%
滞納繰越分	92,358,000	158,432,659	113,864,842	0	17,806	44,550,011	71.9%	85.1%	21,506,842	123.3%
均等割	395,135,000	1,084,556,323	353,694,396	0	64,008,604	666,853,323	32.6%	35.1%	△ 41,440,604	89.5%
所得割	12,476,000	33,983,480	11,082,660	0	2,005,640	20,895,190	32.6%	35.1%	△ 1,393,340	88.8%
普徴徴収	382,659,000	1,050,572,843	342,611,736	0	62,002,364	645,956,143	32.6%	35.1%	△ 40,047,264	89.5%
給与特徴	5,788,838,000	6,200,863,994	6,162,619,214	0	5,353,877	42,892,903	99.4%	99.2%	376,689,504	106.6%
現年度分	5,774,960,000	6,159,079,800	6,140,132,243	12,888,290	156,000	12,790,557	100.0%	99.9%	378,430,533	106.6%
均等割	1,524,557,000	1,591,186,700	1,591,162,840	3,371,280	41,590	3,353,550	100.0%	99.9%	66,605,840	104.4%
所得割	4,250,003,000	4,561,892,100	4,561,827,693	9,487,010	114,410	9,437,007	100.0%	99.9%	311,824,693	107.3%
現年度分	5,429,342,000	5,788,668,000	5,788,133,541	12,450,890	156,000	12,379,059	100.0%	99.9%	369,242,431	106.8%
均等割	1,489,532,000	1,545,786,700	1,542,444,330	3,319,100	41,590	3,300,790	100.0%	99.9%	56,231,430	103.8%
所得割	3,939,810,000	4,252,881,900	4,252,827,111	9,131,790	114,410	9,078,279	100.0%	99.9%	313,011,001	107.9%
過年度分	345,218,000	354,410,200	353,998,702	407,400	0	411,498	100.0%	99.9%	9,188,102	102.7%
均等割	35,025,000	45,400,000	45,399,410	52,180	0	52,770	100.0%	99.9%	10,374,410	129.6%
所得割	310,193,000	309,010,200	308,651,472	355,220	0	358,728	100.0%	99.9%	△ 1,186,308	99.6%
滞納繰越分	14,278,000	47,787,194	12,486,971	60,000	5,197,877	30,102,346	26.3%	60.5%	△ 1,731,029	87.9%
均等割	3,075,000	11,477,910	2,999,220	14,410	1,248,460	7,230,230	26.3%	60.5%	△ 61,370	98.0%
所得割	11,203,000	36,309,284	9,487,751	45,590	3,949,417	22,872,116	26.3%	60.5%	△ 1,669,659	85.1%
固定資産税	35,032,202,000	35,792,705,748	35,281,918,457	3,193,240	25,173,591	488,806,940	98.6%	98.2%	249,716,457	100.7%
(1) 純固定資産税	34,820,864,000	35,581,368,248	35,067,387,717	3,193,240	25,173,591	488,806,940	98.6%	98.2%	249,716,957	100.7%
現年度分	34,583,023,000	34,990,051,184	34,826,498,711	3,119,150	228,610	166,443,013	99.5%	99.4%	243,475,711	100.7%
土地	14,473,238,000	14,611,955,409	14,535,022,171	1,195,660	112,150	78,016,748	99.5%	99.3%	61,784,171	100.4%
家屋	15,078,150,000	15,180,437,075	15,096,844,820	1,509,552,130	1,16,460	84,768,485	99.4%	99.3%	18,694,820	100.1%
償却	5,031,635,000	5,197,658,700	5,194,631,720	5,194,000,920	630,800	3,657,780	99.9%	100.0%	162,896,720	103.2%
現年度分	34,550,946,000	34,907,917,184	34,754,900,851	2,985,080	228,610	155,772,803	99.6%	99.4%	203,954,851	100.6%
土地	14,470,194,000	14,607,157,509	14,532,840,601	1,159,510	112,150	75,364,268	99.5%	99.3%	62,646,801	100.4%
家屋	15,073,512,000	15,188,674,175	15,091,496,330	1,204,070	116,460	78,265,455	99.5%	99.3%	17,984,330	100.1%
償却	5,007,240,000	5,130,563,920	5,129,942,420	621,500	116,460	2,143,080	100.0%	100.0%	123,323,920	102.5%

(4) 令和4年度 市税税目別決算状況 No.2

(単位:円)

	最終予算額 O	精定額 A	決算額 B=C+D	純収入済額 C	固定外過課納金 D	不納欠損額 E	実質収入未済額 F=A-C-E	収入率		対予算	
								B/A	前年度		B-O
過年度分	32,077,000	82,134,000	71,597,860	71,463,790	134,070	0	10,670,210	87.2%	96.8%	39,520,860	223.2%
土地	3,044,000	4,797,900	2,181,570	2,145,420	36,150	0	2,652,480	45.5%	42.9%	△ 862,430	71.7%
家屋	4,638,000	11,762,900	5,348,490	5,259,870	88,620	0	6,503,030	45.5%	42.9%	710,490	115.3%
償却	24,395,000	65,573,200	64,067,800	64,058,500	9,300	0	1,514,700	97.7%	99.0%	39,672,900	262.6%
滞納繰越分	237,841,000	591,317,064	244,082,246	244,008,156	74,090	0	322,363,927	41.3%	54.9%	6,241,246	102.6%
土地	119,683,000	297,418,326	122,370,376	122,339,336	31,040	0	162,691,639	41.1%	48.8%	2,687,376	102.2%
家屋	115,213,000	288,114,210	118,542,240	118,512,190	30,050	0	157,602,190	41.1%	48.8%	3,329,240	102.9%
償却	2,945,000	5,784,528	3,169,630	3,156,630	13,000	0	2,070,098	54.8%	97.0%	224,630	107.6%
(2) 交付金	211,338,000	211,337,500	211,337,500	211,337,500	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 500	100.0%
3 軽自動車税	492,490,000	525,081,839	485,560,278	485,408,438	151,840	0	36,076,064	92.5%	92.1%	△ 6,929,722	98.6%
償却	41,526,000	29,502,600	29,502,600	29,502,600	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 12,023,400	71.0%
種類	450,964,000	495,579,239	456,057,678	455,905,838	151,840	0	36,076,064	92.0%	91.8%	5,093,678	101.1%
現年課税分	441,170,000	459,980,100	448,201,700	448,090,360	111,340	0	11,876,840	97.4%	97.3%	7,031,700	101.6%
現年度分	440,891,000	459,766,200	448,004,600	447,893,260	111,340	0	11,860,040	97.4%	97.3%	7,113,600	101.6%
過年度分	279,000	213,900	197,100	197,100	0	0	16,800	92.1%	96.3%	△ 81,900	70.6%
滞納繰越分	9,794,000	35,599,139	7,855,978	7,815,478	40,500	0	24,199,224	22.1%	25.3%	△ 1,938,022	80.2%
4 市たばこ税	3,439,852,000	3,618,274,857	3,618,274,857	3,618,274,857	0	0	0	100.0%	100.0%	178,422,857	105.2%
現年課税分	3,439,852,000	3,618,274,857	3,618,274,857	3,618,274,857	0	0	0	100.0%	100.0%	178,422,857	105.2%
現年度分	3,439,852,000	3,618,078,214	3,618,078,214	3,618,078,214	0	0	0	100.0%	100.0%	178,226,214	105.2%
過年度分	0	196,643	196,643	196,643	0	0	0	100.0%	-	196,643	皆増
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	-	100.0%	0	-
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
6 入湯税	14,481,000	15,407,022	15,407,022	15,407,022	0	0	0	100.0%	100.0%	926,022	106.4%
現年課税分	14,481,000	15,407,022	15,407,022	15,407,022	0	0	0	100.0%	100.0%	926,022	106.4%
現年度分	14,481,000	15,407,022	15,407,022	15,407,022	0	0	0	100.0%	100.0%	926,022	106.4%
過年度分	0	0	0	0	0	0	0	-	100.0%	0	-
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
7 事業所税	3,371,505,000	3,589,029,300	3,572,227,100	3,571,241,400	985,700	0	17,787,900	99.5%	100.0%	200,722,100	106.0%
現年課税分	3,363,856,000	3,586,380,100	3,570,067,600	3,569,081,900	985,700	0	17,298,200	99.5%	100.0%	206,211,600	106.1%
現年度分	3,353,884,000	3,494,262,800	3,487,274,274	3,486,288,574	985,700	0	7,974,226	99.8%	100.0%	133,390,274	104.0%
過年度分	9,972,000	92,117,300	82,793,326	82,793,326	0	0	9,323,974	89.9%	100.0%	72,821,326	830.3%
滞納繰越分	7,649,000	2,649,200	2,159,500	2,159,500	0	0	489,700	81.5%	95.6%	△ 5,489,500	28.2%
8 都市計画税	7,953,117,000	7,495,131,896	7,370,130,390	7,369,501,220	629,170	0	6,097,880	98.3%	97.9%	17,013,390	100.2%
現年課税分	7,294,954,000	7,350,076,616	7,310,448,580	7,309,834,540	614,040	0	56,390	99.5%	99.3%	15,494,580	100.2%
土地	3,962,844,000	3,993,107,242	3,971,927,560	3,971,598,750	328,810	0	21,477,852	99.5%	99.3%	9,083,560	100.2%
家屋	3,332,110,000	3,356,969,374	3,338,521,020	3,336,235,790	285,230	0	18,707,834	99.5%	99.3%	6,411,020	100.2%
現年度分	7,293,988,000	7,345,969,916	7,308,581,320	7,307,998,210	583,110	0	37,915,316	99.5%	99.3%	14,593,320	100.2%
土地	3,962,355,000	3,991,518,942	3,971,205,370	3,970,888,530	316,840	0	20,599,772	99.5%	99.3%	8,850,370	100.2%
家屋	3,331,633,000	3,354,450,974	3,337,375,950	3,337,109,680	266,270	0	17,315,544	99.5%	99.3%	5,742,950	100.2%
過年度分	966,000	410,700	1,867,260	1,836,330	30,930	0	2,270,370	45.5%	42.9%	901,260	183.3%
土地	489,000	1,588,300	722,190	710,220	11,970	0	878,090	45.5%	42.9%	233,190	147.7%
家屋	477,000	2,518,400	1,145,070	1,126,110	18,960	0	1,392,290	45.5%	42.9%	668,070	240.1%
滞納繰越分	58,163,000	145,055,280	59,681,810	59,666,680	15,130	0	6,041,490	41.1%	48.8%	1,518,810	102.6%
土地	32,847,000	81,201,080	33,409,520	33,401,050	8,470	0	44,418,040	41.1%	48.8%	762,520	102.3%
家屋	25,516,000	63,854,200	26,272,290	26,265,630	6,660	0	34,929,070	41.1%	48.8%	756,290	103.0%

(5) 令和4年度市税の概要

(単位:千円)

年度 税目	令和3年度 決算額	令和4年度 当初予算額	令和4年度 補正後予算額	令和4年度 決算額	差 引 き			増 減 率		
	①	②	③	④	④-①	④-②	④-③	④/①	④/②	④/③
市 税 合 計	80,110,628	81,439,691	81,489,691	82,597,797	2,487,169	1,158,106	1,108,106	103.1%	101.4%	101.4%
市 民 税	31,261,812	31,736,044	31,786,044	32,254,279	992,467	518,235	468,235	103.2%	101.6%	101.5%
個人	25,404,015	25,447,206	25,997,206	26,088,741	684,726	641,535	91,535	102.7%	102.5%	100.4%
法人	5,857,797	6,288,838	5,788,838	6,165,538	307,741	△ 123,300	376,700	105.3%	98.0%	106.5%
固 定 資 産 税	34,186,963	35,032,202	35,032,202	35,281,918	1,094,955	249,716	249,716	103.2%	100.7%	100.7%
土 地	14,679,694	14,592,921	14,592,921	14,657,392	△ 22,302	64,471	64,471	99.8%	100.4%	100.4%
家 屋	14,289,552	15,193,363	15,193,363	15,215,387	925,835	22,024	22,024	106.5%	100.1%	100.1%
償 却	5,004,012	5,034,580	5,034,580	5,197,801	193,789	163,221	163,221	103.9%	103.2%	103.2%
交 付 金	213,705	211,338	211,338	211,338	△ 2,367	0	0	98.9%	100.0%	100.0%
軽自動車税	462,309	492,490	492,490	485,560	23,251	△ 6,930	△ 6,930	105.0%	98.6%	98.6%
環境性能割	19,765	41,526	41,526	29,502	9,737	△ 12,024	△ 12,024	149.3%	71.0%	71.0%
種別割	442,544	450,964	450,964	456,058	13,514	5,094	5,094	103.1%	101.1%	101.1%
市たばこ税	3,444,250	3,439,852	3,439,852	3,618,275	174,025	178,423	178,423	105.1%	105.2%	105.2%
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
入 湯 税	12,207	14,481	14,481	15,407	3,200	926	926	126.2%	106.4%	106.4%
事 業 所 税	3,580,374	3,371,505	3,371,505	3,572,228	△ 8,146	200,723	200,723	99.8%	106.0%	106.0%
都 市 計 画 税	7,162,713	7,353,117	7,353,117	7,370,130	207,417	17,013	17,013	102.9%	100.2%	100.2%
土 地	4,001,239	3,995,491	3,995,491	4,005,336	4,097	9,845	9,845	100.1%	100.2%	100.2%
家 屋	3,161,474	3,357,626	3,357,626	3,364,794	203,320	7,168	7,168	106.4%	100.2%	100.2%

* 収入額ベース比較表

【市税決算額】

市税決算額は825億9,800万円と、前年度決算額と比較して、24億8,700万円、率にして3.1%の増となった。これは主に個人市民税および固定資産税の増によるものである。

(当初予算比: 11億5,800万円の増、最終予算比: 11億800万円の増)

【主な税目の対前年度決算増減理由】

○ 個人市民税は、6億8,500万円(2.7%)の増加で、これは主に、給与収入及び納税義務者数の増加によるものである。

〈個人市民税の納税義務者数〉	(参考)
R3決算 224,482人	R4予算 225,359人
R4決算 225,577人(+1,095人)	
〈1人当りの給与収入額〉	(参考)
R3決算 442万8,772円	R4予算 445万916円
R4決算 448万3,478円(+5万4,706円)	

○ 法人市民税は、3億800万円(5.3%)の増加で、これは企業収益が増加したことによるものである。

〈業種ごとの税割額の増減〉
鉄鋼業・金属製品・非鉄金属 +1億1,300万円
機械器具 +7,600万円 サービス業 +9,100万円

○ 固定資産税・都市計画税は、13億200万円(3.1%)の増加で、これは主に、新型コロナウイルス感染症に係る特例措置[※]が終了したことなどによるものである。

〈特例措置の終了による影響〉
(家屋) 固定+4.7億円 都計+1億円
(償却) 固定+2.4億円
〈その他〉
(家屋)家屋の新增築による増 固定+4.4億円 都計+1.2億円
(償却)大規模物流施設の新設等による増 固定+1.7億円

※新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対し、令和3年度に限り、事業用家屋及び償却資産の固定資産税及び都市計画税を軽減(全額又は2分の1)するもの。(全額国費補填)

○ 市たばこ税は、1億7,400万円(5.1%)の増加で、これは、令和3年10月に引き上げられた税率が通年化したこと及び売渡し本数増加によるものである。

〈たばこ売渡し本数〉	(参考)
R3年度決算 546,368千本	R4予算 525,007千本
R4年度決算 552,210千本(+5,842千本)	
〈税率〉	
R3.10.1～ 千本当たり 6,122円→6,552円	

〈市税収入率〉

令和4年度の市税収入率は97.8%と、前年度に比べ0.3ポイント上昇した。

内訳として、現年課税分は99.2%と、前年度に比べ0.1ポイント減少、滞納繰越分は35.7%と、前年度に比べ9.3ポイント減少した。

また、個人市民税で95.9%と、前年度に比べ0.3ポイント上昇した。

そのほかの税目の収入は、「(8) 市税決算状況の推移」(20, 21 ページ)に掲載。

	令和3年度 決算①	令和4年度			増減 ②-①
		当初予算	最終予算	決算②	
市税全体	97.5%	97.6%	97.6%	97.8%	0.3%
現年課税分	99.3%	99.2%	99.2%	99.2%	-0.1%
滞納繰越分	45.0%	34.9%	34.9%	35.7%	-9.3%
個人市民税	95.6%	95.7%	95.8%	95.9%	0.3%
現年課税分	98.7%	98.6%	98.6%	98.5%	-0.2%
滞納繰越分	35.1%	33.5%	33.5%	32.6%	-2.5%

〈実質収入未済額〉

実質収入未済額は市税合計で17億6,115万7千円となり、前年度に比べ1億6,368万1千円、率にして8.5%減となった。

各税目の内訳は下表のとおり。

(単位:千円)

年度	令和3年度決算①			令和4年度決算②			増減(②-①)	
	滞納繰越額	構成比	前年比	滞納繰越額	構成比	前年比	滞納繰越額	前年比
市民税	1,138,018	59.1%	81.1%	1,098,954	62.4%	96.6%	△ 39,064	△3.4%
個人	1,093,008	56.8%	84.3%	1,056,062	60.0%	96.6%	△ 36,946	△3.4%
法人	45,010	2.3%	42.7%	42,892	2.4%	95.3%	△ 2,118	△4.7%
固定資産税	601,141	31.2%	61.5%	488,807	27.8%	81.3%	△ 112,334	△18.7%
軽自動車税	36,526	1.9%	95.9%	36,076	2.0%	98.8%	△ 450	△1.2%
市たばこ税	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	-
特別土地保有税	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	-
入湯税	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	-
事業所税	1,568	0.1%	5.0%	17,787	1.0%	1134.4%	16,219	1034.4%
都市計画税	147,585	7.7%	69.8%	119,533	6.8%	81.0%	△ 28,052	△19.0%
市税合計	1,924,838	100.0%	72.3%	1,761,157	100.0%	91.5%	△ 163,681	△8.5%

〈不納欠損額〉

不納欠損額は市税合計で1億425万円となり、前年度に比べ1,097万3千円、率にして9.5%減となった。

詳細は、「(2) 不納欠損額税目別明細」(82, 83 ページ)に掲載。

〈市税収入確保に向けた取組総括〉

平成20年8月に設置した「納税催告センター」を発展解消し、平成23年4月から「納税推進センター」を開設して、引き続き現年課税分の市・県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税について、督促状発送後になお納付のない滞納者を対象に電話・文書による納税勧奨を効果的に実施した。

平成23年度から特別処理担当（滞納額50万円以上の滞納整理を所管）に課長を配置するとともに平成25年度からは個人住民税整理担当（職員3名）を新設、平成26年度には特別処理担当に職員3名を増員、平成27年度には納税課及び特別処理担当に職員を4名増員し、徴収体制の強化を図ってきた。

さらに、平成30年度には納税課に職員5名を増員（特別処理担当は1名減員）し、納税第1担当に現年課税分滞納額50万円未満の差押等案件を追加、また、個人住民税整理担当案件を滞納額20万円以上50万円未満から、滞納繰越額・現年課税分滞納額10万円以上50万円未満に拡充し、現年課税分についても滞納整理の強化を図るとともに、徴収対策専門員の指導・助言なども得る中で、財産調査を充実させ、債権差押などの滞納処分による効果的・効率的な滞納整理を推進した。

令和元年度から、更なる収入率の向上及び収入未済額の縮減を図るため、納税課の徴収体制を、これまでの「機能分担制」から「地区担当制」に変更し、滞納整理部門の進捗管理の徹底等を図るため、納税課内に徴収管理担当係長（総括係長）を設置するとともに、効率的かつ効果的な滞納整理を行うため、滞納額のランク分類による取組優先順位の設定を実施した。

令和2年度からは悪質な滞納者に対して捜索を実施したことに加え、現徴収体制を積極的に運用した。

令和3年度は、個人市民税の滞納抑制及び収入率向上のため、個人住民税整理担当内「現年対策チーム」として2名を専任させ、現年課税分の徴収強化に取り組んだ。また、預貯金、生命保険、他都市照会を中心とした財産調査に、クレジットカード会社を追加するなど、財産調査の強化を図った。

令和4年度は個人住民税整理担当現年対策チームの取組み対象範囲を特別徴収義務者や、個人市民税に加え他の税目も滞納している重複滞納者にも拡大し、職員1名増の3名体制で、滞納案件への早期着手、差押等の滞納処分を行った。

また、平成20年4月から実施したコンビニ収納については、利用件数が伸びており、収入率の向上に効果があった。平成24年度からは、口座振替推進事業として、「ペイジー口座振替受付サービス」を市役所や各サービスセンターで実施し、さらに、平成30年10月からインターネットで口座振替の申し込みができる「Web口座振替受付サービス」の運用を開始した。令和3年1月から導入した「クレジット納付（Pay-easy納付を含む）、LINE Pay、PayPay、モバイルレジ」に加え、令和4年4月からは「d払い、J-Coin、auPAY」を追加し、納税者の更なる利便性向上を図った。今後は利用拡大に向け、納税者への積極的な広報を実施していく。

〈令和5年度市税収入確保に向けた取組〉

令和5年度予算である824億1,678万8千円以上を確保するとともに、収入未済額の一層の縮減を目指し、次の取組を実施する。

- (1) 令和5年度に新たに設置された「個人住民税等早期対策担当」（職員1名増の4名体制）が現年課税分（固定資産税・都市計画税、市民税・県民税（普通徴収）及び軽自動車税）の未納者に対して、SMS（ショートメッセージサービス）・電話・文書による納税催告を実施するとともに、滞納後速やかに滞納整理に着手することで、滞納額の圧縮を強力に推し進め、滞納状態の早期解決を図っていく。
- (2) 納税推進センターの廃止に伴って導入したSMS（ショートメッセージサービス）を活用した効率的な催告業務を実施する。また、早期対策等行政事務員の業務内容の調整を行い、職員が滞納整理に集中できる環境整備のため継続して見直しを行っていく。
- (3) 納税管理担当、収入整理担当、徴収管理担当、納税第1担当、納税第2担当、納税第3担当、個人住民税整理担当、個人住民税等早期対策担当及び特別処理担当との相互補完及び連携を密にし、滞納事案の縮減に取り組む。
- (4) 滞納者に対して早期納付を促し、納付されない場合は給与の差押えを行うなど債権（給与・預貯金・その他債権）の差押強化に向けた取組を推進する。また、徴収が見込めない案件を執行停止処分等で縮減し、効率的な滞納整理を行う。
- (5) 現徴収体制を積極的に運用し、更なる進捗管理の徹底、詳細なスケジュールに基づく効率的な滞納整理の実施、滞納整理研修の充実による職員の滞納整理スキルの向上等に取り組む。
- (6) 財産調査業務において、預貯金照会業務のデジタル化により照会期間の大幅な短縮が図られたことから、その効果を反映するために職員がスムーズに滞納整理を実施できる調査体制を構築し、差押えに係る滞納整理の迅速化を図る。
- (7) 悪質な滞納案件の早期解決を目指し、捜索を実施する。

〈参考：令和4年度日本経済の動向等〉

令和4年度の我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増している。

こうした下で、令和4年度の我が国経済については、実質国内総生産（実質GDP）成長率は1.7%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は1.8%程度と見込まれる。消費者物価（総合）については、エネルギーや食料価格の上昇に伴い、3.0%程度の上昇率になると見込まれる。

令和5年度については、物価高を克服しつつ、計画的で大胆な投資を官民連携で推進するなど新しい資本主義の旗印の下、我が国経済を民需主導で持続可能な成長経路に乗せるための施策を推進する。こうした取組を通じ、令和5年度の実質GDP成長率は1.5%程度、名目GDP成長率は2.1%程度と民間需要がけん引する成長が見込まれる。

7月の月例経済報告の中で、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」との基調判断が示されている。

産業分類別法人税割調定額比較（現年度分）

（単位：千円、％）

区分	令和3年度		令和4年度		うち税割法人数	増減	
	調定額①	構成比	調定額②	構成比		② - ①	② / ①
建設業	333,433	8.1	334,606	7.9	2,204	964	1,173 / 0.4
製造業	1,790,660	43.5	1,948,101	45.8	1,570	722	157,441 / 8.8
食料品	49,398	1.2	93,176	2.2	143	51	43,778 / 88.6
パルプ・紙・紙加工品	111,144	2.7	119,391	2.8	32	17	8,247 / 7.4
化学工業	765,662	18.6	672,399	15.8	137	84	△ 93,263 / △ 12.2
窯業・土石製品	53,514	1.3	74,684	1.8	43	26	21,170 / 39.6
鉄鋼業・金属製品・非鉄金属	214,056	5.2	326,650	7.7	401	184	112,594 / 52.6
機械器具	555,721	13.5	631,316	14.8	531	254	75,595 / 13.6
その他の製造	41,165	1.0	30,485	0.7	283	106	△ 10,680 / △ 25.9
その他の業種	1,992,367	48.4	1,970,175	46.3	8,163	3,691	△ 22,192 / △ 1.1
卸売・小売業	815,059	19.8	707,249	16.6	2,207	939	△ 107,810 / △ 13.2
金融・保険業	209,939	5.1	293,037	6.9	169	88	83,098 / 39.6
不動産業	193,474	4.7	196,566	4.6	1,554	781	3,092 / 1.6
情報通信・運輸業	230,522	5.6	238,040	5.6	741	369	7,518 / 3.3
電気・ガス・熱供給・水道業	115,261	2.8	17,042	0.4	24	8	△ 98,219 / △ 85.2
サービス業	428,112	10.4	518,241	12.2	3,468	1,506	90,129 / 21.1
合計	4,116,460	100.0	4,252,882	100.0	11,937	5,377	136,422 / 3.3

(6) 当初及び最終予算額累年比較

区 分	平成30年度			令和元年度		
	当初	補正	最終	当初	補正	最終
市 税	78,492,031	777,000	79,269,031	79,803,695	387,000	80,190,695
現年課税分	77,503,985	777,000	78,280,985	78,892,514	387,000	79,279,514
滞納繰越分	988,046	0	988,046	911,181	0	911,181
市 民 税	30,995,245	853,000	31,848,245	32,166,146	387,000	32,553,146
個 人	24,026,552	235,000	24,261,552	24,601,005	387,000	24,988,005
現年課税分	23,517,156	235,000	23,752,156	24,121,074	387,000	24,508,074
滞納繰越分	509,396	0	509,396	479,931	0	479,931
法 人	6,968,693	618,000	7,586,693	7,565,141	0	7,565,141
現年課税分	6,952,556	618,000	7,570,556	7,545,749	0	7,545,749
滞納繰越分	16,137	0	16,137	19,392	0	19,392
固 定 資 産 税	33,449,590	△ 30,000	33,419,590	33,630,896	0	33,630,896
純固定資産税	33,228,782	△ 30,000	33,198,782	33,404,621	0	33,404,621
現年課税分	32,868,736	△ 30,000	32,838,736	33,086,270	0	33,086,270
土地・家屋	27,943,914	0	27,943,914	28,206,650	0	28,206,650
償却資産	4,894,697	△ 30,000	4,864,697	4,846,291	0	4,846,291
過年度	30,125	0	30,125	33,329	0	33,329
滞納繰越分	360,046	0	360,046	318,351	0	318,351
交 付 金	220,808	0	220,808	226,275	0	226,275
軽自動車税	398,268	0	398,268	415,305	0	415,305
環境性能割	0	0	0	6,353	0	6,353
種別割	398,268	0	398,268	408,952	0	408,952
現年課税分	389,220	0	389,220	396,194	0	396,194
滞納繰越分	9,048	0	9,048	12,758	0	12,758
市たばこ税	3,294,513	△ 46,000	3,248,513	3,201,739	0	3,201,739
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
入 湯 税	17,361	0	17,361	19,262	0	19,262
現年課税分	17,361	0	17,361	19,262	0	19,262
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
事業所税	3,293,121	0	3,293,121	3,275,530	0	3,275,530
現年課税分	3,287,623	0	3,287,623	3,272,593	0	3,272,593
滞納繰越分	5,498	0	5,498	2,937	0	2,937
都市計画税	7,043,933	0	7,043,933	7,094,817	0	7,094,817
現年課税分	6,956,012	0	6,956,012	7,017,005	0	7,017,005
滞納繰越分	87,921	0	87,921	77,812	0	77,812

(単位：千円)

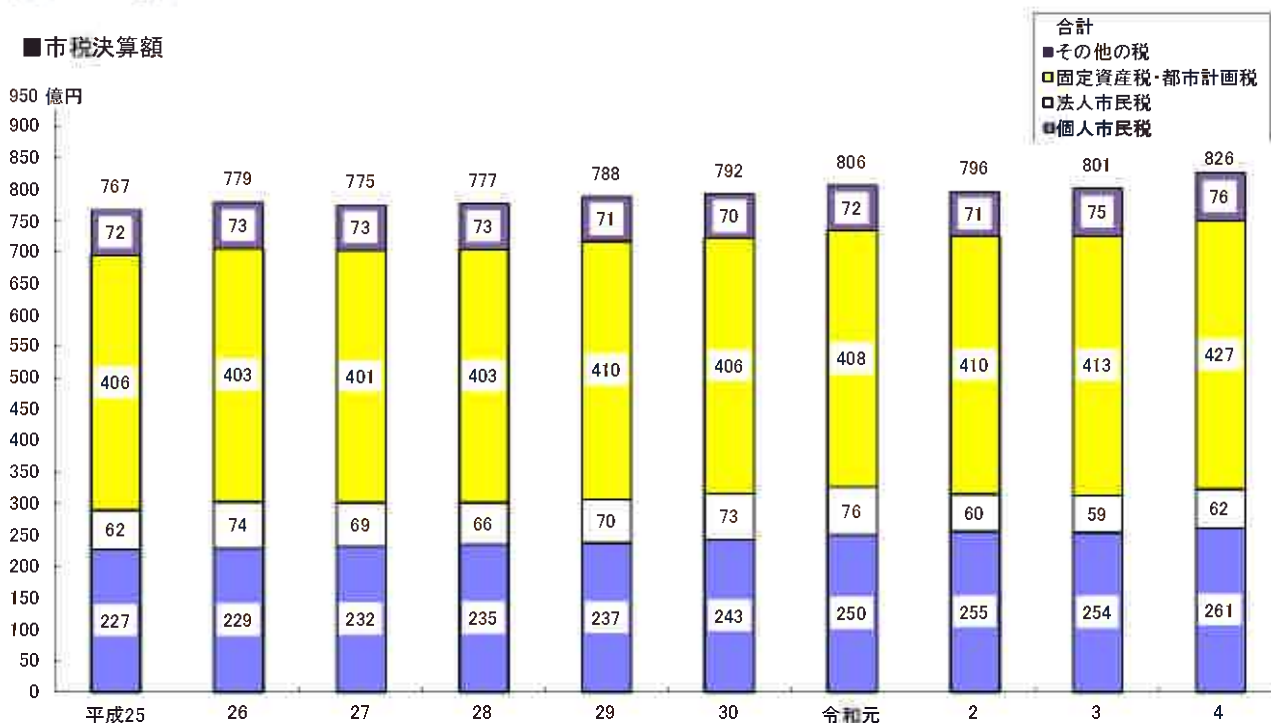
令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度
当初	補正	最終	当初	補正	最終	当初	補正	最終	当初
79,411,977	△ 300,000	79,111,977	76,368,706	3,070,000	79,438,706	81,439,691	50,000	81,489,691	82,416,788
78,599,331	△ 300,000	78,299,331	75,154,098	3,070,000	78,224,098	80,716,831	50,000	80,766,831	81,784,319
812,646	0	812,646	1,214,608	0	1,214,608	722,860	0	722,860	632,478
31,280,302	30,000	31,310,302	28,280,675	2,500,000	30,780,675	31,736,044	50,000	31,786,044	32,227,007
25,100,004	300,000	25,400,004	23,818,568	1,300,000	25,118,568	25,447,206	550,000	25,997,206	26,410,613
24,647,536	300,000	24,947,536	23,386,554	1,300,000	24,686,554	25,052,071	550,000	25,602,071	26,067,150
452,468	0	452,468	432,014	0	432,014	395,135	0	395,135	343,463
6,180,298	△ 270,000	5,910,298	4,462,107	1,200,000	5,662,107	6,288,838	△ 500,000	5,788,838	5,816,394
6,168,852	△ 270,000	5,898,852	4,394,074	1,200,000	5,594,074	6,274,560	△ 500,000	5,774,560	5,804,568
11,446	0	11,446	68,033	0	68,033	14,278	0	14,278	11,826
34,003,441	△ 280,000	33,723,441	33,650,164	450,000	34,100,164	35,032,202	0	35,032,202	35,370,797
33,784,076	△ 280,000	33,504,076	33,436,459	450,000	33,886,459	34,820,864	0	34,820,864	35,158,995
33,512,356	△ 280,000	33,232,356	32,872,132	450,000	33,322,132	34,589,023	0	34,589,023	34,949,559
28,597,806	△ 170,000	28,427,806	28,397,698	110,000	28,507,698	29,543,706	0	29,543,706	29,878,122
4,902,979	△ 110,000	4,792,979	4,452,080	310,000	4,762,080	5,007,240	0	5,007,240	5,028,724
11,571	0	11,571	22,354	30,000	52,354	32,077	0	32,077	42,713
271,720	0	271,720	564,327	0	564,327	237,841	0	237,841	209,436
219,365	0	219,365	213,705	0	213,705	211,338	0	211,338	211,802
441,901	0	441,901	453,572	0	453,572	492,490	0	492,490	493,272
22,075	0	22,075	20,363	0	20,363	41,526	0	41,526	31,232
419,826	0	419,826	433,209	0	433,209	450,964	0	450,964	462,040
410,288	0	410,288	423,551	0	423,551	441,170	0	441,170	453,064
9,538	0	9,538	9,658	0	9,658	9,794	0	9,794	8,976
3,195,555	0	3,195,555	3,444,770	0	3,444,770	3,439,852	0	3,439,852	3,473,968
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,522	0	19,522	14,205	0	14,205	14,481	0	14,481	14,973
19,522	0	19,522	14,205	0	14,205	14,481	0	14,481	14,973
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,316,580	0	3,316,580	3,370,401	100,000	3,470,401	3,371,505	0	3,371,505	3,392,410
3,315,755	0	3,315,755	3,338,711	100,000	3,438,711	3,363,856	0	3,363,856	3,384,943
825	0	825	81,690	0	81,690	7,649	0	7,649	7,467
7,154,676	△ 50,000	7,104,676	7,154,919	20,000	7,174,919	7,353,117	0	7,353,117	7,444,361
7,088,027	△ 50,000	7,038,027	7,046,033	20,000	7,066,033	7,294,954	0	7,294,954	7,393,051
66,649	0	66,649	108,886	0	108,886	58,163	0	58,163	51,310

(7) 市税予算額・決算額の推移

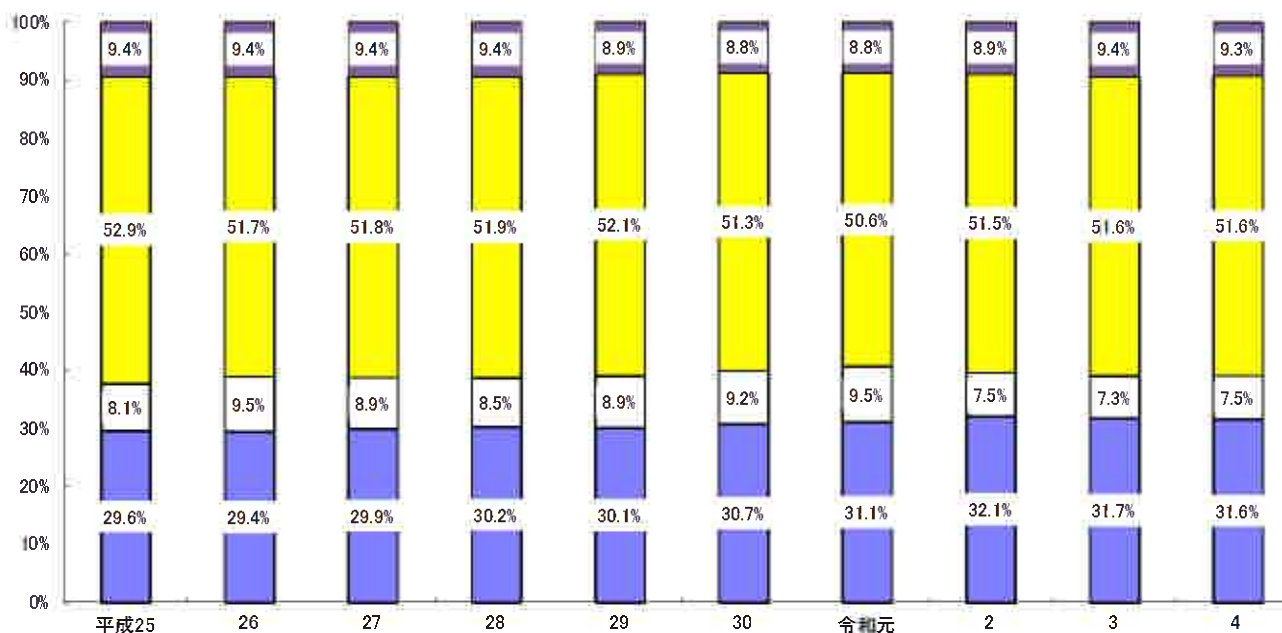
(単位：千円)

区分 年度	当初予算額		最終予算額		決算額		最終予算額と決算額比較	
	収入額	前年比	収入額①	前年比	収入額②	前年比	② - ①	② / ①
平成5	89,647,553	102.9%	87,697,553	101.9%	87,284,303	101.1%	△ 413,250	99.5%
6	88,413,080	98.6%	83,382,789	95.1%	82,344,047	94.3%	△ 1,038,742	98.8%
7	80,309,310	90.8%	80,013,245	96.0%	80,835,066	98.2%	821,821	101.0%
8	83,671,091	104.2%	86,840,587	108.5%	87,142,856	107.8%	302,269	100.3%
9	90,707,567	108.4%	90,983,448	104.8%	90,523,622	103.9%	△ 459,826	99.5%
10	91,179,899	100.5%	87,220,499	95.9%	86,915,745	96.0%	△ 304,754	99.7%
11	87,297,092	95.7%	84,665,092	97.1%	84,721,932	97.5%	56,840	100.1%
12	82,014,916	93.9%	82,014,916	96.9%	82,033,738	96.8%	18,822	100.0%
13	81,466,614	99.3%	81,466,614	99.3%	80,930,947	98.7%	△ 535,667	99.3%
14	75,799,783	93.0%	77,272,783	94.9%	77,680,707	96.0%	407,924	100.5%
15	71,986,162	95.0%	71,986,162	93.2%	72,298,758	93.1%	312,596	100.4%
16	69,802,555	97.0%	70,918,764	98.5%	71,112,899	98.4%	194,135	100.3%
17	70,084,696	100.4%	71,885,400	101.4%	72,234,403	101.6%	349,003	100.5%
18	73,056,776	104.2%	75,514,507	105.0%	75,770,073	104.9%	255,566	100.3%
19	80,761,324	110.5%	81,368,951	107.8%	81,512,835	107.6%	143,884	100.2%
20	82,762,455	102.5%	82,798,455	101.8%	82,597,270	101.3%	△ 201,185	99.8%
21	79,926,642	96.6%	77,713,642	93.9%	77,845,020	94.2%	131,378	100.2%
22	78,235,298	97.9%	78,090,298	100.5%	78,566,138	100.9%	475,840	100.6%
23	78,298,399	100.1%	78,298,399	100.3%	78,469,229	99.9%	170,830	100.2%
24	76,795,621	98.1%	77,232,621	98.6%	77,454,095	98.7%	221,474	100.3%
25	76,074,220	99.1%	76,674,220	99.3%	76,679,351	99.0%	5,131	100.0%
26	77,085,796	101.3%	77,492,796	101.1%	77,892,183	101.6%	399,387	100.5%
27	76,816,471	99.7%	76,990,471	99.4%	77,459,503	99.4%	469,032	100.6%
28	76,790,106	100.0%	77,534,106	100.7%	77,659,392	100.3%	125,286	100.2%
29	77,829,605	101.4%	78,281,605	101.0%	78,767,750	101.4%	486,145	100.6%
30	78,492,031	100.9%	79,269,031	101.3%	79,238,902	100.6%	△ 30,129	100.0%
令和元	79,803,695	101.7%	80,190,695	101.2%	80,591,085	101.7%	400,390	100.5%
2	79,411,977	99.5%	79,111,977	98.7%	79,557,367	98.7%	445,390	100.6%
3	76,368,706	96.2%	79,438,706	100.4%	80,110,628	100.7%	671,922	100.8%
4	81,439,691	106.6%	81,489,691	102.6%	82,597,797	103.1%	1,108,106	101.4%

[図表4] 市税決算額の推移



■市税決算額の割合



（8）市税決算状況の推移

区 分	平成 30 年 度			令和 元 年 度		
	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率
市 税 総 計	82,361,914	79,238,902	96.2%	83,280,680	80,591,085	96.8%
現年課税分	78,935,986	78,096,530	98.9%	80,446,638	79,664,249	99.0%
（現年度）	78,467,960	77,667,944	99.0%	80,010,626	79,264,984	99.1%
（過年度）	468,026	428,586	91.6%	436,012	399,265	91.6%
滞納繰越分	3,425,928	1,142,372	33.3%	2,834,042	926,836	32.7%
市 民 税	33,339,167	31,584,020	94.7%	34,241,423	32,690,247	95.5%
個 人	26,009,913	24,308,821	93.5%	26,546,816	25,049,366	94.4%
現年課税分	24,270,697	23,793,866	98.0%	24,984,330	24,548,965	98.3%
（現年度）	24,099,817	23,650,676	98.1%	24,829,459	24,420,271	98.4%
均等割	757,779	745,162	98.3%	772,131	760,716	98.5%
所得割	23,342,038	22,905,514	98.1%	24,057,328	23,659,555	98.3%
（過年度）	170,880	143,190	83.8%	154,871	128,694	83.1%
滞納繰越分	1,739,216	514,955	29.6%	1,562,486	500,401	32.0%
法 人	7,329,254	7,275,199	99.3%	7,694,607	7,640,881	99.3%
現年課税分	7,265,115	7,258,156	99.9%	7,638,776	7,628,184	99.9%
（現年度）	7,058,699	7,053,411	99.9%	7,473,529	7,467,562	99.9%
均等割	1,532,202	1,531,049	99.9%	1,518,303	1,517,088	99.9%
税 割	5,526,497	5,522,362	99.9%	5,955,226	5,950,474	99.9%
（過年度）	206,416	204,745	99.2%	165,247	160,622	97.2%
滞納繰越分	64,139	17,043	26.6%	55,831	12,697	22.7%
固 定 資 産 税	34,621,906	33,562,642	96.9%	34,565,053	33,685,327	97.5%
純 固 定 資 産 税	34,401,098	33,341,834	96.9%	34,338,778	33,459,052	97.4%
現年課税分	33,131,822	32,861,732	99.2%	33,398,887	33,139,776	99.2%
（現年度）	33,092,571	32,828,422	99.2%	33,372,922	33,118,589	99.2%
土 地	14,577,276	14,442,582	99.1%	14,572,799	14,444,020	99.1%
家 屋	13,665,870	13,539,597	99.1%	13,937,587	13,814,421	99.1%
償却資産	4,849,425	4,846,243	99.9%	4,862,536	4,860,148	100.0%
（過年度）	39,251	33,310	84.9%	25,965	21,187	81.6%
滞納繰越分	1,269,276	480,102	37.8%	939,891	319,276	34.0%
交 付 金	220,808	220,808	100.0%	226,275	226,275	100.0%
軽 自 動 車 税	445,220	403,409	90.6%	464,924	422,110	90.8%
環境性能割	0	0	-	6,184	6,184	100.0%
種 別 割	445,220	403,409	90.6%	458,740	415,926	90.7%
現年課税分	407,027	392,012	96.3%	420,328	405,970	96.6%
（現年度）	406,740	391,747	96.3%	420,024	405,696	96.6%
（過年度）	287	265	92.3%	304	274	90.1%
滞納繰越分	38,193	11,397	29.8%	38,412	9,956	25.9%
市 た ば こ 税	3,272,898	3,272,944	100.0%	3,301,837	3,301,837	100.0%
現年課税分	3,272,898	3,272,944	100.0%	3,301,837	3,301,837	100.0%
（現年度）	3,272,898	3,272,944	100.0%	3,301,837	3,301,837	100.0%
（過年度）	0	0	-	0	0	-
滞納繰越分	0	0	-	0	0	-
特 別 土 地 保 有 税	0	0	-	0	0	-
入 湯 税	17,285	17,285	100.0%	19,256	19,256	100.0%
現年課税分	17,285	17,285	100.0%	19,256	19,256	100.0%
（現年度）	17,285	17,285	100.0%	19,256	19,256	100.0%
（過年度）	0	0	-	0	0	-
滞納繰越分	0	0	-	0	0	-
事 業 所 税	3,336,355	3,329,853	99.8%	3,373,027	3,373,415	100.0%
現年課税分	3,333,495	3,329,240	99.9%	3,366,525	3,367,260	100.0%
（現年度）	3,284,386	3,282,693	99.9%	3,280,314	3,281,049	100.0%
（過年度）	49,109	46,547	94.8%	86,211	86,211	100.0%
滞納繰越分	2,860	613	21.4%	6,502	6,155	94.7%
都 市 計 画 税	7,329,083	7,068,749	96.4%	7,315,160	7,098,893	97.0%
現年課税分	7,016,839	6,950,487	99.1%	7,084,240	7,020,542	99.1%
（現年度）	7,014,756	6,949,958	99.1%	7,080,826	7,018,265	99.1%
（過年度）	2,083	529	25.4%	3,414	2,277	66.7%
滞納繰越分	312,244	118,262	37.9%	230,920	78,351	33.9%

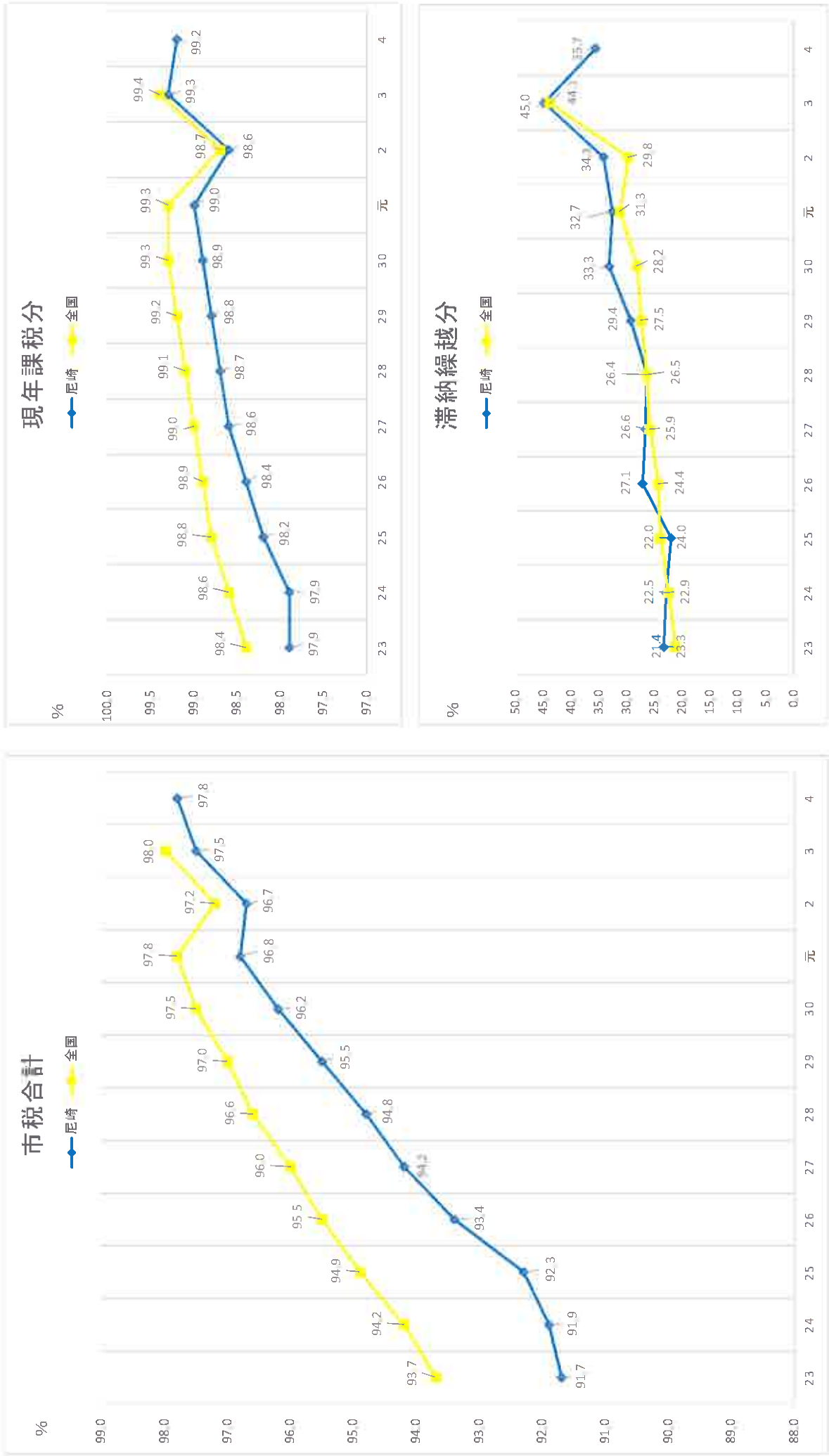
令和2年度			令和3年度			令和4年度		
調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
82,312,493	79,557,367	96.7%	82,141,221	80,110,628	97.5%	84,445,326	82,597,797	97.8%
79,816,774	78,702,343	98.6%	79,513,326	78,928,119	99.3%	82,538,362	81,917,776	99.2%
79,370,780	78,295,619	98.6%	79,078,797	78,513,994	99.3%	81,843,791	81,290,726	99.3%
445,994	406,724	91.2%	434,529	414,125	95.3%	694,571	627,050	90.3%
2,495,719	855,024	34.3%	2,627,895	1,182,509	45.0%	1,906,964	680,021	35.7%
32,938,268	31,485,649	95.6%	32,462,538	31,261,812	96.3%	33,409,696	32,254,279	96.5%
26,881,175	25,527,805	94.97%	26,560,022	25,404,015	95.6%	27,208,830	26,088,741	95.9%
25,489,852	25,075,772	98.4%	25,271,680	24,951,344	98.7%	26,124,273	25,735,047	98.5%
25,352,987	24,973,752	98.5%	25,157,646	24,854,343	98.8%	25,962,881	25,619,055	98.7%
784,589	773,162	98.5%	786,173	776,947	98.8%	787,921	777,718	98.7%
24,568,398	24,200,590	98.5%	24,371,473	24,077,396	98.8%	25,174,960	24,841,337	98.7%
136,865	102,020	74.5%	114,034	97,001	85.1%	161,392	115,992	71.9%
1,391,323	452,033	32.5%	1,288,342	452,671	35.1%	1,084,557	353,694	32.6%
6,057,093	5,957,844	98.4%	5,902,516	5,857,797	99.2%	6,200,866	6,165,538	99.4%
6,004,391	5,941,512	99.0%	5,810,136	5,801,867	99.9%	6,153,079	6,152,991	100.0%
5,760,495	5,697,873	98.9%	5,616,727	5,608,723	99.9%	5,798,669	5,798,585	100.0%
1,509,155	1,492,752	98.9%	1,500,267	1,498,130	99.9%	1,545,787	1,545,764	100.0%
4,251,340	4,205,121	98.9%	4,116,460	4,110,593	99.9%	4,252,882	4,252,821	100.0%
243,896	243,639	99.9%	193,409	193,144	99.9%	354,410	354,406	100.0%
52,702	16,332	31.0%	92,380	55,930	60.5%	47,787	12,547	26.3%
34,892,423	33,879,057	97.1%	34,820,543	34,186,963	98.2%	35,792,706	35,281,918	98.6%
34,672,709	33,659,343	97.1%	34,606,838	33,973,258	98.2%	35,581,368	35,070,580	98.6%
33,860,831	33,357,931	98.5%	33,637,327	33,440,543	99.4%	34,990,051	34,826,498	99.5%
33,809,996	33,310,552	98.5%	33,556,442	33,362,212	99.4%	34,907,917	34,754,900	99.6%
14,615,755	14,423,897	98.7%	14,565,621	14,468,049	99.3%	14,607,157	14,532,841	99.5%
14,265,597	14,078,335	98.7%	14,182,297	14,087,292	99.3%	15,168,674	15,091,496	99.5%
4,928,644	4,808,320	97.6%	4,808,524	4,806,871	100.0%	5,132,086	5,130,563	100.0%
50,835	47,379	93.2%	80,885	78,331	96.8%	82,134	71,598	87.2%
811,878	301,412	37.1%	969,511	532,715	54.9%	591,317	244,082	41.3%
219,714	219,714	100.0%	213,705	213,705	100.0%	211,338	211,338	100.0%
489,677	449,478	91.8%	501,897	462,309	92.1%	525,081	485,560	92.5%
17,919	17,919	100.0%	19,765	19,765	100.0%	29,502	29,502	100.0%
471,758	431,559	91.5%	482,132	442,544	91.8%	495,579	456,058	92.0%
432,898	420,993	97.2%	445,063	433,166	97.3%	459,980	448,202	97.4%
432,568	420,692	97.3%	444,900	433,009	97.3%	459,766	448,005	97.4%
330	301	91.2%	163	157	96.3%	214	197	92.1%
38,860	10,566	27.2%	37,069	9,378	25.3%	35,599	7,856	22.1%
3,265,033	3,265,015	100.0%	3,444,250	3,444,250	100.0%	3,618,275	3,618,275	100.0%
3,265,033	3,265,015	100.0%	3,444,232	3,444,232	100.0%	3,618,275	3,618,275	100.0%
3,265,033	3,265,015	100.0%	3,444,232	3,444,232	100.0%	3,618,078	3,618,078	100.0%
0	0	-	0	0	-	197	197	100.0%
0	0	-	18	18	100.0%	0	0	-
0	0	-	0	0	-	0	0	-
12,626	12,626	100.0%	12,207	12,207	100.0%	15,407	15,407	100.0%
12,626	12,626	100.0%	12,207	12,207	100.0%	15,407	15,407	100.0%
12,626	12,626	100.0%	12,204	12,204	100.0%	15,407	15,407	100.0%
0	0	-	3	3	100.0%	0	0	-
0	0	-	0	0	-	0	0	-
3,362,346	3,333,808	99.2%	3,581,495	3,580,374	100.0%	3,589,029	3,572,228	99.5%
3,361,237	3,333,100	99.2%	3,550,713	3,550,934	100.0%	3,586,380	3,570,068	99.5%
3,348,247	3,320,148	99.2%	3,505,633	3,505,854	100.0%	3,494,263	3,487,275	99.8%
12,990	12,952	99.7%	45,080	45,080	100.0%	92,117	82,793	89.9%
1,109	708	63.8%	30,782	29,440	95.6%	2,649	2,160	81.5%
7,352,120	7,131,734	97.0%	7,318,291	7,162,713	97.9%	7,495,132	7,370,130	98.3%
7,152,273	7,057,761	98.7%	7,108,498	7,060,356	99.3%	7,350,077	7,310,448	99.5%
7,151,195	7,057,328	98.7%	7,107,543	7,059,947	99.3%	7,345,970	7,308,581	99.5%
1,078	433	40.2%	955	409	42.8%	4,107	1,867	45.5%
199,847	73,973	37.0%	209,793	102,357	48.8%	145,055	59,682	41.1%

(9) 市税決算額税目別構成比及び前年度比較

区 分	平 成 30 年 度			令 和 元 年 度		
	決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比
市 税 総 計	79,238,902	100.0%	100.6%	80,591,085	100.0%	101.7%
市 民 税	31,584,020	39.9%	102.8%	32,690,247	40.6%	103.5%
個 人	24,308,821	30.7%	102.4%	25,049,366	31.1%	103.0%
均 等 割	763,214	1.0%	101.7%	778,243	1.0%	102.0%
所 得 割	23,545,607	29.7%	102.4%	24,271,123	30.1%	103.1%
法 人	7,275,199	9.2%	104.2%	7,640,881	9.5%	105.0%
均 等 割	1,562,243	2.0%	99.6%	1,549,948	1.9%	99.2%
税 割	5,712,956	7.2%	105.5%	6,090,933	7.6%	106.6%
固 定 資 産 税	33,562,642	42.4%	99.1%	33,685,327	41.8%	100.4%
土 地	14,689,091	18.5%	100.4%	14,609,027	18.1%	99.5%
家 屋	13,771,508	17.4%	97.7%	13,974,616	17.3%	101.5%
償 却 資 産	4,881,235	6.2%	99.2%	4,875,409	6.1%	99.9%
交 付 金	220,808	0.3%	99.7%	226,275	0.3%	102.5%
軽 自 動 車 税	403,409	0.5%	104.1%	422,110	0.5%	104.6%
環 境 性 能 割	0	0.0%	-	6,184	0.0%	皆増
種 別 割 (旧軽自動車税)	403,409	0.5%	104.1%	415,926	0.5%	103.1%
市 た ば こ 税	3,272,944	4.1%	98.3%	3,301,837	4.1%	100.9%
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0%	-	0	0.0%	-
入 湯 税	17,285	0.0%	95.5%	19,256	0.0%	111.4%
事 業 所 税	3,329,853	4.2%	100.3%	3,373,415	4.2%	101.3%
都 市 計 画 税	7,068,749	8.9%	99.2%	7,098,893	8.8%	100.4%

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
79,557,367	100.0%	98.7%	80,110,628	100.0%	100.7%	82,597,797	100.0%	103.1%
31,485,649	39.6%	96.3%	31,261,812	39.0%	99.3%	32,254,279	39.1%	103.2%
25,527,805	32.1%	101.9%	25,404,015	31.7%	99.5%	26,088,741	31.6%	102.7%
788,461	1.0%	101.3%	792,924	1.0%	100.6%	790,927	1.0%	99.7%
24,739,344	31.1%	101.9%	24,611,091	30.7%	99.5%	25,297,814	30.6%	102.8%
5,957,844	7.5%	78.0%	5,857,797	7.3%	98.3%	6,165,538	7.5%	105.3%
1,527,838	1.9%	98.6%	1,548,059	1.9%	101.3%	1,594,177	1.9%	103.0%
4,430,006	5.6%	72.7%	4,309,738	5.4%	97.3%	4,571,361	5.5%	106.1%
33,879,057	42.6%	100.6%	34,186,963	42.7%	100.9%	35,281,918	42.7%	103.2%
14,577,201	18.3%	99.8%	14,679,694	18.3%	100.7%	14,657,392	17.7%	99.8%
14,224,562	17.9%	101.8%	14,289,552	17.8%	100.5%	15,215,387	18.4%	106.5%
4,857,580	6.1%	99.6%	5,004,012	6.3%	103.0%	5,197,801	6.3%	103.9%
219,714	0.3%	97.1%	213,705	0.3%	97.3%	211,338	0.3%	98.9%
449,478	0.5%	106.5%	462,309	0.6%	102.9%	485,560	0.6%	105.0%
17,919	0.0%	289.8%	19,765	0.0%	110.3%	29,502	0.0%	149.3%
431,559	0.5%	103.8%	442,544	0.6%	102.5%	456,058	0.6%	103.1%
3,265,015	4.1%	98.9%	3,444,250	4.3%	105.5%	3,618,275	4.4%	105.1%
0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	0.0%	-
12,626	0.0%	65.6%	12,207	0.0%	96.7%	15,407	0.0%	126.2%
3,333,808	4.2%	98.8%	3,580,374	4.5%	107.4%	3,572,228	4.3%	99.8%
7,131,734	9.0%	100.5%	7,162,713	8.9%	100.4%	7,370,130	8.9%	102.9%

[表5] 市税収入率の推移



II 市 民 税



Ⅱ 市 民 税

1 個人市民税

■ 納税義務者

個人市民税の納税義務者は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	所得割
市内に住所がある人	○	○
市内に事務所、事業所又は家屋敷がある人でその市内に住所がない人	○	

市内に住所があるかどうか、又、事業所等があるかどうかは、1月1日（賦課期日）現在の状況で判断する。

■ 市民税が課税されない人

★ 均等割も所得割もかからない人

- (1) 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下（給与の収入金額では 2,044,000円未満）の人
- (3) 前年中の合計所得金額が、次による額又は次の算式で求めた額以下の人
 - * 扶養家族のない人は、45万円
 - * 扶養家族のある人は、35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋31万円

★ 所得割がかからない人

- 前年中の総所得金額等の合計額が、次による額又は次の算式で求めた額以下の人
- * 扶養家族のない人は、45万円
 - * 扶養家族のある人は、35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋42万円

■ 税額の計算方法

均等割額 3,500円（標準税率3,000円＋500円※）
 （ほかに県民税2,300円

（標準税率1,000円＋500円※＋県民緑税800円（平成18年度から加算））

（※）平成26年度から令和5年度までに限り、防災・減災事業の財源を確保するため、市民税・県民税の均等割額をそれぞれ年額500円引上げ

所得割額（前年中の所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額

〔注〕 所得割額は、100円未満の端数を切り捨てる。

2 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所、事業所等がある法人等に課される税で、個人市民税と同様に均等割と法人等の法人税額に応じて負担する法人税割がある。

■ 納税義務者

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所又は事業所を有する法人（※）	○	○
市内に寮等を有する法人（※）で市内に事務所又は事業所を有しないもの	○	
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの		○

（※）法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなす。

■ 税額の計算方法

均等割額（標準税率×1.2（制限税率））

	法人の区分	従業者数の合計数	税率（年額）
1	下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円
2	資本金等の額が1,000万円以下の法人	50人以下	60,000円
		50人超	144,000円
3	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下	156,000円
		50人超	180,000円
4	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	192,000円
		50人超	480,000円
5	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	492,000円
		50人超	2,100,000円
6	資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下	492,000円
		50人超	3,600,000円

〔注〕 1 従業者数の合計数…市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数

2 資本金等の額及び従業者数の合計数は、算定期間の末日で判定する。

法人税割額

課税標準となる法人税額×税率〔8.4/100〕

〔注〕 資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、課税標準となる法人税額が400万円以下の法人等は、上記により算定した法人税割額から、当該額の2.4/8.4相当額を控除した額（標準税率6.0/100相当額）となる。

★ 申告と納税

法人市民税は、事業年度が終了した後一定期間内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになっている（これを申告納付という。）。

事業年度	申告の種類	申告納付期限等
6か月	確定申告	申告納付期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 申告納付額 …均等割額と法人税割額との合計額
1年	中間（予定）申告	申告納付期限…事業年度開始の日以後6か月を経過した日から原則として2か月以内 申告納付額 …(1)又は(2)の額 (1) 「均等割税率×当該事業年度において事務所等を有していた月数÷12」により求めた均等割額と、「前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数」により求めた法人税割額の合計額 (2) 均等割額(年額)の1/2の額とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額（中間申告）
	確定申告	申告納付期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 申告納付額 …均等割額と法人税割額との合計額 なお、該当事業年度についてすでに中間（予定）申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額

Ⅱ 市 民 税

1 個 人

(1) 納税義務者数の推移

区 分	均等割のみを納めるもの		均等割と所得割を納めるもの	
	人 員	前年比	人 員	前年比
平成29年度	11,435	100.5%	200,744	101.8%
30	11,828	103.9%	204,028	103.5%
令和元年度	11,614	98.2%	208,161	102.0%
2	11,499	99.0%	210,529	101.1%
3	10,894	94.7%	209,551	99.5%
4	11,500	105.6%	213,075	101.7%
5	11,780	102.4%	214,163	100.5%
給与所得者	4,548	104.3%	179,657	101.4%
営業等所得者	1,324	114.2%	7,884	88.1%
農業所得者	2	200.0%	11	110.0%
その他の所得者	5,408	99.5%	26,611	98.6%
(注1) 家屋敷等のみ	498	91.2%	—	—

(注1) 「家屋敷等のみ」欄は、地方税法第294条第1項第2号に該当する者に

課税状況調(表2) (単位:人)

均等割を納めるもの		所得割を納めるもの		納税義務者の計		区 分
人 員	前年比	人 員	前年比	人 員	前年比	
212,179	101.8%	200,744	101.8%	212,179	101.8%	平成29年度
215,856	103.5%	204,028	103.5%	215,856	103.5%	30
219,775	101.8%	208,161	102.0%	219,775	101.8%	令和元年度
222,028	101.0%	210,529	101.1%	222,028	101.0%	2
220,445	99.3%	209,551	99.5%	220,445	99.3%	3
224,575	101.9%	213,075	101.7%	224,575	101.9%	4
225,943	100.6%	214,163	100.5%	225,943	100.6%	5
184,205	101.5%	179,657	101.4%	184,205	101.5%	給与所得者
9,208	91.1%	7,884	88.1%	9,208	91.1%	営業等所得者
13	118.2%	11	110.0%	13	118.2%	農業所得者
32,019	98.7%	26,611	98.6%	32,019	98.7%	その他の所得者
498	91.2%	—	—	498	91.2%	家屋敷等のみ

係る数である。

(2) 所得控除額等の推移(その1)

区 分	納 税 義 務 者 数			総 所 得		
	所得税の納税義務		計	総所得金額	分離長期譲渡所得金額	分離短期譲渡所得金額
	あり	なし				
平成29年度	183,868	16,876	200,744	612,577,095	11,302,100	96,839
30	186,593	17,435	204,028	629,972,491	11,884,195	110,287
令和元年度	190,058	18,103	208,161	649,614,129	13,244,832	133,932
2	193,148	17,381	210,529	661,628,118	12,764,657	99,733
3	192,530	17,021	209,551	673,321,833	8,890,023	61,018
4	195,678	17,397	213,075	703,931,773	13,014,295	90,299
5	196,977	17,186	214,163	714,252,384	12,701,363	87,521
10万円以下の金額	2,569	5,399	7,968	5,967,126	3,778,748	14,929
10万円を超え100万円以下	61,259	2,900	64,159	93,890,417	1,617,989	13,066
100万円 " 200万円 "	58,567	3,323	61,890	160,442,040	1,173,666	6,913
200万円 " 300万円 "	35,105	4,134	39,239	150,764,732	731,857	10,190
300万円 " 400万円 "	17,209	1,359	18,568	95,241,433	630,111	10,294
400万円 " 550万円 "	11,776	70	11,846	77,742,630	963,073	803
550万円 " 700万円 "	4,335	1	4,336	35,823,132	789,247	3,990
700万円 " 1,000万円 "	3,354	0	3,354	35,008,941	1,049,642	14,874
1,000万円を超える金額	2,803	0	2,803	59,371,933	1,967,030	12,462

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調(表12・58) (単位:人・千円)

金額等				所得控除額				
株式等に 係る譲渡所得 金額	上場株式 等に係る 配当所得 金額	先物取引 に係る雑 所得金額	計	雑損	医療費	社会保険料	小規模 企業共済等 掛金	生命保険料
3,024,252	132,096	252,353	627,384,735	4,008	4,302,657	110,486,329	2,219,252	6,444,693
5,198,801	306,765	204,744	647,677,283	2,465	4,422,595	114,419,962	2,450,752	6,658,453
8,153,309	227,530	183,047	671,556,779	39,422	4,504,838	118,126,592	2,781,309	6,832,880
2,578,889	153,872	152,285	677,377,554	23,910	4,305,915	120,839,865	3,037,581	6,918,052
3,973,147	196,112	245,640	686,687,773	2,943	3,785,020	121,078,634	3,200,412	6,897,408
3,973,147	316,451	318,117	721,644,082	2,919	4,660,444	123,689,186	3,910,273	7,084,978
3,013,284	351,944	808,058	731,214,554	10,361	4,699,925	127,428,897	4,194,030	7,089,981
571,289	20,011	67,903	10,420,006	1,731	187,411	1,152,096	54,102	133,189
227,157	26,957	64,861	95,840,447	1,750	1,156,404	18,993,729	474,784	1,489,893
205,642	34,692	107,739	161,970,692	3,456	922,480	32,262,828	692,044	1,942,198
287,834	10,853	74,759	151,880,225	257	673,469	29,380,167	661,354	1,556,924
287,581	21,001	182,063	96,372,483	0	467,124	17,881,634	533,575	855,906
144,279	22,920	124,395	78,998,100	0	399,799	13,724,879	489,523	590,404
363,343	23,598	18,436	37,021,746	0	216,829	5,539,469	308,384	218,846
124,544	48,456	15,556	36,262,013	577	253,162	4,537,400	371,625	167,589
801,615	143,456	152,346	62,448,842	2,590	423,247	3,956,695	608,639	135,032

(2) 所得控除額等の推移(その2)

区 分	所 得					
	地震保険料	障 害 者	寡 婦	寡 夫	ひとり親	勤労学生
平成29年度	172,333	1,961,200	1,123,600	109,200	—	0
30	174,360	1,974,720	1,149,660	108,680	—	0
令和元年度	185,170	2,006,560	1,156,920	105,820	—	0
2	192,094	2,002,140	1,171,040	107,640	—	8,060
3	193,268	2,015,740	378,040	—	900,900	7,800
4	201,522	2,089,540	395,460	—	903,000	8,580
5	204,038	2,105,800	408,460	—	869,100	13,000
10万円以下の金額	4,085	97,280	8,320	—	41,100	13,000
10万円を超え 100万円以下	35,787	813,520	221,000	—	447,000	—
100万円を超え 200万円以下	41,944	518,940	121,680	—	272,100	—
200万円を超え 300万円以下	41,346	288,040	46,020	—	101,700	—
300万円を超え 400万円以下	27,796	162,420	11,180	—	7,200	—
400万円を超え 550万円以下	22,029	105,500	260	—	0	—
550万円を超え 700万円以下	10,289	36,760	—	—	—	—
700万円を超え 1,000万円以下	9,041	38,220	—	—	—	—
1,000万円を 超える金額	11,721	45,120	—	—	—	—

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調 (表58・59) (単位：千円)

控		除			額	
配 偶 者	配偶者特別	扶 養	特別障害 者のうち 同居特障 加算分	基 礎	計	
15,768,960	956,380	12,021,350	322,000	66,245,520	98,680,543	
15,400,420	938,890	11,963,250	316,940	67,329,240	227,310,387	
14,181,220	2,278,150	11,989,160	324,070	68,693,130	233,205,241	
13,825,730	2,380,620	11,851,290	317,170	69,474,570	236,294,771	
13,431,100	2,406,150	11,741,120	313,950	89,841,980	256,194,465	
13,132,630	2,377,780	11,904,470	324,760	91,288,140	261,973,682	
12,658,970	2,353,640	11,707,730	313,030	91,750,241	265,807,203	
344,710	55,780	258,150	13,340	3,404,461	5,768,755	
3,736,850	505,510	2,604,550	98,210	27,572,910	58,151,897	
2,881,920	642,640	2,643,870	76,590	26,601,100	69,623,790	
2,457,010	546,070	2,108,600	50,140	16,865,900	54,776,997	
1,542,900	309,990	1,550,200	31,970	7,977,790	31,359,685	
1,208,120	218,920	1,221,940	19,090	5,084,610	23,085,074	
433,930	66,300	487,290	7,360	1,856,610	9,182,067	
53,530	8,430	457,240	8,970	1,436,200	7,341,984	
—	—	375,890	7,360	950,660	6,516,954	

(2) 所得控除額等の推移(その3)

区 分	課 税 標 準 額							計	算出税額
	総所得金額に係るもの (注1)	分離長期譲渡所得金額に係るもの	分離短期譲渡所得金額に係るもの	株式等に係る譲渡所得金額に係るもの	上場株式等に係る配当所得金額に係るもの	先物取引に係る雑所得金額に係るもの			
平成29年度	390,620,398	11,160,006	94,501	3,002,683	131,488	238,177	405,247,253	23,867,461	
30	402,843,860	11,749,305	107,336	5,162,627	305,202	198,596	420,366,896	24,687,566	
令和元年度	416,598,090	13,086,791	132,004	8,132,487	227,404	174,762	438,351,538	25,640,334	
2	425,331,627	12,624,751	98,660	2,567,421	153,494	145,924	440,921,877	25,978,278	
3	417,257,954	8,783,140	59,317	3,956,843	195,414	240,640	430,493,308	25,423,407	
4	442,111,485	12,897,449	87,839	5,960,568	314,725	307,633	461,679,699	27,103,921	
5	448,633,686	12,558,490	84,472	2,990,802	350,607	789,294	465,407,351	27,411,473	
10万円以下の金額	385,931	3,636,113	11,893	549,175	18,893	49,246	4,651,251	150,297	
10万円を超え 100万円以下	35,738,683	1,617,930	13,063	227,108	26,923	64,843	37,688,550	2,199,622	
100万円を超え 200万円以下	90,818,426	1,173,619	6,912	205,569	34,655	107,721	92,346,902	5,492,060	
200万円を超え 300万円以下	95,987,873	731,823	10,187	287,776	10,831	74,738	97,103,228	5,791,068	
300万円を超え 400万円以下	63,881,863	630,091	10,291	287,528	20,977	182,048	65,012,798	3,866,182	
400万円を超え 550万円以下	54,657,661	963,048	803	144,237	22,900	124,377	55,913,026	3,316,606	
550万円を超え 700万円以下	26,641,133	789,235	3,990	363,312	23,579	18,430	27,839,679	1,634,321	
700万円を超え 1,000万円以下	27,667,024	1,049,627	14,873	124,517	48,437	15,551	28,920,029	1,697,725	
1,000万円を 超える金額	52,855,092	1,967,004	12,460	801,580	143,412	152,340	55,931,888	3,263,592	

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(注1) 「総所得金額」欄には、山林所得金額と退職所得金額を含む。

課税状況調 (表12・59) (単位:千円)

税 額 控 除 額					税額 調整額	配当割 額及び 株式等 譲渡所 得割額 の 控除額	減免 税額	所 得 割 額		
調整控除	住宅借入 金等特別 税額控除	寄附金 税額控除	その他	計				所得税の納税義務		計
								あり	なし	
402,380	341,303	332,446	16,028	1,092,157	3,281	30,385	32,028	21,960,734	748,876	22,709,610
405,168	391,290	479,439	16,196	1,292,093	2,447	59,030	30,915	22,515,022	788,059	23,303,081
409,432	433,456	661,896	19,395	1,524,179	2,110	66,946	31,630	23,183,076	832,393	24,015,469
411,134	425,297	673,926	19,733	1,530,090	2,381	36,807	39,257	23,591,802	777,941	24,369,743
409,883	455,429	841,276	14,807	1,721,395	1,924	40,346	34,424	22,881,396	743,922	23,625,318
413,640	485,035	1,183,515	22,454	2,104,644	1,788	53,755	28,976	24,156,323	758,435	24,914,758
410,947	465,869	1,409,827	19,223	2,305,866	1,229	50,704	27,444	24,279,521	746,709	25,026,230
9,571	14	3,927	103	13,615	25	984	246	129,217	6,210	135,427
145,242	20,639	27,632	1,205	194,718	1,117	3,687	18,896	1,952,053	29,151	1,981,204
133,897	156,689	148,566	2,088	441,240	87	6,924	7,150	4,895,746	140,913	5,036,659
61,833	224,038	248,832	1,948	536,651	0	6,424	1,152	4,885,234	361,607	5,246,841
27,830	62,787	214,509	1,669	306,795	0	6,351	0	3,358,968	194,068	3,553,036
17,737	1,702	218,788	2,469	240,696	0	5,866	0	3,055,496	14,548	3,070,044
6,478	0	118,609	1,210	126,297	0	3,091	0	1,504,721	212	1,504,933
5,011	0	135,405	1,733	142,149	0	4,851	0	1,550,725	0	1,550,725
3,348	0	293,559	6,798	303,705	0	12,526	0	2,947,361	0	2,947,361

(3) 所得控除等を行った納税義務者数の推移

区分	所得控除又は税額控除を									
	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済等掛金	生命保険料	地震保険料	寄附金	障害者	寡婦	寡夫
平成29年度	8	20,982	193,730	5,974	138,158	34,940	9,233	6,755	3,958	420
平成30年度	7	21,772	197,017	7,384	140,990	36,320	12,731	6,801	4,051	418
令和元年度	113	21,656	201,055	9,077	143,617	39,496	17,273	6,911	4,076	407
令和2年度	44	19,990	203,492	10,582	144,668	41,168	17,061	6,918	4,130	414
令和3年度	15	17,638	203,198	11,894	143,905	42,426	23,086	6,932	1,454	-
令和4年度	13	20,907	206,417	14,121	148,228	45,189	31,837	7,193	1,521	-
令和5年度	16	21,387	207,449	15,797	148,747	46,601	37,764	7,249	1,571	-

(4) 所得区分別納税義務者の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比
平成29年度	162,965	81.2%	102.5%	8,273	4.1%	99.4%	11	0.0%	73.3%
平成30年度	166,510	81.6%	102.2%	8,033	3.9%	97.1%	11	0.0%	100.0%
令和元年度	171,264	82.3%	102.9%	8,106	3.9%	100.9%	10	0.0%	90.9%
令和2年度	174,511	82.9%	101.9%	7,943	3.8%	98.0%	9	0.0%	90.0%
令和3年度	175,347	83.7%	100.5%	6,365	3.0%	80.1%	9	0.0%	100.0%
令和4年度	176,164	82.6%	100.5%	8,874	4.2%	139.4%	10	0.0%	111.1%
令和5年度	178,716	83.5%	101.4%	7,814	3.6%	88.1%	11	0.0%	110.0%

(5) 所得区分別所得金額の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
平成29年度	518,232,063	82.6%	103.1%	25,437,722	4.1%	99.3%	44,882	0.0%	78.8%
平成30年度	532,851,187	82.3%	102.8%	25,383,516	3.9%	99.8%	39,921	0.0%	88.9%
令和元年度	555,064,846	82.7%	104.2%	25,718,150	3.8%	101.3%	34,036	0.0%	85.3%
令和2年度	568,621,225	84.0%	102.4%	25,952,369	3.8%	100.9%	26,310	0.0%	77.3%
令和3年度	585,940,155	85.4%	103.0%	21,134,803	3.1%	81.4%	30,633	0.0%	116.4%
令和4年度	595,719,223	82.3%	101.7%	35,376,813	4.9%	167.4%	30,039	0.0%	98.1%
令和5年度	616,833,303	84.4%	103.5%	28,086,464	3.8%	79.4%	37,598	0.0%	125.2%

(6) 所得区分別税額の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	税額	構成比	前年比	税額	構成比	前年比	税額	構成比	前年比
平成29年度	19,093,468	84.1%	102.3%	931,708	4.1%	98.6%	1,788	0.0%	78.4%
平成30年度	19,496,272	83.7%	102.1%	932,740	4.0%	100.1%	1,630	0.0%	91.2%
令和元年度	20,209,089	84.2%	103.7%	936,705	3.9%	100.4%	1,238	0.0%	76.0%
令和2年度	20,751,444	85.1%	102.7%	957,633	3.9%	102.2%	1,027	0.0%	83.0%
令和3年度	20,437,346	86.5%	98.5%	741,273	3.1%	77.4%	1,183	0.0%	115.2%
令和4年度	20,604,983	82.7%	100.8%	1,403,011	5.6%	189.3%	1,181	0.0%	99.8%
令和5年度	21,361,301	85.4%	103.7%	1,016,397	4.1%	72.4%	1,496	0.0%	126.7%

課税状況調（表19）（単位：人、千円）

行 っ た 納 税 義 務 者 数									障 害 者 控 除 の 対 象 と な っ た 人 員					
ひとり親	配偶者	配偶者 特 別	扶 養	配偶者及 び扶養親 族のうち 同居特障 加算分に 係る者	配 当	住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除	外 国 税 額	配 当 割 額 及 び 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額	納 税 義 務 者			配 偶 者 及 び 扶 養 親 族		
									一 般	特 別	合 計	一 般	特 別	合 計
—	46,547	4,165	24,270	1,380	2,154	8,300	70	2,313	1,881	1,134	3,015	2,294	1,785	4,079
—	45,414	4,074	24,170	1,354	2,225	9,167	81	2,794	1,924	1,137	3,061	2,318	1,769	4,087
—	41,984	7,745	24,275	1,386	2,227	10,005	68	2,575	2,013	1,164	3,177	2,288	1,797	4,085
—	40,850	8,137	23,908	1,357	2,111	9,555	67	2,464	2,017	1,172	3,189	2,327	1,737	4,064
3,003	39,702	8,177	23,696	1,342	1,985	10,015	55	2,434	2,149	1,230	3,379	2,290	1,642	3,932
3,010	38,759	8,146	23,955	1,389	1,935	10,474	105	2,373	2,248	1,271	3,519	2,356	1,704	4,060
2,897	37,374	8,087	23,469	1,337	2,096	10,275	170	2,401	2,347	1,255	3,602	2,443	1,613	4,056

課税状況調（表5～7・9・11）（単位：人）

そ の 他 の 所 得 者			小 計			分 離 讓 渡 所 得 者			合 計		区 分
納 税 義 務 者	構 成 比	前 年 比	納 税 義 務 者	構 成 比	前 年 比	納 税 義 務 者	構 成 比	前 年 比	納 税 義 務 者	前 年 比	
27,558	13.7%	99.5%	198,807	99.0%	102.0%	1,937	1.0%	89.2%	200,744	101.8%	平成29年度
26,855	13.2%	97.4%	201,409	98.7%	101.3%	2,619	1.3%	135.2%	204,028	101.6%	平成30年度
26,432	12.7%	98.4%	205,812	98.9%	102.2%	2,349	1.1%	89.7%	208,161	102.0%	令和元年度
25,864	12.3%	97.9%	208,327	99.0%	101.2%	2,202	1.0%	93.7%	210,529	101.1%	令和2年度
26,133	12.5%	101.0%	207,854	99.2%	99.8%	1,697	0.8%	77.1%	209,551	99.5%	令和3年度
25,901	12.2%	99.1%	210,949	99.0%	101.5%	2,126	1.0%	125.3%	213,075	101.7%	令和4年度
25,487	11.9%	98.4%	212,028	99.0%	100.5%	2,135	1.0%	100.4%	214,163	100.5%	令和5年度

課税状況調（表5～7・9・56）（単位：千円）

そ の 他 の 所 得 者			小 計			分 離 讓 渡 所 得 者			合 計		区 分
金 額	構 成 比	前 年 比	金 額	構 成 比	前 年 比	金 額	構 成 比	前 年 比	金 額	前 年 比	
58,651,382	9.3%	99.2%	602,366,049	96.0%	102.5%	25,018,686	4.0%	86.1%	627,384,735	101.7%	平成29年度
56,980,044	8.8%	97.2%	615,254,668	95.0%	102.1%	32,422,615	5.0%	111.6%	647,677,283	105.0%	平成30年度
55,867,882	8.3%	98.0%	636,684,914	94.8%	103.5%	34,871,865	5.2%	107.6%	671,556,779	103.7%	令和元年度
54,465,808	8.0%	97.5%	649,065,712	95.8%	101.9%	28,311,842	4.2%	81.2%	677,377,554	100.9%	令和2年度
56,267,628	8.2%	103.3%	663,373,219	96.6%	102.2%	23,314,554	3.4%	82.3%	686,687,773	101.4%	令和3年度
59,820,342	8.3%	106.3%	690,946,417	95.5%	104.2%	32,706,964	4.5%	140.3%	723,653,381	105.4%	令和4年度
57,217,618	7.8%	95.6%	702,174,983	96.0%	101.6%	29,039,571	4.0%	88.8%	731,214,554	101.0%	令和5年度

課税状況調（表5～7・9・11）（単位：千円）

そ の 他 の 所 得 者			小 計			分 離 讓 渡 所 得 者			合 計		区 分
税 額	構 成 比	前 年 比	税 額	構 成 比	前 年 比	税 額	構 成 比	前 年 比	税 額	前 年 比	
1,836,833	8.1%	98.4%	21,863,797	96.3%	101.8%	845,813	3.7%	86.2%	22,709,610	101.1%	平成29年度
1,782,775	7.7%	97.1%	22,213,417	95.3%	101.6%	1,089,664	4.7%	128.8%	23,303,081	102.6%	平成30年度
1,738,047	7.2%	97.5%	22,885,079	95.3%	103.0%	1,130,390	4.7%	103.7%	24,015,469	103.1%	令和元年度
1,696,513	7.0%	97.6%	23,406,617	96.0%	102.3%	963,126	4.0%	85.2%	24,369,743	101.5%	令和2年度
1,660,026	7.0%	97.8%	22,839,828	96.7%	97.6%	785,490	3.3%	81.6%	23,625,318	96.9%	令和3年度
1,837,691	7.4%	110.7%	23,846,866	95.7%	104.4%	1,067,892	4.3%	136.0%	24,914,758	105.5%	令和4年度
1,710,371	6.8%	93.1%	24,089,565	96.3%	101.0%	936,665	3.7%	87.7%	25,026,230	100.4%	令和5年度

(7) 扶養親族等の人員別納税義務者数

	納税義務者数	扶 養 親 族			
		0 人	1 人	2 人	3 人
平成29年度	200,744	129,747	37,449	17,873	11,917
30	204,028	133,468	37,296	17,850	11,733
令和元年度	208,161	138,634	37,212	17,977	10,969
2	210,529	141,573	37,252	17,852	10,639
3	209,551	141,743	36,529	17,818	10,295
4	213,075	144,910	36,990	18,076	10,060
5	214,163	147,423	36,303	17,756	9,780
1万円以下の金額	756	616	116	18	4
1万円を超え 2万円以下	670	549	98	21	2
2万円 " 3万円 "	906	788	91	21	5
3万円 " 4万円 "	1,121	1,004	93	18	4
4万円 " 5万円 "	1,016	902	82	22	9
5万円 " 6万円 "	724	609	92	17	6
6万円 " 7万円 "	682	555	99	18	9
7万円 " 8万円 "	745	588	128	25	4
8万円 " 9万円 "	697	536	133	21	5
9万円 " 10万円 "	651	468	153	25	4
10万円 " 15万円 "	3,557	2,462	946	107	32
15万円 " 20万円 "	3,421	2,412	872	105	27
20万円 " 25万円 "	3,616	2,589	876	105	30
25万円 " 30万円 "	3,413	2,457	780	120	42
30万円 " 35万円 "	3,122	2,175	795	106	37
35万円 " 40万円 "	3,159	2,243	740	129	33
40万円 " 45万円 "	3,568	2,591	808	128	29
45万円 " 50万円 "	3,717	2,848	681	146	34
50万円 " 55万円 "	3,650	2,811	674	111	46
55万円 " 60万円 "	3,583	2,777	622	126	46
60万円 " 65万円 "	3,721	2,896	635	129	43
65万円 " 70万円 "	3,699	2,904	565	161	56
70万円 " 80万円 "	7,303	5,749	1,124	284	120
80万円 " 90万円 "	7,388	5,964	995	272	121
90万円 " 100万円 "	7,242	5,723	1,027	322	123
100万円 " 120万円 "	14,162	11,104	1,914	731	324
120万円 " 160万円 "	26,082	20,003	3,513	1,552	779
160万円 " 200万円 "	21,646	15,483	3,101	1,756	1,022
200万円を超える金額	80,146	45,617	14,550	11,160	6,784

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調(表22) (単位:人)

等 の 人 員 別 納 税 義 務 者 数						
4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上
3,177	476	89	15	1	0	1
3,084	495	88	12	1	1	0
2,829	449	78	12	1	0	0
2,693	429	77	12	2	0	0
2,665	428	60	10	3	0	0
2,538	423	68	10	0	0	0
2,405	426	58	10	1	1	0
2						
1						
2						
	1					
1						
2						
1						
9	1					
4		1				
12	2	1	1			
10	4					
8	1					
11	3					
11	1					
7		1				
6	2					
10	2					
15	1	2				
8	5					
19	7					
26	7	1	1		1	
40	6	1				
74	14	1				
194	36	3	2			
224	48	10	1	1		
1,708	285	37	5			

(8) 扶養控除人員

課税状況調(表23) (単位:人)

区 分	控除対象配偶者	扶養控除人員	扶養控除人員の内訳	
			老人扶養親族	その他の扶養親族
平成29年度	46,547	31,396	6,714	24,682
30	45,414	31,157	6,722	24,435
令和元年度	41,984	31,156	6,720	24,436
2	40,850	30,747	6,604	24,143
3	39,702	30,502	6,326	24,176
4	38,759	30,906	6,371	24,535
5	37,374	30,399	6,138	24,261
1万円以下の金額	83	78	20	58
1万円を超え 2万円以下	88	52	13	39
2万円 " 3万円 "	81	65	11	54
3万円 " 4万円 "	86	58	4	54
4万円 " 5万円 "	72	78	16	62
5万円 " 6万円 "	83	56	12	44
6万円 " 7万円 "	85	76	19	57
7万円 " 8万円 "	119	63	19	44
8万円 " 9万円 "	115	74	7	67
9万円 " 10万円 "	135	81	19	62
10万円 " 15万円 "	824	424	83	341
15万円 " 20万円 "	798	341	81	260
20万円 " 25万円 "	788	398	88	310
25万円 " 30万円 "	677	441	99	342
30万円 " 40万円 "	1,279	840	197	643
40万円 " 60万円 "	2,369	1,470	329	1,141
60万円 " 80万円 "	1,986	1,546	342	1,204
80万円 " 120万円 "	3,470	2,838	672	2,166
120万円 " 160万円 "	3,417	2,768	671	2,097
160万円 " 200万円 "	3,362	2,635	564	2,071
200万円を超える金額	17,457	16,017	2,872	13,145

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(9) 給与所得の収入金額等の推移

課税状況表(表13) (単位：千円)

区 分	納税義務者数(人)			給与所得に係る 収入金額	給与所得控除額	特定支出 控除額	所得金額 調整控除額	給与所得金額
	所得税の納税義務		計					
	あり	なし						
平成29年度	157,188	13,592	170,780	745,099,570	223,071,791	460	—	522,027,319
30	160,646	14,221	174,867	768,399,408	229,044,448	1,656	—	539,353,304
令和元年度	164,554	14,847	179,401	796,337,236	236,394,504	800	—	559,941,932
2	168,247	14,238	182,485	815,004,220	241,420,289	513	—	573,583,418
3	169,539	14,099	183,638	813,290,794	222,267,248	942	1,612,209	589,410,395
4	170,426	14,330	184,756	828,349,402	225,594,384	3,012	1,649,662	601,102,344
5	172,987	14,082	187,069	853,832,239	230,802,072	381	1,758,573	621,271,213
10万円以下の金額	1,696	3,684	5,380	6,500,558	3,062,701	0	25,818	3,412,039
10万円を超え、100万円以下	45,773	1,788	47,561	101,528,965	35,185,499	0	367,449	65,976,017
100万円 " 200万円 "	54,329	3,175	57,504	210,519,477	66,012,109	0	365,835	144,141,533
200万円 " 300万円 "	33,714	4,044	37,758	197,959,200	56,069,066	0	156,588	141,733,546
300万円 " 400万円 "	16,512	1,321	17,833	120,714,215	31,174,712	0	59,053	89,480,450
400万円 " 550万円 "	11,240	70	11,310	93,663,044	21,271,675	381	223,955	72,167,033
550万円 " 700万円 "	4,045	0	4,045	39,566,212	7,634,034	0	225,739	31,706,439
700万円 " 1,000万円 "	3,142	0	3,142	36,090,805	5,852,569	0	193,761	30,044,475
1,000万円を超える金額	2,536	0	2,536	47,289,763	4,539,707	0	140,375	42,609,681

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(10) 青色申告者及び事業専従者の推移

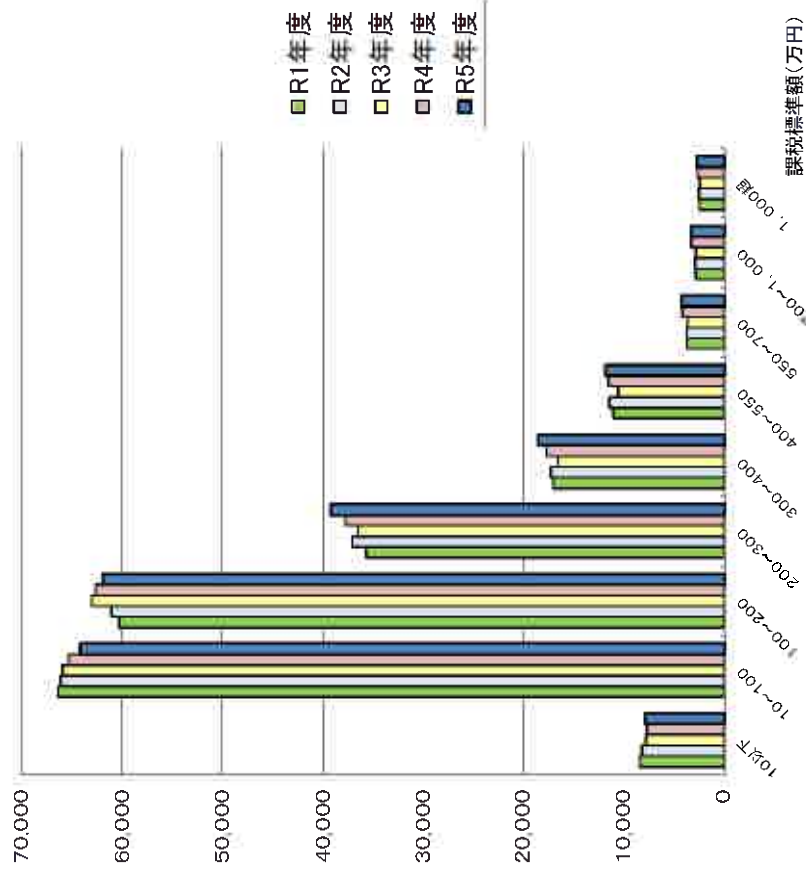
課税状況表(表24) (単位：人)

区 分	青色申告 者である 納税義務 者数	青色事業専従者関係			白色事業専従者関係		
		事業専従者数	専従者を有する 納税義務者数	専従者給与額 (千円)	事業専従者数	専従者を有する 納税義務者数	専従者控除額 (千円)
平成29年度	9,773	2,189	2,016	4,010,688	391	378	188,367
30	10,014	2,115	1,948	3,981,681	354	341	168,870
令和元年度	9,896	2,104	1,929	3,914,508	351	323	158,022
2	9,703	2,016	1,862	3,829,978	310	295	148,208
3	9,703	1,753	1,632	3,174,389	244	235	182,466
4	10,815	1,979	1,840	3,667,364	327	314	247,143
5	10,899	1,822	1,693	3,460,020	252	240	187,350
5万円以下の金額	252	33	31	41,254	7	7	4,657
5万円を超え、10万円以下	188	32	28	34,871	4	4	3,080
10万円 " 20万円 "	306	50	44	50,612	13	13	9,148
20万円 " 40万円 "	593	79	72	102,643	25	25	18,414
40万円 " 120万円 "	2,202	298	280	390,336	59	56	41,873
120万円 " 160万円 "	882	112	104	161,948	30	29	23,036
160万円 " 200万円 "	762	118	111	183,924	20	18	15,037
200万円 " 300万円 "	1,459	236	221	384,498	41	38	32,400
300万円 " 550万円 "	2,012	341	319	592,371	29	28	21,193
550万円 " 1,000万円 "	1,225	270	248	649,906	13	13	10,132
1,000万円 " 2,000万円 "	698	168	155	490,709	7	6	5,300
2,000万円を超える金額	320	85	80	376,948	4	3	3,080

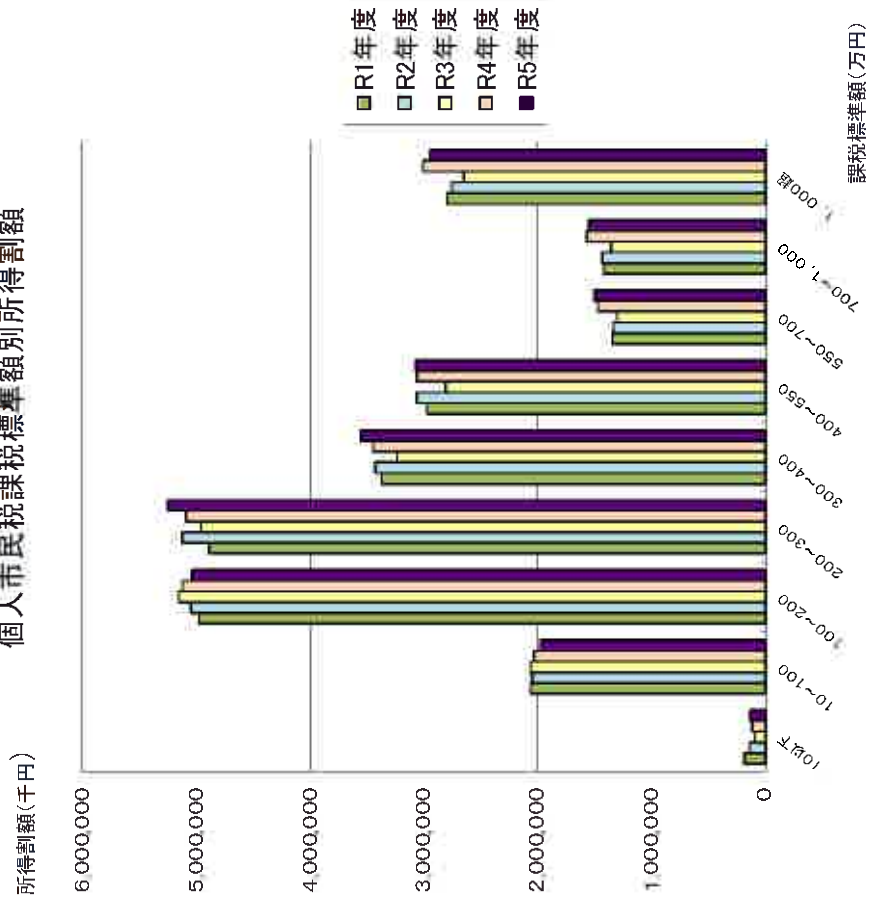
(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(11)個人市民税課税標準額別納税義務者数及U所得割額

納税義務者数(人) 個人市民税課税標準額別納税義務者数



個人市民税課税標準額別所得割額



(12) 令和3年度以降住民税に係る給与所得控除額及び公的年金等控除額

1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

令和3年度から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられた。

なお、給与所得と年金所得の双方を有する場合は、片方に係る控除のみが減額される。

2 給与所得控除額

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出するが、令和3年度以降の住民税の給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて改正後のようになる。

ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合には、次の表にかかわらず、所得税法別表第五により給与所得の金額を求める。

給与等の収入金額	給与所得控除額【改正後】	<参考>
		給与所得控除額【改正前】
180万円以下	収入金額×40%－10万円 ※55万円に満たない 場合には55万円	収入金額×40% ※65万円に満たない 場合には65万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円	収入金額×30%＋18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円	収入金額×20%＋54万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円	収入金額×10%＋120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円（上限）	
1,000万円超	195万円（上限）	220万円（上限）

3 公的年金等控除額の計算法

公的年金等に係る雑所得の金額は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて算出するが、令和3年度以降の住民税の公的年金等控除額は、公的年金等の収入金額に応じて改正後のようになる。

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額【改正後】 (公的年金等に係る雑所得以外の 合計所得金額が1,000万円以下)	<参考>
			公的年金等控除額【改正前】
65歳未満	130万円以下	60万円	70万円
	130万円超 410万円以下	収入金額×25%＋27万5千円	収入金額×25%＋37万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%＋68万5千円	収入金額×15%＋78万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%＋145万5千円	収入金額×5%＋155万5千円
	1,000万円超	195万5千円（上限）	
65歳以上	330万円以下	110万円	120万円
	330万円超 410万円以下	収入金額×25%＋27万5千円	収入金額×25%＋37万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%＋68万5千円	収入金額×15%＋78万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%＋145万5千円	収入金額×5%＋155万5千円
	1,000万円超	195万5千円（上限）	

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円、2,000万円を超える場合には一律20万円が改正後の控除額から引き下げられる。

2 法人

(1) 法人税割産業分類別調定額の推移

区 分	平成30年度			令和元年度		
	法人数	調定額	構成比	法人数	調定額	構成比
建設業	940	407,399	7.4%	1,032	485,201	8.1%
製造業	715	2,436,885	44.1%	756	2,865,864	48.2%
(1) 食料品	48	80,928	1.5%	48	69,027	1.2%
(2) パルプ・紙・紙加工品	18	159,924	2.9%	19	175,237	2.9%
(3) 化学工業	88	877,290	15.8%	88	1,165,701	19.6%
(4) 窯業・土石製品	27	80,138	1.5%	30	170,421	2.9%
(5) 鉄鋼業・金属製品・非鉄金属	179	377,485	6.9%	196	458,141	7.6%
(6) 機械器具	245	788,709	14.2%	263	768,740	12.9%
(7) その他の製造業	110	72,411	1.3%	112	58,597	1.1%
卸売・小売業	1,103	928,604	16.8%	1,103	987,754	16.6%
金融・保険業	89	328,440	5.9%	87	298,076	5.0%
不動産業	646	445,633	8.1%	685	257,738	4.3%
情報通信・運輸業	259	391,736	7.1%	263	367,706	6.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	7	6,561	0.1%	6	6,348	0.1%
サービス業	1,243	581,239	10.5%	1,273	686,539	11.5%
合 計	5,002	5,526,497	100.0%	5,205	5,955,226	100.0%

(単位：社・千円)

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
法人数	調定額	構成比	法人数	調定額	構成比	法人数	調定額	構成比
1,006	402,704	9.5%	961	333,433	8.1%	964	334,606	7.9%
689	1,619,451	38.2%	685	1,790,660	43.5%	722	1,948,101	45.8%
47	53,332	1.3%	46	49,398	1.2%	51	93,176	2.2%
15	166,336	3.9%	16	111,144	2.7%	17	119,391	2.8%
76	585,663	13.8%	85	765,662	18.6%	84	672,399	15.8%
30	71,148	1.7%	25	53,514	1.3%	26	74,684	1.8%
173	261,999	6.2%	169	214,056	5.2%	184	326,650	7.7%
242	432,733	10.2%	242	555,721	13.5%	254	631,316	14.8%
106	48,240	1.1%	102	41,165	1.0%	106	30,485	0.7%
884	758,812	17.7%	907	815,059	19.8%	939	707,249	16.6%
92	287,630	6.8%	103	209,939	5.1%	88	293,037	6.9%
713	204,516	4.8%	758	193,474	4.7%	781	196,566	4.6%
345	464,808	10.9%	354	230,522	5.6%	369	238,040	5.6%
6	16,455	0.4%	8	115,261	2.8%	8	17,042	0.4%
1,265	496,964	11.7%	1,362	428,112	10.4%	1,506	518,241	12.2%
5,000	4,251,340	100.0%	5,138	4,116,460	100.0%	5,377	4,252,882	100.0%

(2) 法人税割決算月別調定額の推移

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
4 月	79,420	1.4%	72,005	1.2%
5 月	358,362	6.5%	431,057	7.2%
6 月	1,336,152	24.2%	1,345,961	22.5%
7 月	651,764	11.8%	807,029	13.6%
8 月	458,205	8.3%	398,233	6.7%
9 月	200,112	3.6%	144,675	2.4%
10 月	142,364	2.6%	128,189	2.2%
11 月	1,351,031	24.5%	1,419,683	23.8%
12 月	416,409	7.5%	566,781	9.5%
1 月	89,096	1.6%	93,437	1.6%
2 月	137,167	2.5%	157,942	2.7%
3 月	306,415	5.5%	390,234	6.6%
出納整理期間	令和2年度よりシステム変更のため、出納整理期間欄を設定			
合 計	5,526,497	100.0%	5,955,226	100.0%

(3) 資本金段階別法人数の推移

区 分	平成30年度		令和元年度	
	法人数	構成比	法人数	構成比
300 万円以下	4,036	36.9%	4,125	37.4%
300 万円を超え 500 万円以下	966	8.8%	1,023	9.3%
500 万円を超え 1,000 万円以下	3,175	29.1%	3,160	28.7%
1,000 万円を超え 3,000 万円以下	1,014	9.3%	1,000	9.1%
3,000 万円を超え 5,000 万円以下	533	4.9%	543	4.9%
5,000 万円を超え 1 億円以下	583	5.3%	574	5.2%
1 億円を超える	616	5.7%	598	5.4%
合 計	10,923	100.0%	11,023	100.0%

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
84,118	2.0%	53,514	1.3%	90,633	2.1%
321,796	7.6%	296,385	7.2%	105,845	2.5%
950,926	22.3%	810,943	19.7%	123,738	2.9%
815,476	19.1%	605,120	14.7%	79,845	1.9%
312,659	7.4%	321,084	7.8%	119,515	2.8%
154,967	3.6%	168,775	4.1%	169,046	4.0%
95,795	2.3%	111,144	2.7%	51,608	1.2%
798,541	18.8%	950,902	23.1%	60,394	1.4%
334,767	7.9%	325,200	7.9%	716,356	16.8%
51,008	1.2%	69,980	1.7%	55,849	1.3%
71,204	1.7%	123,494	3.0%	138,021	3.2%
281,192	6.6%	288,152	7.0%	2,542,032	59.9%
△ 21,109	△0.5%	△ 8,233	△0.2%	調定処理月別から決算月別に集計方法を変更	
4,251,340	100.0%	4,116,460	100.0%	4,252,882	100.0%

(単位：社)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
4,349	38.5%	4,566	39.3%	4,843	40.4%
1,069	9.5%	1,159	10.0%	1,214	10.2%
3,167	28.1%	3,175	27.3%	3,172	26.6%
1,008	8.9%	1,019	8.8%	1,013	8.5%
556	4.9%	572	4.9%	571	4.8%
561	5.0%	568	4.9%	568	4.8%
578	5.1%	559	4.8%	556	4.7%
11,288	100.0%	11,618	100.0%	11,937	100.0%

3 県民税払込案分率

年 度	特 定 案 分 率		確 定 案 分 率	
	県 民 税	市 民 税	県 民 税	市 民 税
平成25年度	0.39928	0.60072	0.39918	0.60082
平成26年度	0.39978	0.60022	0.39953	0.60047
平成27年度	0.39983	0.60017	0.39984	0.60016
平成28年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
平成29年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
平成30年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
令和元年度	0.39983	0.60017	0.39984	0.60016
令和2年度	0.39983	0.60017	0.39982	0.60018
令和3年度	0.39982	0.60018	0.39981	0.60019
令和4年度	0.39981	0.60019	0.39982	0.60018
令和5年度	0.39982	0.60018		

III 固 定 市 資 産 税 税



Ⅲ 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産に対して課される税である。

■ 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内に固定資産を所有している人である。ここでいう所有者とは、

土地：土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録又は登録されている人
家屋：家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録又は登録されている人
償却資産：償却資産課税台帳に登録されている人
をいう。

■ 税額の計算方法

課税標準額×税率（1.4／100）（標準税率）

■ 課税標準額

当該年度の価格（評価額）が原則として課税標準額となる。ただし、土地の負担調整措置や住宅用地の特例に該当する場合は、別の計算になる。

土地・家屋については、地方税法の規定による固定資産評価基準に基づいて3年ごとに評価替えを行い、地目の変換、家屋の増改築等があった場合を除き、価格を3年間据え置く。

償却資産については、地方税法の規定による固定資産評価基準に基づいて、毎年、個々の資産の取得価格又は前年度評価額をもとに評価を行い、原則としてこの評価額が価格となる。

■ 免税点

土地：課税標準額が30万円未満のとき
家屋：課税標準額が20万円未満のとき
償却資産：課税標準額が150万円未満のとき

2 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。（昭和32年度から課税）

■ 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在で、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している人である。

■ 税額の計算方法

課税標準額×税率（0.3／100）（制限税率）

■ 課税標準額

固定資産税と同じく、土地・家屋の価格である。
なお、土地の課税標準額については、固定資産税と同様の負担調整措置がとられている。

■ 免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税もかからない。

■ 納税の方法

固定資産税と併せて納める。

Ⅲ 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税

(1) 納税義務者数の推移

区 分	免 税 点 以 上					
	土 地			家 屋		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
令和元年度	82,702	4,137	86,839	118,944	5,067	124,011
令和2年度	82,647	4,257	86,904	119,119	5,195	124,314
令和3年度	82,748	4,505	87,253	119,352	5,024	124,376
令和4年度	82,917	4,672	87,589	119,934	5,629	125,563
令和5年度	82,962	4,781	87,743	120,926	5,820	126,746

(2) 地目別総地積の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱泉地	池 沼	山 林
令和元年度	26,639,115	619,057	188,813	—	—	—
令和2年度	26,668,863	603,936	187,186	—	—	—
令和3年度	26,712,005	591,121	183,750	—	—	4,141
令和4年度	26,737,437	568,323	184,541	—	—	4,141
令和5年度	26,821,249	570,381	182,491	—	—	4,141

(3) 地目別総筆数の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱泉地	池 沼	山 林
令和元年度	140,553	1,155	534	—	—	—
令和2年度	140,853	1,120	528	—	—	—
令和3年度	141,449	1,102	523	—	—	18
令和4年度	141,791	1,057	520	—	—	18
令和5年度	142,328	1,063	510	—	—	18

(4) 地目別決定価格の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱泉地	池 沼	山 林
令和元年度	2,705,286,088	7,420,972	3,589,106	—	—	—
令和2年度	2,706,928,703	6,494,835	3,468,539	—	—	—
令和3年度	2,737,381,141	5,830,659	3,187,173	—	—	36,299
令和4年度	2,737,603,251	4,957,391	3,050,069	—	—	36,196
令和5年度	2,742,659,830	8,074,887	3,068,976	—	—	36,196

(固定資産概要調書第1・21・69表) (単位:人)

の も の				免 税 点 未 満 の も の		
償 却 資 産			計	土 地	家 屋	償 却 資 産
個 人	法 人	計	(延人員数)			
858	3,261	4,119	214,969	3,052	4,228	4,709
882	3,266	4,148	215,366	3,053	4,058	4,822
918	3,077	3,995	215,624	3,084	4,351	5,318
972	3,436	4,408	217,560	3,105	3,751	5,200
1,052	3,542	4,594	219,083	3,100	3,585	5,408

(固定資産概要調書第2表) (単位:㎡)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
—	—	597,605	302,208	1,707,683	28,346,798
—	—	597,769	305,023	1,693,914	28,362,777
—	—	597,481	382,813	1,759,306	28,471,311
—	—	597,299	382,658	1,736,962	28,474,399
—	—	597,299	320,920	1,675,232	28,496,481

(固定資産概要調書第2表) (単位:筆)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
—	—	1,543	3,565	6,797	147,350
—	—	1,536	3,583	6,767	147,620
—	—	1,536	3,581	6,760	148,209
—	—	1,526	3,586	6,707	148,498
—	—	1,526	3,728	6,845	149,173

(固定資産概要調書第2表) (単位:千円)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
—	—	29,418,709	17,140,876	57,569,663	2,762,855,751
—	—	29,417,067	17,249,631	56,630,072	2,763,558,775
—	—	30,222,694	21,098,620	60,375,445	2,797,756,586
—	—	30,197,613	20,590,418	58,831,687	2,796,434,938
—	—	30,197,613	17,479,130	58,856,802	2,801,516,632

(5) 地目別課税標準額の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼
令和元年度	1,009,889,578	2,518,566	1,207,402	—	—
令和2年度	1,013,098,153	2,210,572	1,167,770	—	—
令和3年度	1,008,625,261	1,938,354	1,046,558	—	—
令和4年度	1,011,701,038	1,665,527	990,873	—	—
令和5年度	1,012,341,727	1,772,527	983,924	—	—

(6) 地目別平均価格の推移(総決定価格/評価総地積で算出した㎡単位当たり価格 法定免税点未満を)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼
令和元年度	101,541	11,306	17,797	—	—
令和2年度	101,489	10,138	17,195	—	—
令和3年度	102,464	9,294	15,988	—	—
令和4年度	102,375	8,169	15,301	—	—
令和5年度	102,244	13,477	15,738	—	—

(7) 家屋に係る棟数・床面積・決定価格等の推移(法定免税点以上)

区 分		令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
棟 数	木 造	90,574	90,143
	非 木 造	41,261	41,283
	計	131,835	131,426
床 面 積 (㎡)	木 造	7,731,277	7,716,121
	非 木 造	17,278,772	17,318,956
	計	25,010,049	25,035,077
決 定 価 格 (千 円)	木 造	205,074,566	213,189,720
	非 木 造	832,002,876	842,905,026
	計	1,037,077,442	1,056,094,746
平 均 価 格 (円)	木 造	26,525	27,629
	非 木 造	48,152	48,670
	計	41,466	42,185
決 定 価 格 の 前 年 比	木 造	104.5%	104.0%
	非 木 造	101.5%	101.3%
	計	97.2%	101.8%

(8) 木造家屋の種類別㎡当たり価格の推移(法定免税点以上)

区 分	専 用 住 宅	共 同 住 宅 寄 宿 舎	併 用 住 宅	農 家 住 宅	旅 館・料 亭 ホ テ ル	事 務 所 銀 行・店 舗
令和元年度	27,587	39,097	12,562	—	8,837	19,749
令和2年度	28,589	42,064	12,907	—	9,007	21,379
令和3年度	27,413	40,843	12,624	—	9,197	21,570
令和4年度	28,487	44,151	12,922	—	9,081	22,142
令和5年度	29,590	48,031	13,274	—	9,220	23,200

※平成27年度から、評価替えによる用途区分変更のため、「農家住宅」は「専用住宅」

(固定資産概要調書第2表) (単位：千円)

山 林	原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
		ゴルフ場用地	軌 道 用 地	その他雑種地		
—	—	—	19,430,159	11,487,937	34,644,064	1,044,533,642
—	—	—	19,460,320	11,603,489	34,442,151	1,047,540,304
24,463	—	—	19,357,040	13,816,821	36,183,236	1,044,808,497
24,412	—	—	19,516,677	13,554,839	35,752,328	1,047,453,366
24,412	—	—	19,625,184	11,574,141	33,980,188	1,046,321,915

含む)

(固定資産概要調書第2表) (単位：円)

山 林	原 野	雑 種 地			合 計
		ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地	
—	—	—	49,228	36,200	96,699
—	—	—	49,211	36,173	96,664
8,766	—	—	50,584	37,815	97,476
8,741	—	—	50,557	36,684	97,402
8,537	—	—	50,557	34,906	97,542

(固定資産概要調書第2表)

令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
79,940	80,355	80,589
25,788	26,397	26,579
105,728	106,752	107,168
7,731,272	7,791,325	7,834,527
17,384,158	18,045,166	18,112,300
25,115,430	25,836,491	25,946,827
205,756,671	216,474,694	227,555,496
858,046,225	904,868,200	927,922,883
1,063,802,896	1,121,342,894	1,155,478,379
26,614	27,784	29,045
49,358	50,145	51,232
42,357	43,402	44,533
96.5%	105.2%	105.1%
101.8%	105.5%	102.5%
100.7%	105.4%	103.0%

(固定資産概要調書第2表) (単位：円)

劇 場 院	公 衆 浴 場	工 倉 場 庫	土 蔵	附 属 家	合 計
32,442	—	4,811	3,930	4,242	26,525
32,656	—	5,075	4,015	4,383	27,629
32,864	—	5,100	3,916	4,415	26,614
34,105	—	5,285	3,897	4,510	27,784
35,789	—	5,399	3,919	4,521	29,045

に、「公衆浴場」は「工場、倉庫」を含む。

(9) 非木造家屋の種類構造別㎡当たり価格の推移(法定免税点以上)

区 分	住 宅 ・ ア パ ー ト						そ の				
	鉄骨 鉄筋 ク ト	鉄 筋 コ ン リ ー 造	鉄 筋 コ ン リ ー 造	鉄 骨 造	軽 鉄 骨 造	煙 瓦 コ ン リ ー 造	コ ン リ ー 造	鉄 骨 鉄 筋 コ ン リ ー 造	鉄 筋 コ ン リ ー 造	鉄 骨 造	軽 鉄 骨 造
令和元年度	57,627	61,364	42,294	37,982	17,379	54,656	63,576	46,183	37,874	13,893	
令和2年度	57,626	61,679	43,210	38,873	17,608	55,110	63,581	46,937	38,400	14,340	
令和3年度	59,626	62,339	42,738	37,442	17,392	55,454	61,438	46,871	40,678	14,379	
令和4年度	59,687	62,768	43,519	38,638	17,883	56,013	60,778	47,103	42,407	15,000	
令和5年度	59,785	64,074	44,653	39,577	18,066	57,182	60,778	47,257	43,471	15,236	

(10) 償却資産に係る決定価格の推移(法定免税点以上)

区 分	市 長 決 定				
	構 築 物	機 械 及 び 装 置	船 舶	車 両 及 び 運 搬 具	工 具 器 具 備 品
令和元年度	63,440,495	152,566,352	191,926	1,437,509	52,954,847
令和2年度	57,484,652	137,114,626	969,714	1,439,281	48,372,286
令和3年度	70,958,196	153,666,706	625,972	1,677,100	53,834,052
令和4年度	74,254,569	151,187,588	592,760	1,708,345	55,749,019
令和5年度	75,036,788	153,229,926	522,340	1,740,734	57,470,541

(11) 償却資産に係る課税標準額の推移(法定免税点以上)

区 分	市 長 決 定				
	構 築 物	機 械 及 び 装 置	船 舶	車 両 及 び 運 搬 具	工 具 器 具 備 品
令和元年度	63,218,223	150,597,672	141,674	1,435,785	52,836,979
令和2年度	57,287,123	134,752,880	655,537	1,438,109	48,268,819
令和3年度	69,284,358	144,331,104	359,237	1,646,798	52,553,389
令和4年度	74,047,539	148,819,682	366,834	1,708,345	55,565,701
令和5年度	74,836,034	150,290,139	340,721	1,740,734	57,337,953

2 国有資産等所在市町村交付金に関する調
交付金額の推移

区 分	令 和 元 年 度		令 和 2 年 度	
	金 額	前 年 比	金 額	前 年 比
国	2,712	99.3%	4,000	147.5%
地方公共団体	223,563	102.5%	215,714	96.5%
合 計	226,275	102.5%	219,714	97.1%

(固定資産概要調書第25～30表) (単位:円)

他			合 計							
煉瓦コンクリートブロック造	その他	計	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コト	鉄骨造	軽鉄骨造	煉瓦コンクリートブロック	その他	計
15,379	—	40,466	60,536	58,573	39,014	32,575	15,806	—	—	48,152
15,475	—	41,000	60,538	58,981	39,653	33,472	15,932	—	—	48,670
14,784	—	42,144	60,403	59,645	41,192	32,487	15,396	—	—	49,358
15,062	—	43,392	60,159	60,059	42,678	33,491	15,657	—	—	50,145
15,203	—	44,234	60,215	61,220	43,764	34,358	15,802	—	—	51,232

(固定資産概要調書第70表) (単位:千円)

分		配 分			合 計	前年比
調整額	計	総務大臣配分	県配分	計		
—	270,591,129	78,985,201	—	78,985,201	349,576,330	99.3%
—	245,380,559	76,747,713	—	76,747,713	322,128,272	92.1%
—	280,762,026	77,127,166	—	77,127,166	357,889,192	111.1%
—	283,492,281	75,397,986	—	75,397,986	358,890,267	100.3%
—	288,000,329	71,562,512	—	71,562,512	359,562,841	100.2%

(固定資産概要調書第70表) (単位:千円)

分		配 分			合 計	前年比
調整額	計	総務大臣配分	県配分	計		
—	268,230,333	74,323,928	—	74,323,928	342,554,261	99.3%
—	242,402,468	72,248,936	—	72,248,936	314,651,404	91.9%
—	268,174,886	72,766,907	—	72,766,907	340,941,793	108.4%
—	280,508,101	71,192,529	—	71,192,529	351,700,630	103.2%
—	284,545,581	67,593,253	—	67,593,253	352,138,834	100.1%

(固定資産概要調書第89表) (単位:千円)

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
3,994	99.9%	2,480	62.1%	2,338	94.3%
209,711	97.2%	208,858	99.6%	209,489	100.3%
213,705	97.3%	211,338	98.9%	211,827	100.2%

3 都市計画税

(1) 納税義務者数の推移(法定免税点以上)

(固定資産概要調書第52表) (単位:人)

区 分	土 地			家 屋			実 数		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
令和元年度	82,702	4,137	86,839	118,944	5,067	124,011	133,009	5,701	138,710
令和2年度	82,647	4,257	86,904	119,119	5,195	124,314	132,966	5,832	138,798
令和3年度	82,748	4,505	87,253	119,352	5,024	124,376	134,008	6,060	140,068
令和4年度	82,917	4,672	87,589	119,934	5,629	125,563	134,340	6,330	140,670
令和5年度	82,962	4,781	87,743	120,926	5,820	126,746	134,985	6,516	141,501

(2) 課税標準額等の推移(法定免税点以上)

(固定資産概要調書第53・54表)

区 分	地 積 (千㎡)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
令和元年度	28,347	25,010,049	3,799,933,193	2,367,870,130
令和2年度	28,362	25,035,077	3,819,653,521	2,389,162,146
令和3年度	28,471	25,115,430	3,861,559,482	2,379,983,991
令和4年度	28,473	25,836,491	3,917,777,832	2,454,620,678
令和5年度	28,496	25,946,827	3,956,995,011	2,488,911,290

IV 軽自動車税



IV 軽自動車税

1 種別割

種別割は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対して課される軽自動車税である。

■ 納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している者である。

車 種		税 率（標準税率）			
		改正前	改正後		
原動機付 自転車	総排気量が50cc以下のもの 定格出力が0.6kW以下のもの	1,000円	2,000円		
	総排気量が50ccを超え90cc以下のもの 定格出力が0.6kWを超え0.8kW以下のもの	1,200円	2,000円		
	総排気量が90ccを超え125cc以下のもの 定格出力が0.8kWを超え1.0kW以下のもの	1,600円	2,400円		
	三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもの （ミニカー〔注1〕）	2,500円	3,700円		
軽自動車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの	2,400円	3,600円		
	三輪で総排気量が660cc以下のもの	3,100円	3,900円		
	四輪以上のもの	乗 用	営 業 用	5,500円	6,900円
			自 家 用	7,200円	10,800円
	〔総排気量が660cc以下のもの〕	貨 物 用	営 業 用	3,000円	3,800円
			自 家 用	4,000円	5,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用を除く（フォークリフト、ショベルローダー等）	4,700円	5,900円		
二輪の小型 自動車	総排気量が250ccを超えるもの	4,000円	6,000円		

〔注2〕

〔注1〕 ミニカーとは、三輪以上で総排気量が50cc（0.6kW）以下のもののうち、車室を有するもの又は左右の車輪の距離が50cmを超えるものをいう。

〔注2〕 改正後の税率は平成27年度分から適用。ただし、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車については、改正前の税率を適用

■ 経年車重課

初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した三輪以上の軽自動車に係る平成28年度以後の軽自動車税（種別割）について、概ね20%を重課する。

区 分			税 率
三 輪			4,600円
四 輪 以 上	乗 用	営業用	8,200円
		自家用	12,900円
	貨物用	営業用	4,500円
		自家用	6,000円

■ グリーン化特例（軽課）

令和5年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪、四輪以上の軽自動車（天然ガス自動車については、各種排出ガスに係る基準を満たすものに限る。）について、取得の翌年度の軽自動車税（種別割）の税率を軽減する。

	対象車	税率	
軽乗用車	電気軽自動車・天然ガス自動車	概ね75%軽減	
	ガソリン車 ハイブリッド車 ※1	令和2年度燃費基準+ 令和12年度燃費基準90%以上達成車	概ね50%軽減
		令和2年度燃費基準+ 令和12年度燃費基準70%以上達成車	概ね25%軽減 ※2
軽貨物車	電気軽自動車・天然ガス自動車	概ね75%軽減	

※1 ガソリン車・ハイブリッド車は乗用営業車のみが対象

※2 25%軽減については令和7年3月31日まで

2 環境性能割

環境性能割は、三輪以上の軽自動車に対して課される軽自動車税である。

■ 納税義務者

市内に主たる定置場のある三輪以上の軽自動車を取得した者である。

税率区分（乗用車）

税率		対象車	
自家用	営業用	R5.4月～R5.12月	R6.1月～R7.3月
非課税		電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車	電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車
		令和2年度燃費基準+ 令和12年度燃費基準 75%達成	令和2年度燃費基準+ 令和12年度燃費基準 80%達成
1.0%	0.5%	令和2年度燃費基準+ 令和12年度燃費基準 60%達成	令和2年度燃費基準+ 令和12年度燃費基準 70%達成
2.0%	1.0%	令和12年度燃費基準 55%達成車	令和2年度燃費基準+ 令和12年度燃費基準 60%達成
2.0%		上記以外	上記以外

IV 軽自動車税

(1) 課税台数の推移

区 分	原 動 機 付 自 転 車				軽		
	総 排 気 量			ミニカー	計	一	
	50cc以下	50cc ～ 90cc	90ccを 超 えるもの			2 輪 (含側車付)	3 輪
平成29年度	21,822	1,026	7,725	242	30,815	5,534	0
平成30年度	21,039	979	7,878	250	30,146	5,510	0
令和元年度	20,154	900	8,179	254	29,487	5,455	0
令和2年度	19,260	863	8,473	259	28,855	5,461	0
令和3年度	18,623	835	8,848	272	28,578	5,614	0
令和4年度	17,948	808	9,259	274	28,289	5,631	0
令和5年度	17,228	800	9,471	267	27,766	5,624	0

(2) 調定額の推移

区 分	原 動 機 付 自 転 車				軽		
	総 排 気 量			ミニカー	計	一	
	50cc以下	50cc ～ 90cc	90ccを 超 えるもの			2 輪 (含側車付)	3 輪
平成29年度	43,644	2,052	18,540	895	65,131	19,922	0
平成30年度	42,078	1,958	18,907	925	63,868	19,836	0
令和元年度	40,308	1,800	19,630	940	62,678	19,638	0
令和2年度	38,520	1,726	20,335	958	61,539	19,660	0
令和3年度	37,246	1,670	21,235	1,007	61,158	20,210	0
令和4年度	35,896	1,616	22,222	1,014	60,748	20,271	0
令和5年度	34,456	1,600	22,731	988	59,775	20,246	0

(課税状況調第33表) (単位:台)

自 動 車						計	2 輪 の 小 型 自 動 車	合 計
般 用			小 型 特 殊 自 動 車					
4 輪 以 上			農 耕 用	特 殊 作 業 用	小 計			
乗 用	貨 物	小 計						
26,954	10,453	37,407	0	441	441	43,043	4,489	78,347
27,397	10,447	37,844	0	441	441	43,795	4,603	78,544
27,848	10,500	38,348	0	471	471	44,274	4,609	78,370
28,336	10,541	38,877	0	482	482	44,820	4,640	78,315
28,739	10,552	39,291	0	494	494	45,399	4,631	78,608
29,126	10,713	39,839	0	552	552	46,022	4,806	79,117
29,414	11,040	40,454	0	553	553	46,631	4,908	79,305

(課税状況調第33表) (単位:千円)

自 動 車						計	2 輪 の 小 型 自 動 車	合 計
般 用			小 型 特 殊 自 動 車					
4 輪 以 上			農 耕 用	特 殊 作 業 用	小 計			
乗 用	貨 物	小 計						
232,818	46,741	279,559	0	2,602	2,602	302,083	27,600	378,743
246,381	47,618	293,999	0	2,602	2,602	316,437	27,618	407,923
259,087	48,726	307,813	0	2,779	2,779	330,230	27,654	420,562
271,598	49,900	321,498	0	2,844	2,844	344,002	27,840	433,381
282,816	50,500	333,316	0	2,915	2,915	356,441	27,786	445,385
295,707	51,793	347,500	0	3,257	3,257	371,028	28,836	460,612
303,768	53,692	357,460	0	3,263	3,263	380,969	29,448	470,192

V 市 た ば こ 税



V 市 た ば こ 税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は御売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課される税である。

■ 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者又は御売販売業者

■ 税額の計算方法

売渡し等をした製造たばこの本数×税率

- ・ 紙巻きたばこ等の税率 1,000本当たり6,552円
(旧3級品を含む)

■ 納税の方法

製造たばこの製造者等が、毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納める。

(1) 年度別調定状況(現年度分)

(単位：千本・千円)

年 度	本 数	前 年 比	調 定 額	前 年 比
平成30年度	607,143	94.3%	3,272,898	98.3%
令和元年度	583,274	96.1%	3,301,837	100.9%
令和2年度	556,167	95.4%	3,265,033	98.9%
令和3年度	546,368	98.2%	3,444,232	105.5%
令和4年度	552,210	101.1%	3,618,275	105.1%

V 市 た ば こ 税

(2) 年度別月別調定状況(現年度分)

(単位：千本・千円)

年 度	区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月
平成30年度	本数	52,391	50,353	51,986	52,673	51,361	54,804	69,119
	調定	270,474	263,088	271,374	274,850	268,017	286,027	361,363
令和元年度	本数	48,533	49,188	52,185	47,307	51,865	50,256	53,809
	調定	273,494	277,151	294,225	266,589	292,368	283,281	304,304
令和2年度	本数	46,386	46,020	47,224	47,670	50,477	47,378	64,323
	調定	264,030	261,948	268,798	271,338	287,313	269,675	366,125
令和3年度	本数	47,818	46,360	44,910	45,877	46,844	45,607	62,978
	調定	292,738	283,814	274,936	280,861	286,781	279,209	385,552
令和4年度	本数	45,232	46,323	45,066	47,188	46,747	48,787	47,611
	調定	296,357	303,510	295,269	309,177	306,286	319,655	311,950

年 度	区 分	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	手持品課税分	計
平成30年度	本数	37,695	46,482	51,163	44,966	44,150	(32,026)	607,143
	調定	211,786	261,659	288,128	253,401	248,822	13,909	3,272,898
令和元年度	本数	44,511	46,025	46,620	49,276	43,699	(514)	583,274
	調定	253,357	261,972	280,478	265,362	248,737	519	3,301,837
令和2年度	本数	35,379	41,315	47,036	42,317	40,642	(24,242)	556,167
	調定	216,615	252,929	287,959	259,066	248,813	10,424	3,265,033
令和3年度	本数	34,680	42,168	48,838	40,251	40,037	(25,075)	546,368
	調定	227,230	276,295	319,987	263,724	262,322	10,783	3,444,232
令和4年度	本数	46,213	46,193	48,618	41,946	42,286	(457)	552,210
	調定	302,788	302,657	318,543	274,830	277,056	197	3,618,275

VI 特別土地保有税



VI 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的取得を抑制し、良好な土地の供給促進を図ることを目的とした税で、保有分（土地の所有に対して課されるもの）と取得分（土地の取得に対して課されるもの）と遊休土地に係る特別土地保有税がある。

特別土地保有税は、平成15年度の税制改正において、当分の間、次のとおり課税を停止し、新たな課税は行わないこととなった。
 ①保有分→平成15年度以後の年度分を課税しない。
 ②取得分→平成15年1月1日以後の土地の取得に対しては課税しない。

区 分	保 有 分	取 得 分	（参考）ミニ保有税
課 税 対 象 及 納 税 義 務 者	毎年1月1日現在保有している土地で、昭和44年1月1日以後に取得した土地の合計面積が5,000㎡以上	1月1日前1年以内又は7月1日前1年以内に取得した土地で、その合計面積が5,000㎡以上	昭和57年4月1日から昭和63年3月31日までに取得した土地で、一団の土地の面積が500㎡以上又は昭和63年4月1日から平成6年3月31日までに取得した土地で、一団の面積が330㎡以上の土地に対し、取得のあった日から2年経過した日以後の土地所有者
課 税 標 準	土地の取得価額 (購入手数料、仲介手数料その他購入のために要した費用を含む。)		
税 率	1.4/100	3/100	1.4/100
税額の計算方法	(取得価額×税率)－ 固定資産税相当額	(取得価額×税率)－ 不動産取得税相当額	(取得価額×税率)－ 固定資産税相当額
申告納付期限	5 月 末 日	1月1日前1年以内の土地の取得については・・・2月末日 7月1日前1年以内の土地の取得については・・・8月末日	5 月 末 日

[注]

- 1 その年の1月1日において、保有期間が10年を超える土地については、課税されない。
- 2 土地の取得とは、有償無償を問わず現実に所有権を取得した場合で所有権の登記の有無は問わない。
- 3 本人の親族や同族会社等が土地を取得し、その土地が本人の取得した土地とともに一団の土地を形成するような場合は本人との共有物とみなす。
- 4 土地の取得目的や利用状況等に応じ、徴収猶予や納税義務免除の制度がある。
- 5 合計面積が1,000㎡以上の土地保有・取得に対しては、それぞれ次のとおり課税される。
 保有分・・・平成4年度分から平成10年度分まで
 取得分・・・平成3年7月1日を基準日とする取得分から
 平成10年1月1日を基準日とする取得分まで
 ミニ保有税は、平成6年度の税制改正において廃止
 平成10年度税制改正
 - (1) 三大都市圏の特定市の市街化区域の免税点の特例の廃止1,000㎡(特例)→5,000㎡(本則)
 - (2) ミニ保有税の経過措置を廃止
 - (3) 保有期間10年超を課税対象から除外
 - (4) 上表の取得価額には修正取得価額も含める。

VI 特別土地保有税

(1) 納税義務者数の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：人)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	1	0	1	0	1
保有分	0	0	1	1	1
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	1	0	2	1	2

(2) 地積の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：㎡)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	4,181	0	2,975	0	5,754
保有分	0	0	16,896	2,975	5,258
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	4,181	0	19,871	2,975	11,012

(3) 調定額の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：千円)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	26,095	0	8,041	0	2,129
保有分	0	0	34,438	3,652	448
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	26,095	0	42,479	3,652	2,577

〔参考〕

平成18年度の調定額として、平成14年度取得分の徴収猶予の取消しに伴い、2,137千円を計上した。

(4) 特別土地保有税の推移(現年分・平成15年度以降課税停止)

(単位:面積・㎡, 税額・千円)

年度			平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	
区分								
特別土地保有税	取得	課税対象	筆数	39	16	60	35	45
			面積	95,015	97,441	225,422	98,830	74,102
			件数	10	8	11	9	8
		免除	筆数	36	15	18	6	19
			面積	85,075	84,535	185,286	30,383	45,898
			件数	8	7	5	1	4
		徴収猶予	筆数	1	1	41	29	16
			面積	5,759	12,906	37,161	68,447	21,285
	納付	筆数	1	1	5	8	2	
		面積	14,356	39,141	127,631	160,214	46,928	
		筆数	2	0	1	0	10	
		面積	4,181	0	2,975	0	6,919	
	保有	課税対象	筆数	94	139	120	132	244
			面積	482,381	616,203	585,271	719,677	780,310
			件数	32	45	38	45	49
		免除	筆数	82	124	100	109	112
面積			462,813	586,009	548,770	669,308	689,712	
件数			28	38	33	38	38	
徴収猶予		筆数	12	15	7	22	125	
		面積	19,568	30,194	19,605	47,394	85,340	
納付	筆数	4	7	4	6	10		
	面積	75,256	94,257	54,487	95,883	112,548		
	筆数	0	0	13	1	7		
	面積	0	0	16,896	2,975	5,258		
ミニ保有税	課税対象	筆数	0	0	0	0	0	
		面積	0	0	0	0	0	
		件数	0	0	0	0	0	
		税額	0	0	0	0	0	
	免除	筆数	0	0	0	0	0	
		面積	0	0	0	0	0	
		件数	0	0	0	0	0	
		税額	0	0	0	0	0	
	徴収猶予	筆数	0	0	0	0	0	
		面積	0	0	0	0	0	
		件数	0	0	0	0	0	
		税額	0	0	0	0	0	
	納付	筆数	0	0	0	0	0	
		面積	0	0	0	0	0	
		件数	0	0	0	0	0	
		税額	0	0	0	0	0	
合計	課税対象	筆数	133	155	180	167	289	
		面積	577,396	713,644	810,693	818,507	854,412	
		件数	42	53	49	54	57	
		税額	1,050,657	1,003,601	1,249,510	1,042,261	986,725	
	免除	筆数	118	139	118	115	131	
		面積	547,888	670,544	734,056	699,691	735,610	
		件数	36	45	38	39	42	
		税額	934,950	870,203	1,024,913	782,512	822,535	
	徴収猶予	筆数	13	16	48	51	141	
		面積	25,327	43,100	56,766	115,841	106,625	
		件数	5	8	9	14	12	
		税額	89,612	133,398	182,118	256,097	159,476	
	納付	筆数	2	0	14	1	17	
		面積	4,181	0	19,871	2,975	12,177	
		件数	1	0	2	1	3	
		税額	26,095	0	42,479	3,652	4,714	

VII 入 湯 税



VII 入 湯 税

入湯税は、環境衛生施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用等に充てるために、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課される税である。（平成12年度から課税）

■ 納税義務者

鉱泉浴場における入湯客

■ 課税免除

- ・ 12歳未満の者
- ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

■ 税額の計算方法

入湯客数×税率

- ・ 宿泊を伴う場合の税率 1人1日（1泊2日） 150円（標準税率）
- ・ その他の場合の税率 1人1日 75円

■ 納税の方法

鉱泉浴場の経営者が、特別徴収した税額を翌月15日までに申告し、納める。

■ 鉱泉浴場の経営の申告

鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始日の前日までに市長に申告しなければならない。

年度別調定状況（現年度分）

（単位：人・千円）

年 度	入 湯 客 数	前 年 比	調 定 額	前 年 比
平成30年度	404,183	89.4%	17,285	95.5%
令和元年度	450,189	111.4%	19,256	111.4%
令和2年度	291,228	64.7%	12,626	65.6%
令和3年度	288,586	99.1%	12,204	96.7%
令和4年度	365,692	126.7%	15,407	126.2%

VIII 事業所税



Ⅷ 事 業 所 税

事業所税は、道路、公園、上・下水道、教育文化施設等の都市環境の整備及び改善事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、事務所又は事業所において、法人又は個人の行う事業に対して課される税である。（昭和51年度から課税）

事業所税の課税団体は、東京都及び指定都市、首都圏整備法の既成市街地及び近畿圏整備法の既成都市区域を有するもの、人口30万人以上の市のうち政令で定める市である。

区 分	内 容	
納 税 義 務 者	事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人	
課 税 標 準	資 産 割	法人 事業年度終了の日現在における事業所床面積
		個人 その年の12月31日現在における事業所床面積
	従 業 者 割	法人 事業年度中に支払われた従業者給与総額
		個人 その年中に支払われた従業者給与総額
税 率	資 産 割	1 m ² に つ き 年 額 600 円
	従 業 者 割	従 業 者 給 与 総 額 の 0.25 %
免 税 点	資 産 割	事 業 所 床 面 積 1,000 m ² 以 下
	従 業 者 割	従 業 者 数 100 人 以 下
納 税 の 方 法	申 告 納 付	
納 付 期 限	法人	事 業 年 度 終 了 の 日 か ら 2 か 月 以 内
	個人	翌 年 の 3 月 1 5 日 ま で

[注] 事業所税については、市内のすべての事業所等を合算して課税される。

なお、次の場合にも申告が必要である。

- ①事業所などの床面積800m²超又は従業者数80人超の場合
- ②事業所税額が、当該年度は課されていないがその前年度は課されている場合

VIII 事業所税

調定額等に関する調(現年度分)

年度	区分	事業		
		資 産 割		
		課 標 床 面 積	件 数	金 額
平成30年度		4,535,343	724	2,721,204
令和元年度		4,497,498	742	2,698,499
令和2年度		4,340,217	739	2,756,086
令和3年度		4,850,359	782	2,915,593
令和4年度		4,823,523	822	2,894,082
4月		414,657	53	248,792
5月		2,975,554	411	1,785,316
6月		33,066	28	19,838
7月		81,452	28	48,870
8月		95,900	32	57,539
9月		45,347	25	27,207
10月		115,768	38	69,459
11月		143,271	47	85,961
12月		35,092	16	21,055
1月		78,557	31	47,133
2月		783,229	103	469,934
3月		21,630	10	12,978

(単位：㎡・千円・人)

に 係 る 分				合 計	
従 業 者 割				件 数	金 額
従 業 者 数	課 標 給 与 総 額	件 数	金 額		
39,542	225,272,800	157	563,182	734	3,284,386
40,852	232,726,000	165	581,815	754	3,280,314
41,163	236,867,592	178	592,160	751	3,348,247
41,720	236,020,030	185	590,041	791	3,505,634
42,448	239,664,114	192	600,182	831	3,494,263
1,523	6,217,557	12	15,543	54	264,335
29,890	180,806,178	119	452,932	418	2,238,248
0	-361,352	1	-903	28	18,935
869	2,759,988	3	6,900	28	55,770
860	2,117,747	5	5,294	32	62,833
179	572,005	2	1,430	25	28,637
802	3,664,092	2	9,160	38	78,619
1,356	5,328,132	5	13,320	48	99,280
138	686,428	1	1,716	16	22,771
968	4,163,082	12	10,407	31	57,540
5,863	33,710,257	30	84,383	103	554,317
0	0	0	0	10	12,978

IX 滯納処分



IX 滞納処分

(1) 滞納処分の停止額税目別明細(年度末現在)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税(個人)	10,744	160,636,451	8,064	125,849,476	6,822	101,214,418
市民税(法人)	60	4,384,659	37	2,983,360	28	2,221,860
固定資産税	2,551	55,044,361	1,614	34,429,226	1,265	21,172,923
軽自動車税	2,401	7,618,697	1,516	5,104,437	835	3,174,037
事業所税	0	0	0	0	0	0
都市計画税	-	13,416,270	-	8,406,490	-	5,156,560
計	15,756	241,100,438	11,231	176,772,989	8,950	132,939,798

(2) 不納欠損額税目別明細

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税(個人)	7,691	129,917,010	7,397	101,242,941	3,992	56,092,949
市民税(法人)	87	6,742,328	126	9,299,611	72	4,426,676
固定資産税	2,338	116,669,011	2,072	65,500,353	942	38,498,414
軽自動車税	1,186	2,764,980	1,145	3,363,647	867	2,281,462
事業所税	0	0	2	347,000	0	0
人湯税	0	0	0	0	0	0
都市計画税	-	28,487,350	-	15,863,010	-	9,487,070
計	11,302	284,580,679	10,742	195,616,562	5,873	110,786,571

(3) 財産差押状況の推移

区分	差押総額		計 ①	公売処分 による収入 ②	収入等 による解除 ③	年度末における 差押中のもの ①-(②+③)= ④
	前年度以前に 差押えたもの	当該年度におい て差押えたもの				
平成30年度	754,474,929	888,149,224	1,642,624,153	2,224,289	1,166,335,988	474,063,876
令和元年度	474,063,876	454,171,800	928,235,676	0	480,747,137	447,488,539
令和2年度	447,488,539	524,346,451	971,834,990	1,003,307	677,971,631	292,860,052
令和3年度	292,860,052	328,252,541	621,112,593	7,475,288	242,013,142	371,624,163
令和4年度	371,624,163	406,773,781	778,397,944	6,258,043	387,849,750	384,290,151

(単位：円)

令和3年度		令和4年度		区分
件数	金額	件数	金額	
7,416	108,509,234	7,848	142,555,928	市民税(個人)
15	564,260	19	2,098,700	市民税(法人)
1,418	27,745,002	1,444	36,370,181	固定資産税
1,100	3,801,005	932	3,586,800	軽自動車税
0	0	0	0	事業所税
-	6,757,401	-	8,919,619	都市計画税
9,949	147,376,902	10,243	193,531,228	計

(単位：円)

令和3年度		令和4年度		区分
件数	金額	件数	金額	
4,731	62,999,913	5,007	64,026,970	市民税(個人)
96	6,590,500	67	5,353,877	市民税(法人)
1,201	34,081,931	1,462	25,173,591	固定資産税
856	3,245,259	912	3,597,337	軽自動車税
0	0	0	0	事業所税
0	0	0	0	入湯税
-	8,305,870	-	6,097,880	都市計画税
6,884	115,223,473	7,448	104,249,655	計

(単位：円)

④ の 内 訳				区分
不動産	債権	抵当権	その他	
246,994,527	205,034,524	4,956,936	17,077,889	平成30年度
224,368,664	203,573,763	2,911,480	16,634,632	令和元年度
48,128,269	242,230,035	2,400,978	100,770	令和2年度
99,154,844	269,567,112	688,435	2,213,772	令和3年度
89,474,862	292,024,779	0	2,790,510	令和4年度

X 口 座 振 替



X 口座振替

口座振替加入率等の推移

(単位:件・円)

税目	年度	調定 (A)		加入 (B)		振替 (C)		振替不能		加入率 B/A		振替率 C/B	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市・県 普通徴収 民税	30	213,142	8,455,963,442	28,032	2,202,148,160	26,971	2,135,536,960	1,061	66,611,200	13.2%	26.0%	96.2%	97.0%
	元	213,482	8,569,008,702	27,696	2,149,862,991	26,683	2,093,327,271	1,013	56,535,720	13.0%	25.1%	96.3%	97.4%
	2	223,832	8,843,648,900	27,628	2,171,190,176	26,749	2,121,186,476	879	50,003,700	12.3%	24.6%	96.8%	97.7%
	3	220,803	8,898,360,800	27,939	2,230,574,022	27,019	2,174,956,022	920	55,618,000	12.7%	25.1%	96.7%	97.5%
4	225,067	10,156,512,700	28,393	2,543,464,937	27,480	2,478,226,637	913	65,238,300	12.6%	25.0%	96.8%	97.4%	
都市 固定資産 計画 税	30	565,127	40,125,779,400	185,242	15,035,072,500	179,976	14,804,888,500	5,266	230,184,000	32.8%	37.5%	97.2%	98.5%
	元	568,136	40,469,230,200	185,759	15,529,722,800	180,623	15,278,836,400	5,136	250,886,400	32.7%	38.4%	97.2%	98.4%
	2	568,805	40,978,438,500	186,414	15,863,795,933	181,910	15,676,549,200	4,504	187,246,733	32.8%	38.7%	97.6%	98.8%
	3	577,031	40,748,108,000	188,255	16,322,836,520	183,650	16,117,916,420	4,605	204,920,100	32.6%	40.1%	97.6%	98.7%
4	581,207	42,342,791,900	188,919	17,630,399,500	184,248	17,379,675,200	4,671	250,724,300	32.5%	41.6%	97.5%	98.6%	
軽自動車 税	30	78,419	407,327,400	7,077	35,787,300	6,852	34,612,400	225	1,174,900	9.0%	8.8%	96.8%	96.7%
	元	78,368	420,506,600	6,770	35,159,300	6,577	34,223,600	193	935,700	8.6%	8.4%	97.1%	97.3%
	2	78,321	433,032,400	6,707	35,786,300	6,554	35,005,400	153	780,900	8.6%	8.3%	97.7%	97.8%
	3	78,601	445,143,500	6,939	38,440,200	6,813	37,782,500	126	657,700	8.8%	8.6%	98.2%	98.3%
4	79,104	460,041,900	6,808	38,631,000	6,643	37,699,100	165	931,900	8.6%	8.4%	97.6%	97.6%	
合 計	30	856,688	48,989,070,242	220,351	17,273,007,960	213,799	16,975,037,860	6,552	297,970,100	25.7%	35.3%	97.0%	98.3%
	元	859,986	49,458,745,502	220,225	17,714,745,091	213,883	17,406,387,271	6,342	308,357,820	25.6%	35.8%	97.1%	98.3%
	2	870,958	50,255,119,800	220,749	18,070,772,409	215,213	17,832,741,076	5,536	238,031,333	25.3%	36.0%	97.5%	98.7%
	3	876,435	50,091,612,300	223,133	18,591,850,742	217,482	18,330,654,942	5,651	261,195,800	25.5%	37.1%	97.5%	98.6%
4	885,378	52,959,346,500	224,120	20,212,495,437	218,371	19,895,600,937	5,749	316,894,500	25.3%	38.2%	97.4%	98.4%	

XI 税 外 収 入



X I 税外収入（税務関係分）

(1) 税外収入決算状況の推移(税務関係分)

区 分	平成 3 0 年 度			令和 元 年 度		
	最終予算額	決算額	前年比	最終予算額	決算額	前年比
自動車重量譲与税	539,000	550,460	101.2%	536,000	569,517	103.5%
特別とん譲与税	2,300	1,608	60.9%	2,000	1,442	89.7%
地方揮発油譲与税	205,000	223,459	100.7%	201,000	197,758	88.5%
地方道路譲与税※1	1	0	-	1	0	-
森林環境譲与税※2	-	-	-	17,000	17,183	皆増
利子割交付金	134,000	132,149	100.3%	85,000	68,530	51.9%
配当割交付金	354,000	395,966	83.5%	392,000	444,120	112.2%
株式等譲渡所得割交付金	638,000	313,846	65.5%	625,000	238,078	75.9%
法人事業税交付金※3	-	-	-	-	-	-
地方消費税交付金	8,250,000	8,055,974	105.1%	7,750,000	7,757,202	96.3%
自動車取得税交付金※4	361,000	341,742	122.0%	152,000	160,749	47.0%
環境性能割交付金※5	-	-	-	60,000	45,283	皆増
地方特例交付金	383,000	384,750	119.8%	466,000	466,208	121.2%
交通安全対策特別交付金	69,000	62,621	94.5%	65,000	63,270	101.0%
督促手数料	8,902	8,637	97.4%	9,027	9,290	107.6%
納税証明等手数料・自動車臨時運行許可申請手数料（本庁分のみ）	19,883	18,184	91.7%	19,713	17,158	94.4%
県税徴収交付金	668,708	697,899	101.3%	687,305	696,741	99.8%
軽自動車標識売払収入	1	9	60.0%	1	11	122.2%
物品売払収入	-	4	皆増	-	-	-
延滞金	162,674	181,288	102.2%	160,858	155,822	86.0%
加算金	1	12	皆増	1	14	116.7%
軽自動車標識再交付実費弁償金	12	9	112.5%	11	9	100.0%
自動車臨時運行許可番号標識紛失実費弁償金	1	5	500.0%	1	2	40.0%
諸用紙印刷等実費弁償金	49	42	95.5%	47	46	109.5%
滞納処分費	1	468	463.4%	1	0	皆減
納税通知書等送信用封筒広告収入	122	141	102.9%	121	148	105.0%
配当割額控除額等返還金	1	15	23.1%	1	300	大幅増
求償費	-	-	皆減	-	-	-
合 計	11,795,656	11,369,288	102.6%	11,228,088	10,908,881	96.0%

- (※1) 平成21年度から地方道路譲与税の名称を変更し、地方揮発油譲与税とする。名称変更以前の地方道路税とし
(※2) 令和元年度創設。間伐や路網といった森林整備、森林整備を促進するための人材育成・担い手の確保、木材
(※3) 令和2年度創設。法人市民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村へ
(※4) 環境性能割交付金の創設に伴い廃止となったが(※5参照)、日野自動車(株)の排出ガス性能試験等におけ
(※5) 令和元年度創設。車体課税の見直しにより、自動車取得税交付金を廃止し、環境性能割交付金(R1.10.1施行)

(単位：千円)

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
最終予算額	決算額	前年比	最終予算額	決算額	前年比	最終予算額	決算額	前年比
556,000	563,480	98.9%	548,000	571,373	101.4%	564,000	570,487	99.8%
1,600	1,373	95.2%	1,400	709	51.6%	1,300	560	79.0%
194,000	193,674	97.9%	186,000	199,841	103.2%	186,000	190,598	95.4%
1	0	-	1	0	-	1	0	-
34,000	36,514	212.5%	34,000	36,938	101.2%	47,000	48,220	130.5%
63,000	73,373	107.1%	47,000	59,288	80.8%	39,000	38,635	65.2%
353,000	411,788	92.7%	337,000	602,326	146.3%	347,000	573,449	95.2%
343,000	478,104	200.8%	344,000	713,224	149.2%	493,000	410,977	57.6%
740,000	654,466	皆増	945,000	1,101,489	168.3%	1,002,000	1,177,451	106.9%
9,176,000	9,427,900	121.5%	9,865,000	10,313,226	109.4%	10,551,000	10,911,528	105.8%
-	47	大幅減	-	-	皆減	-	2,168	皆増
140,000	91,334	201.7%	107,000	115,442	126.4%	170,000	139,120	120.5%
444,000	459,443	98.5%	1,272,000	1,263,150	274.9%	530,500	525,275	41.6%
63,000	70,292	111.1%	65,000	64,969	92.4%	67,000	56,935	87.6%
9,740	8,127	87.5%	9,729	6,077	74.8%	8,384	7,719	127.0%
18,133	15,612	91.0%	18,071	15,557	99.6%	17,110	16,181	104.0%
692,560	703,854	101.0%	685,832	717,067	101.9%	718,700	733,164	102.2%
13	0	皆減	13	89	皆増	1	0	皆減
-	-	-	-	-	-	-	-	-
153,876	156,885	100.7%	145,933	144,834	92.3%	150,099	176,214	121.7%
1	9	64.3%	1	1,050	大幅増	1	5,397	514.0%
10	6	66.7%	9	7	116.7%	9	7	100.0%
1	1	50.0%	1	1	100.0%	2	2	200.0%
57	19	41.3%	45	0	皆減	45	5	皆増
1	1,179	皆増	1	178	15.1%	1	1,205	677.0%
119	151	102.0%	121	150	99.3%	122	155	103.3%
1	65	21.7%	1	521	801.5%	1	305	58.5%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
12,982,113	13,347,696	122.4%	14,611,158	15,927,506	119.3%	14,892,276	15,585,757	97.9%

て収入される分は、引き続き、地方道路譲与税として譲与される。

利用の促進や普及啓発に充てられる。

交付するもの。(令和2年度のみ3.4%、令和3年度以降は7.7%)

る不正行為により、追加徴収として発生したもの。

を創設。

(2) 自動車重量譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
譲与額	550,460	569,517	563,480	571,373	570,487	
内訳	6月	143,320	158,080	147,894	164,423	147,212
	11月	224,510	237,736	231,086	233,527	236,761
	3月	182,630	173,701	184,500	173,423	186,514

(3) 特別とん譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
譲与額	1,844	1,653	1,592	819	698	
前年比(%)	62.9%	89.6%	96.3%	51.4%	85.2%	
	尼崎市	1,608	1,442	1,373	709	560
尼崎市内訳	9月	989	697	908	455	310
	3月	619	745	465	254	250
乗分率	尼崎市	0.8718	0.8725	0.8625	0.8663	0.8026
	西宮市	0.1282	0.1275	0.1375	0.1337	0.1974

(4) 地方揮発油譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
譲与額	223,459	197,758	193,674	199,841	190,598	
内訳	6月	62,529	55,132	66,858	62,125	53,349
	11月	90,614	83,115	58,873	62,880	78,268
	3月	70,316	59,511	67,943	74,836	58,981

(5) 地方道路譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
譲与額	0	0	0	0	0	
内訳	6月	0	0	0	0	0
	11月	0	0	0	0	0
	3月	0	0	0	0	0

(6) 森林環境譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
譲与額	-	17,183	36,514	36,938	48,220	
内訳	9月	-	8,591	18,257	18,257	24,110
	3月	-	8,592	18,257	18,681	24,110

(7) 利子割交付金に関する調

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
交付額	132,149	68,530	73,373	59,288	38,635	
内訳	8月	50,566	28,040	27,171	27,568	16,872
	12月	51,927	23,363	25,089	18,264	11,640
	3月	29,656	17,127	21,113	13,456	10,123

(8) 配当割交付金に関する調

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
交付額	395,966	444,120	411,788	602,326	573,449	
内訳	8月	116,778	123,034	114,567	120,925	146,324
	12月	20,372	21,984	21,172	26,686	26,197
	3月	258,816	299,102	276,049	454,715	400,928

(9) 株式等譲渡所得割交付金に関する調

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
交付額	313,846	238,078	478,104	713,224	410,977	
内訳	8月	-	-	-	-	-
	12月	-	-	-	-	-
	3月	313,846	238,078	478,104	713,224	410,977

(10) 法人事業税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 額	-	-	654,466	1,101,489	1,177,451
内 訳					
8 月	-	-	405,300	532,164	610,976
12 月	-	-	113,714	258,247	268,031
3 月	-	-	135,452	311,078	298,444

(11) 地方消費税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 額	8,055,974	7,757,202	9,427,900	10,313,226	10,911,528
内 訳					
6 月	1,974,295	2,018,211	2,154,378	2,031,988	2,611,033
9 月	2,549,998	2,512,433	3,181,820	3,410,162	3,177,066
12 月	1,428,316	1,074,749	1,699,015	2,163,933	2,193,216
3 月	2,103,365	2,151,809	2,392,687	2,707,143	2,930,213

(12) 自動車取得税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 額	341,742	160,749	47	-	2,168
内 訳					
8 月	119,738	101,327	47	-	-
12 月	103,277	59,422	-	-	-
3 月	118,727	0	-	-	2,168

(13) 環境性能割交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 額	-	45,283	91,334	115,442	139,120
内 訳					
8 月	-	-	30,186	45,720	40,198
12 月	-	13,613	33,815	28,107	41,039
3 月	-	31,670	27,333	41,615	57,883

(14) 地方特例交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 額	384,750	466,208	459,443	1,263,150	525,275
内 訳					
4 月	186,726	217,045	235,417	223,938	244,341
9 月	198,024	249,163	224,026	219,053	259,342
3 月	-	-	-	815,159	21,592

(15) 交通安全対策特別交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 額	62,621	63,270	70,292	64,969	56,935
内 訳					
9 月	32,787	32,631	36,337	34,443	30,535
3 月	29,834	30,639	33,955	30,526	26,400

(16) 県税徴収交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総額(7月、10月、1月、4月)	697,899	696,741	703,854	717,067	733,164
納 税 義 務 者 割	649,635	660,147	663,720	670,191	682,707
通 知 書 割	0	0	0	0	0
払 込 金 額 割	738	654	446	324	560
過 誤 納 金 還 付 充 当 額 等	47,526	35,940	39,688	46,552	49,897

(17) 税務関係証明書の発行等に関する調

(単位：件・円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
本 庁	総 額	件数	54,855	52,028	47,117	45,126	45,979
		金額	(5,252)	(5,368)	(4,818)	(4,143)	(3,566)
	市 県 民 税 課 税 額 証 明	件数	27,963	24,057	22,227	19,697	20,640
		金額	(795)	(580)	(541)	(483)	(495)
	(うちオンライン分)	件数	-	-	-	25	148
		金額	-	-	-	-	-
	固 定 資 産 評 価 額 証 明 ※ 1	件数	19,825	19,922	17,183	16,471	16,240
		金額	(1,040)	(1,417)	(913)	(83)	(33)
	固 定 資 産 課 税 台 帳 等 の 閲 覧 ※ 2	件数	-	-	483	1,719	1,726
		金額	-	-	-	(132)	-
納 税 証 明 ※ 3	件数	7,067	8,049	7,224	7,239	7,373	
	金額	(3,417)	(3,371)	(3,364)	(3,445)	(3,038)	
総 額	件数	42,054	36,446	33,282	29,756	28,822	
	金額	(4,219)	(4,023)	(3,904)	(3,373)	(2,888)	
市 県 民 税 課 税 額 証 明	件数	31,874	26,940	24,111	20,399	19,581	
	金額	(681)	(705)	(647)	(666)	(628)	
固 定 資 産 評 価 額 証 明	件数	6,207	5,716	5,288	5,334	5,442	
	金額	(765)	(692)	(475)	(2)	-	
固 定 資 産 課 税 台 帳 等 の 閲 覧	件数	-	22	59	339	520	
	金額	-	-	-	(60)	(58)	
納 税 証 明	件数	3,973	3,768	3,824	3,684	3,279	
	金額	(2,773)	(2,626)	(2,782)	(2,645)	(2,202)	
総 額	件数	96,909	88,452	80,399	74,882	74,801	
	金額	(9,471)	(9,391)	(8,722)	(7,516)	(6,454)	
市 県 民 税 課 税 額 証 明	件数	59,837	50,997	46,338	40,096	40,221	
	金額	(1,476)	(1,285)	(1,188)	(1,149)	(1,123)	
固 定 資 産 評 価 額 証 明	件数	26,032	25,638	22,471	21,805	21,682	
	金額	(1,805)	(2,109)	(1,388)	(85)	(33)	
固 定 資 産 課 税 台 帳 等 の 閲 覧	件数	-	-	542	2,058	2,246	
	金額	-	-	-	(192)	(58)	
納 税 証 明	件数	11,040	11,817	11,048	10,923	10,652	
	金額	(6,190)	(5,997)	(6,146)	(6,090)	(5,240)	
合 計	金額	1,470,000	1,755,300	1,481,400	1,457,400	1,629,300	

(注) 件数のうち()内は手数料免除分を再掲。

※1 本庁の固定資産評価額証明には住宅用家屋証明等を含む。

※2 令和3年1月より固定資産課税台帳等の閲覧が追加。

※3 本庁の納税証明には未納のない証明等を含む。

※4 本庁の市県民税課税額証明のオンライン申請は、令和4年1月から実施。

XII 徵收經費



XII 徴収経費

徴収経費決算状況の推移

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度
税 収 入 額	(1) 市 税	77,659,392	78,767,750
	(2) 個 人 の 県 民 税	15,682,779	15,816,457
	(3) 合 計	93,342,171	94,584,207
徴 税	(4) 基 本 給	404,339	390,062
	(5) 諸 手 当	248,778	241,757
	(ア) 超 過 勤 務 手 当	9,164	9,879
	(イ) 税 務 特 別 手 当	44	32
	(ウ) そ の 他 の 手 当	239,570	231,846
	(6) 共 済 組 合 負 担 金 等	149,348	149,708
	(7) 報 酬	114,327	107,962
	(8) そ の 他	499	275
	(9) 小 計	917,291	889,764
	費	(10) 旅 費	4,748
(11) 賃 金		40,877	42,795
(12) そ の 他		230,957	231,855
(13) 小 計		276,582	278,796
報 奨 金 及 び こ れ に 類 す る 経 費	(14) 納 期 前 納 付 の 報 奨 金	-	-
	(15) 納 税 組 合 奨 励 金	-	-
	(16) 小 計	0	0
そ の 他	(17) そ の 他	232,158	188,384
合 計	(18) 合 計	1,426,031	1,356,944
県 民 税 徴 収 取 扱 費	(19) 納 税 通 知 書 等 を 基 準 に し た 金 額	0	0
	(20) 徴 収 額 を 基 準 に し た 金 額	687	881
	(21) 納 税 義 務 者 数 を 基 準 に し た 金 額	628,326	643,989
	(22) 合 計	629,013	644,870
純 徴 税 費	(23) (18) - (22)	797,018	712,074
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(24) (18) / (3)	1.5%	1.4%
	(25) (23) / (1)	1.0%	0.9%

※会計年度任用職員制度の導入に伴い、R2より(11)賃金は皆減(報酬で計上)

※R3より課税状況調(第39表)の項目変更に伴い、(6)共済組合負担金等が皆減(8)その他で計上)

課税状況調（39表）（単位：千円）

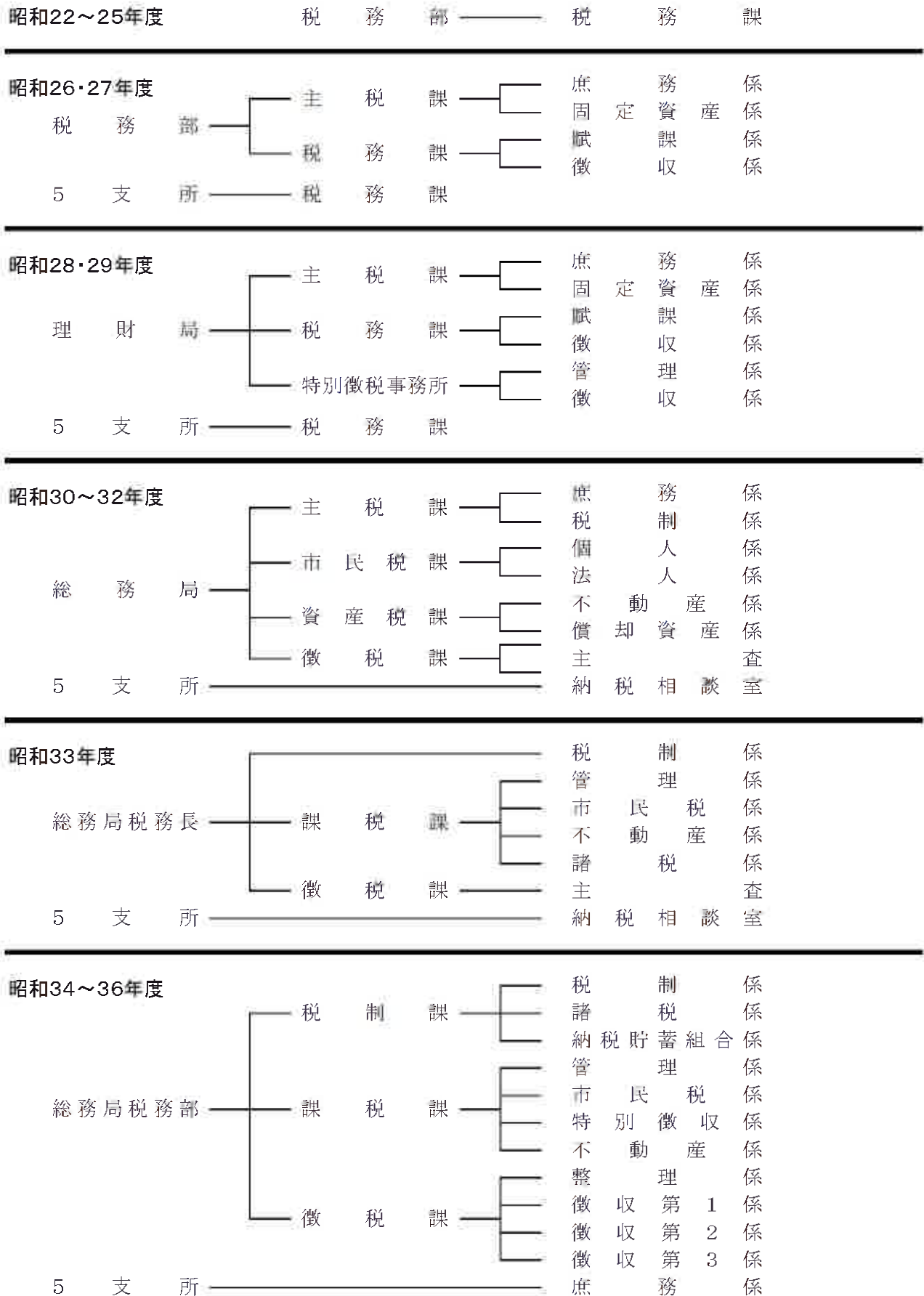
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
79,238,902	80,591,085	79,557,367	80,110,628	82,597,797
16,195,754	16,688,447	17,005,777	16,922,607	17,379,454
95,434,656	97,279,532	96,563,144	97,033,235	99,977,251
392,067	395,786	409,193	376,820	378,854
253,978	261,084	306,437	291,145	275,959
13,552	12,393	28,259	23,385	20,889
23	31	185	26	34
240,403	248,660	277,993	267,734	255,036
149,199	152,415	164,660	-	-
107,149	104,097	125,453	128,887	142,764
1,066	767	460	158,789	156,094
903,459	914,149	1,006,203	955,641	953,671
3,873	3,946	3,898	4,192	4,249
43,645	42,559	-	-	-
308,212	315,047	250,147	349,877	368,398
355,730	361,552	254,045	354,069	372,647
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
0	0	0	0	0
222,347	261,249	316,539	180,481	236,381
1,481,536	1,536,950	1,576,787	1,490,191	1,562,699
0	0	0	0	0
738	654	446	324	560
649,635	660,147	663,720	670,191	682,707
650,373	660,801	664,166	670,515	683,267
831,163	876,149	912,621	819,676	879,432
1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.6%
1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%

XIII 稅 務 機 構

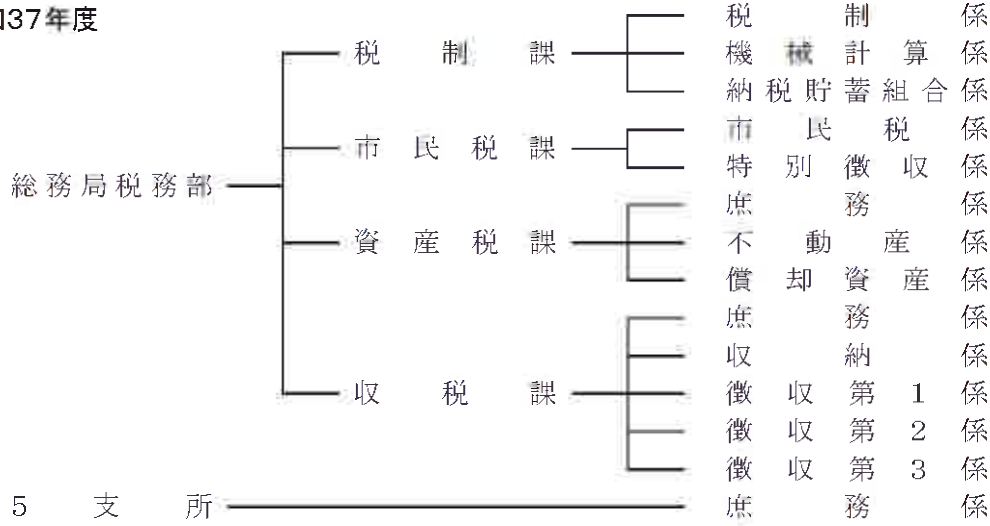


XIII 税務機構

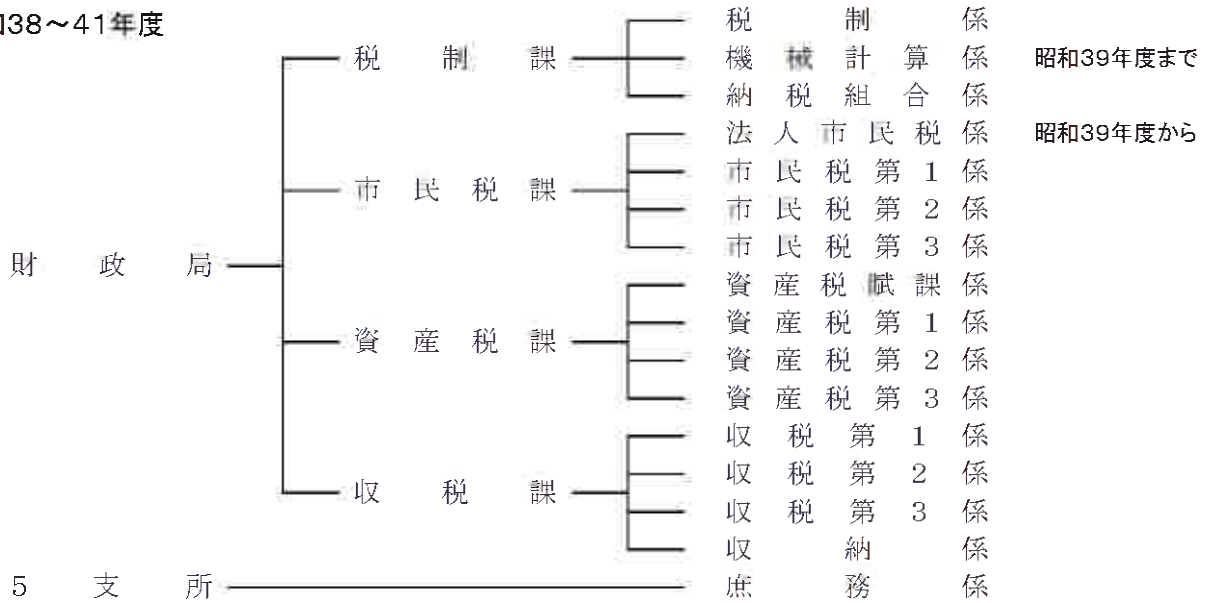
(1) 税務機構の変遷



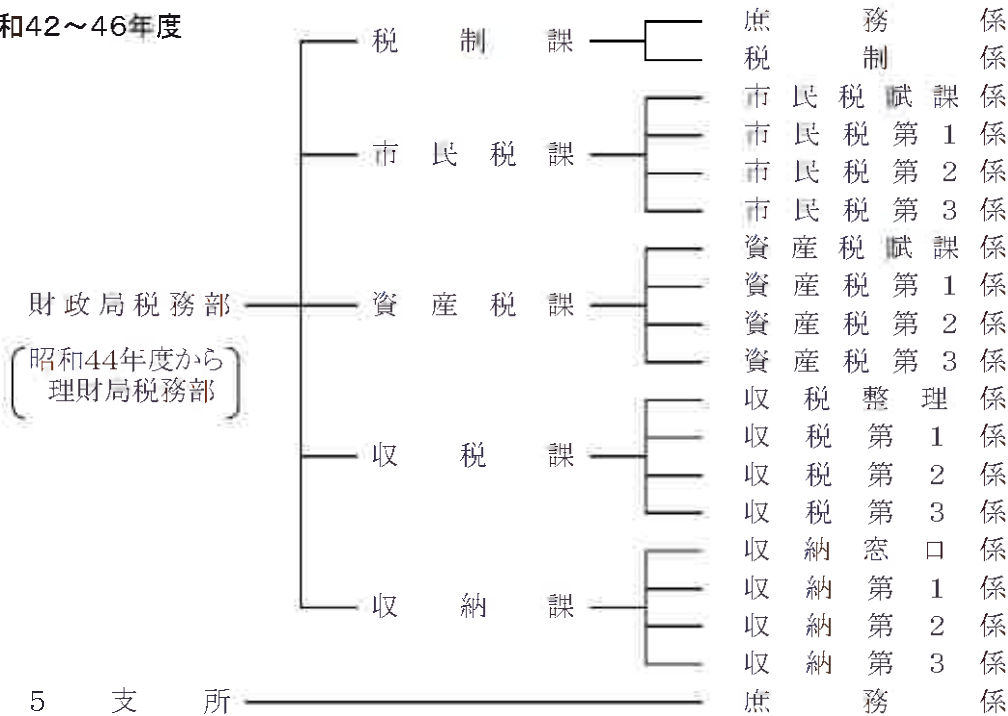
昭和37年度



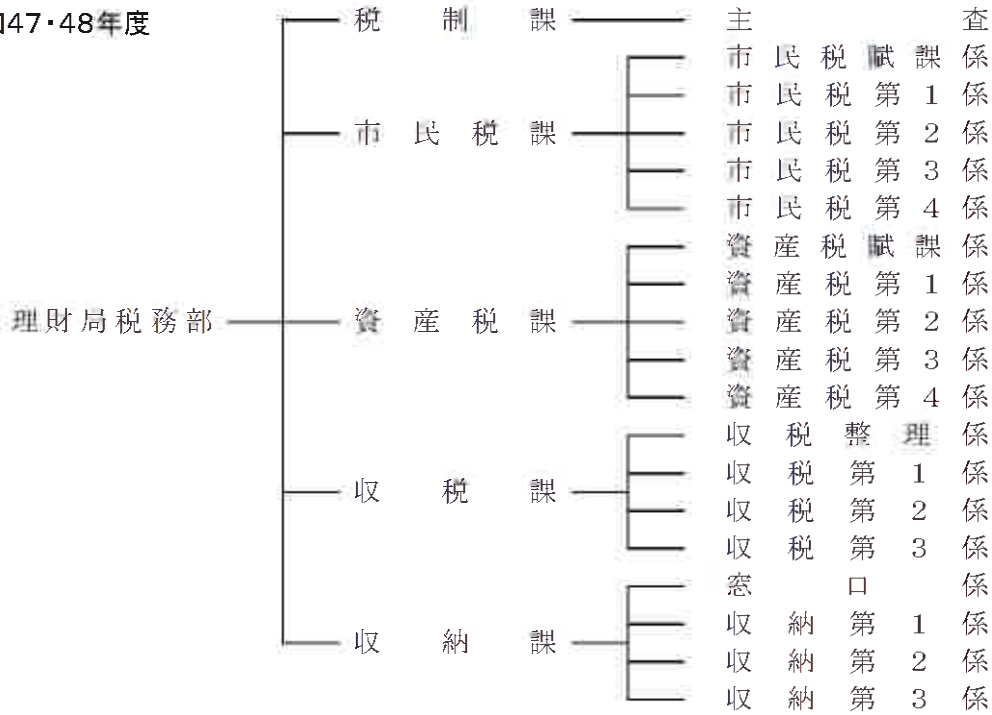
昭和38~41年度



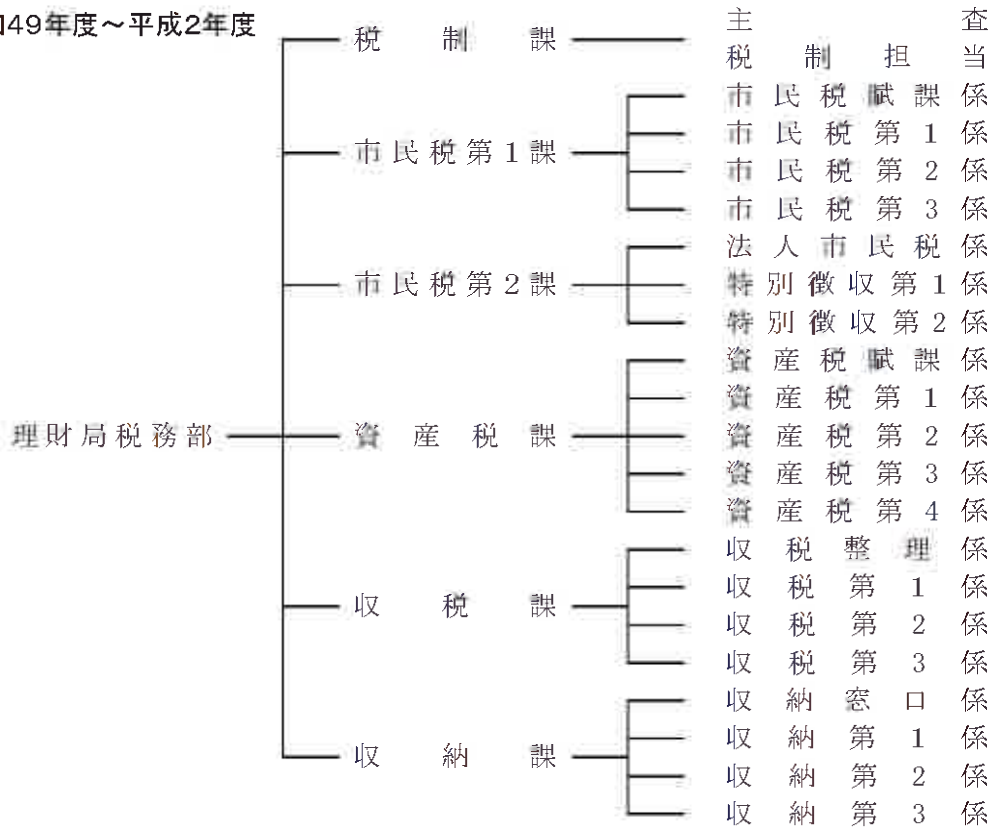
昭和42~46年度



昭和47・48年度

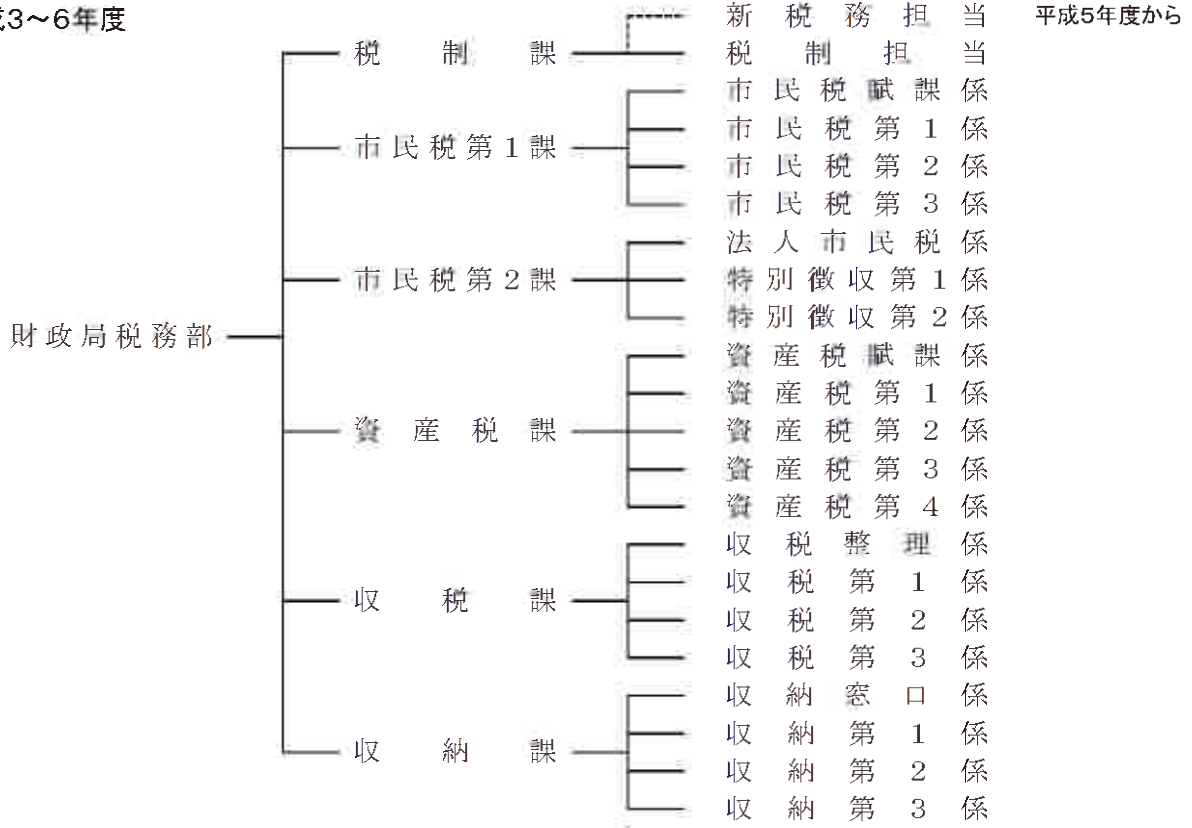


昭和49年度～平成2年度

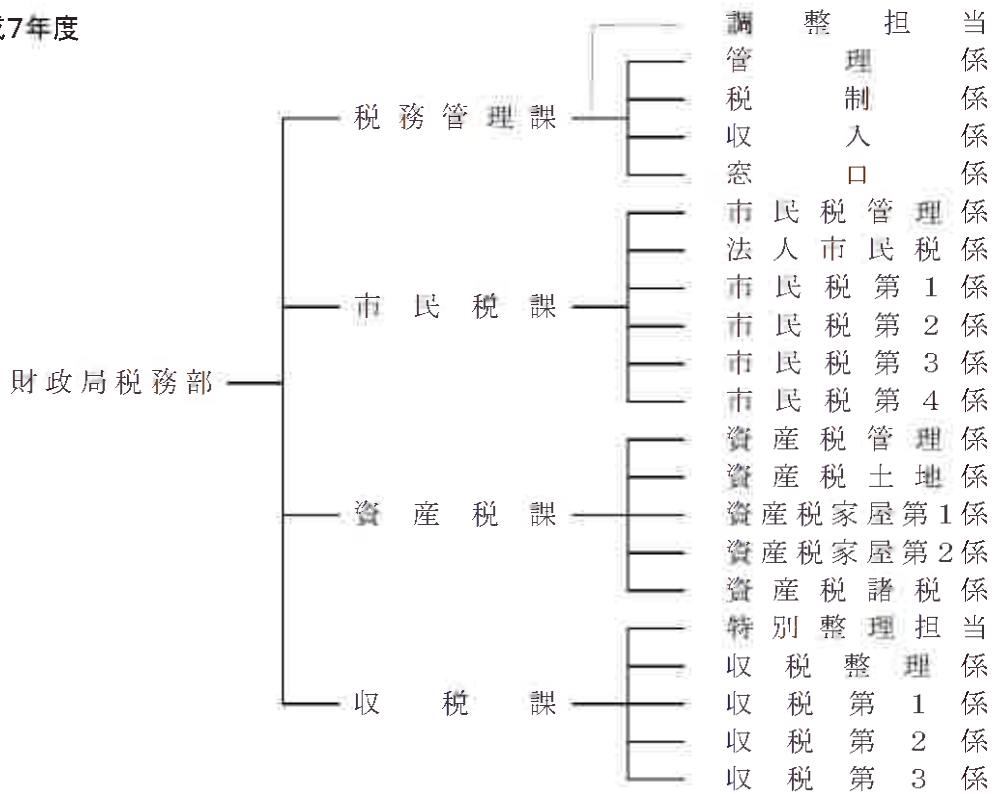


昭和55年度まで
昭和56年度から

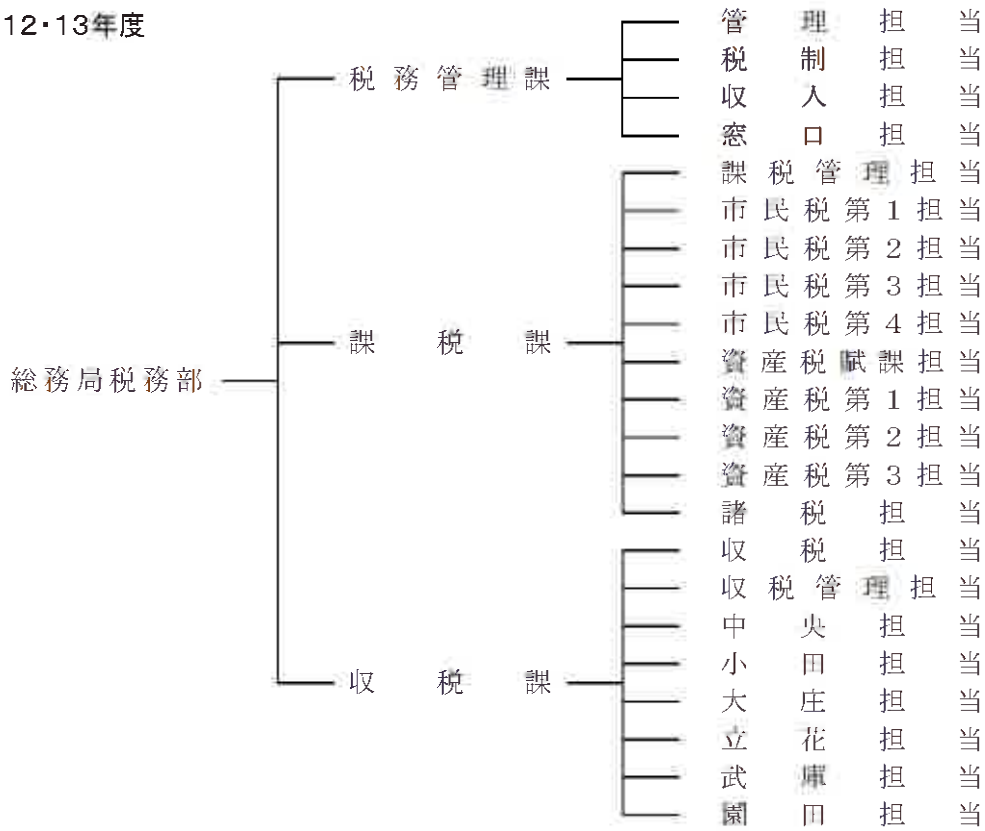
平成3～6年度



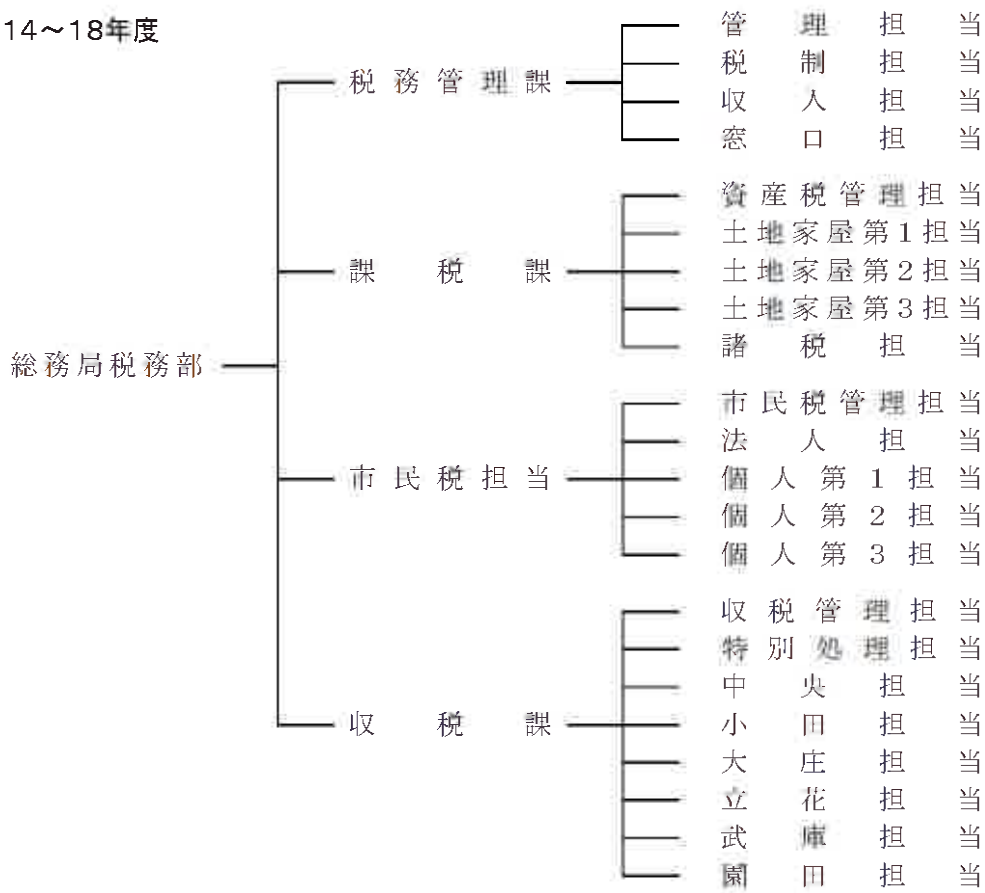
平成7年度



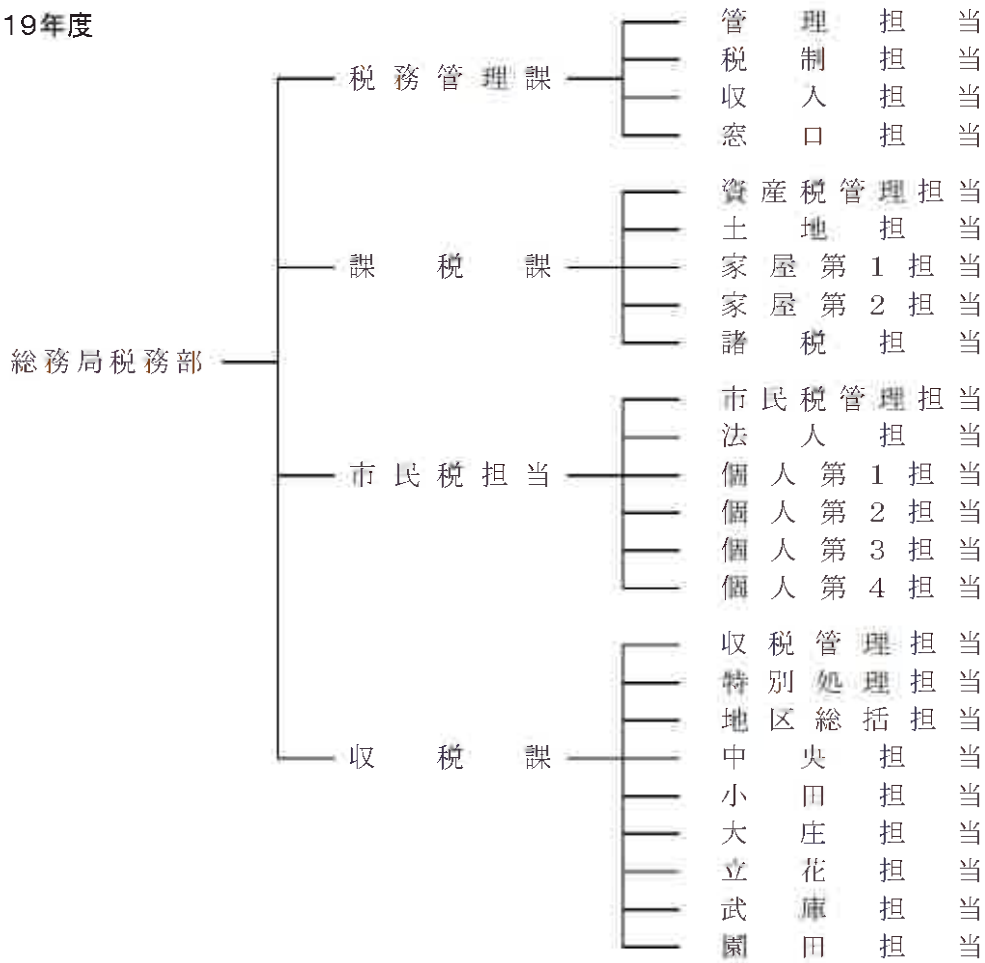
平成12・13年度



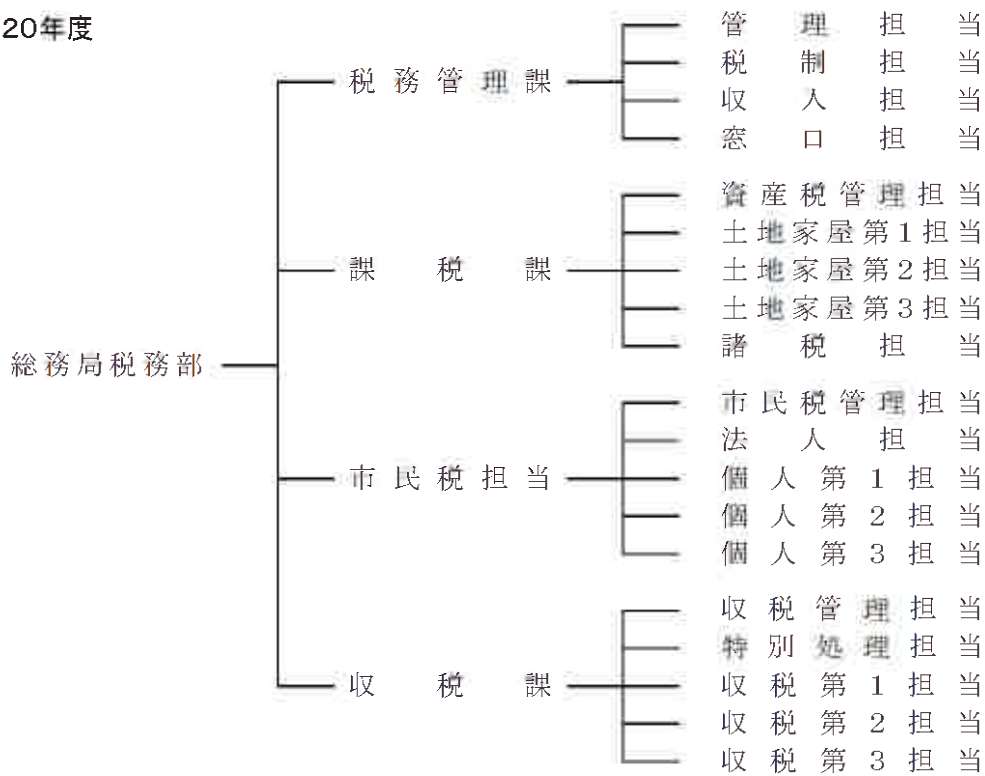
平成14～18年度



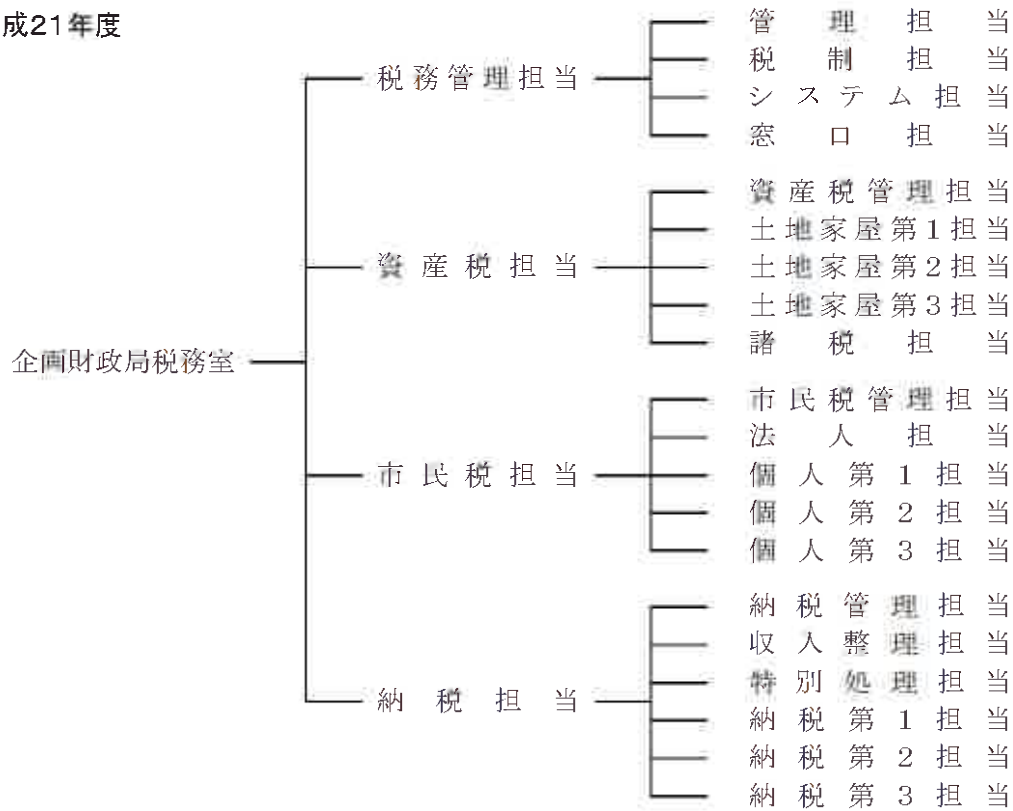
平成19年度



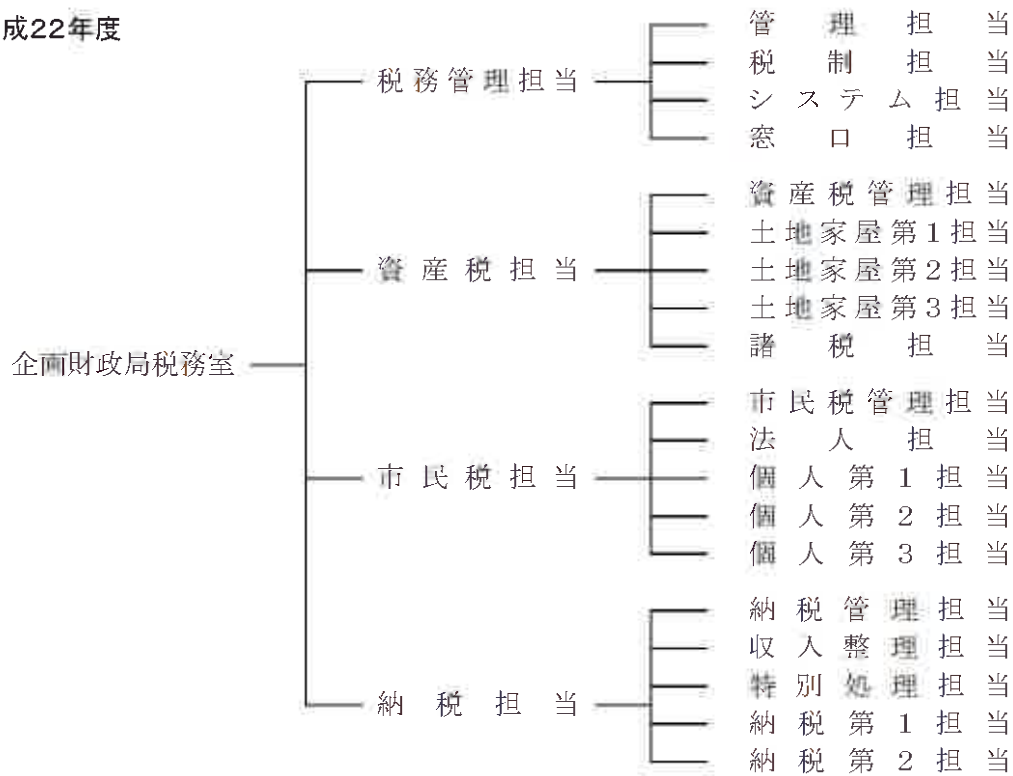
平成20年度



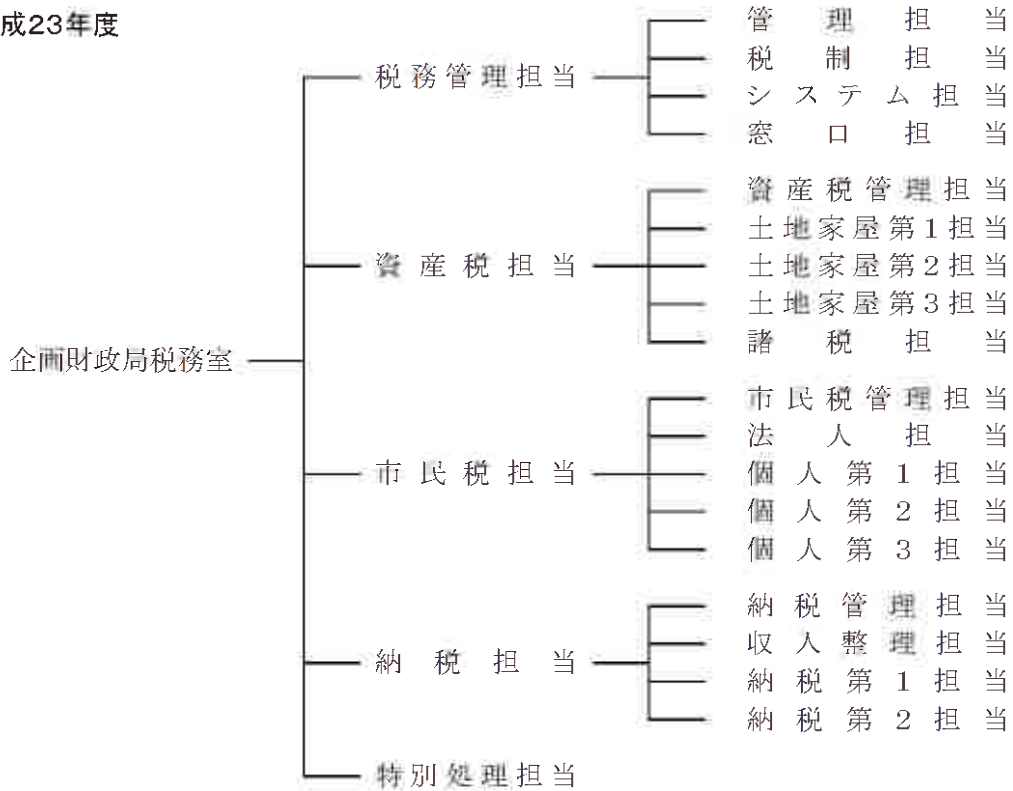
平成21年度



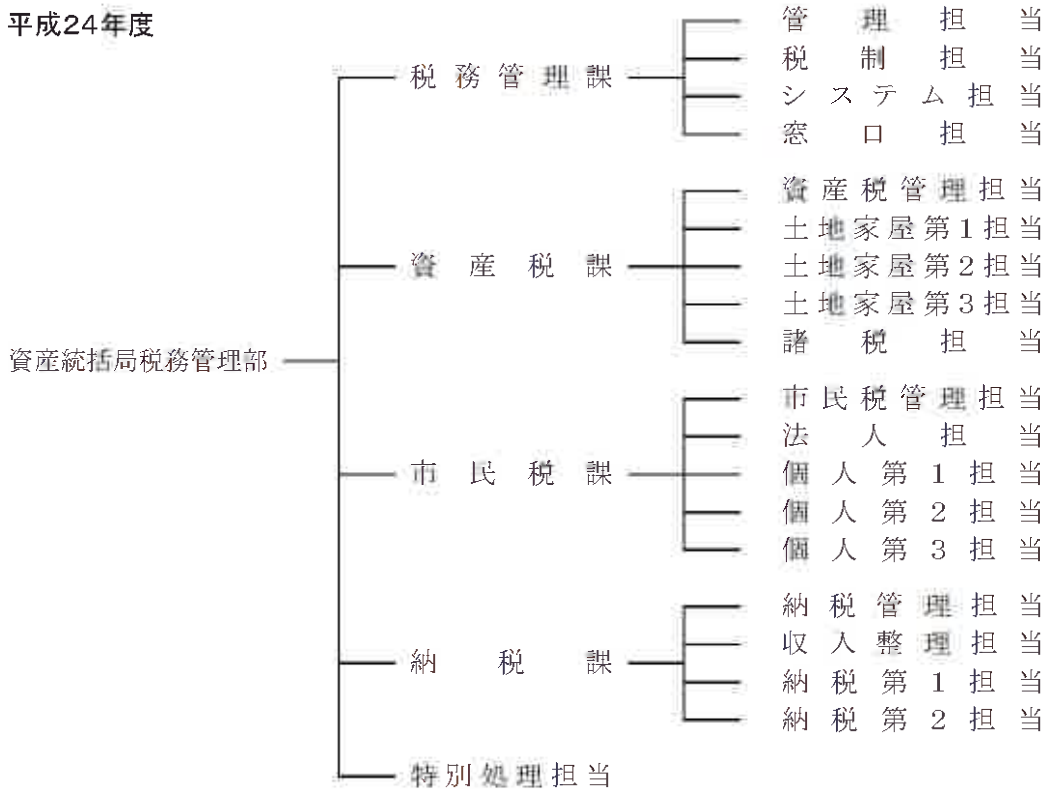
平成22年度



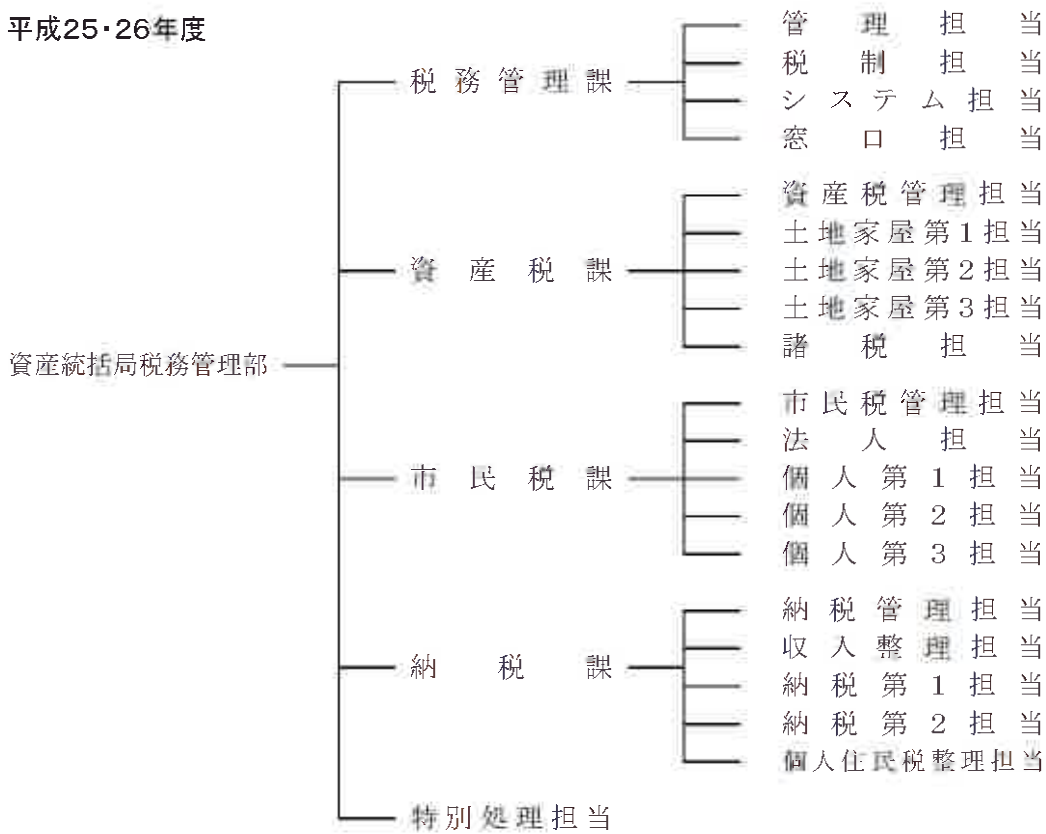
平成23年度



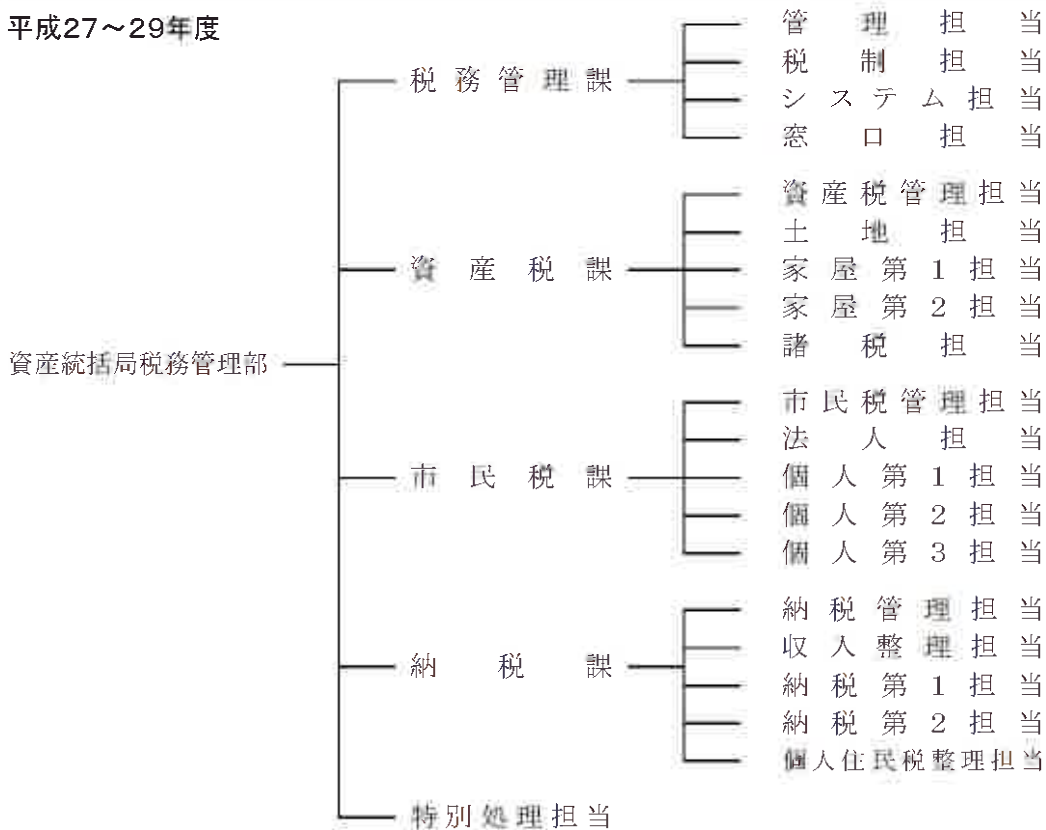
平成24年度



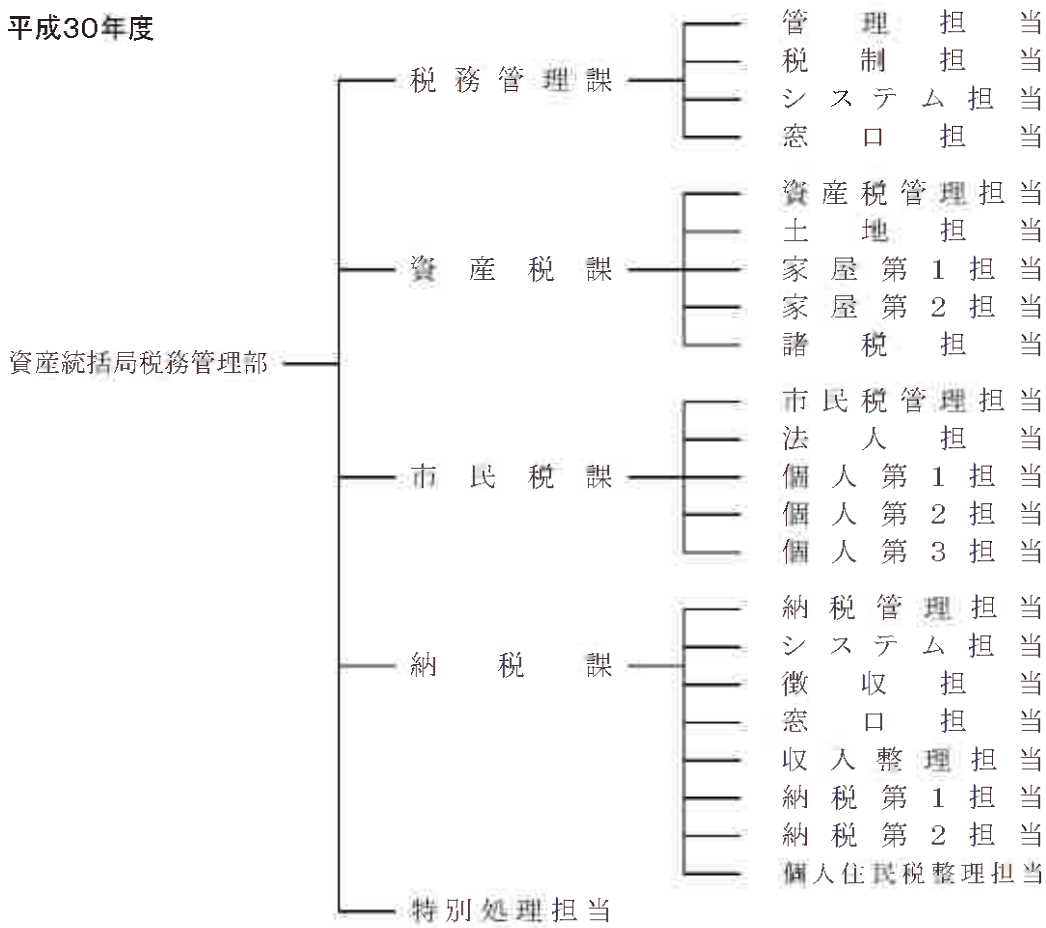
平成25・26年度



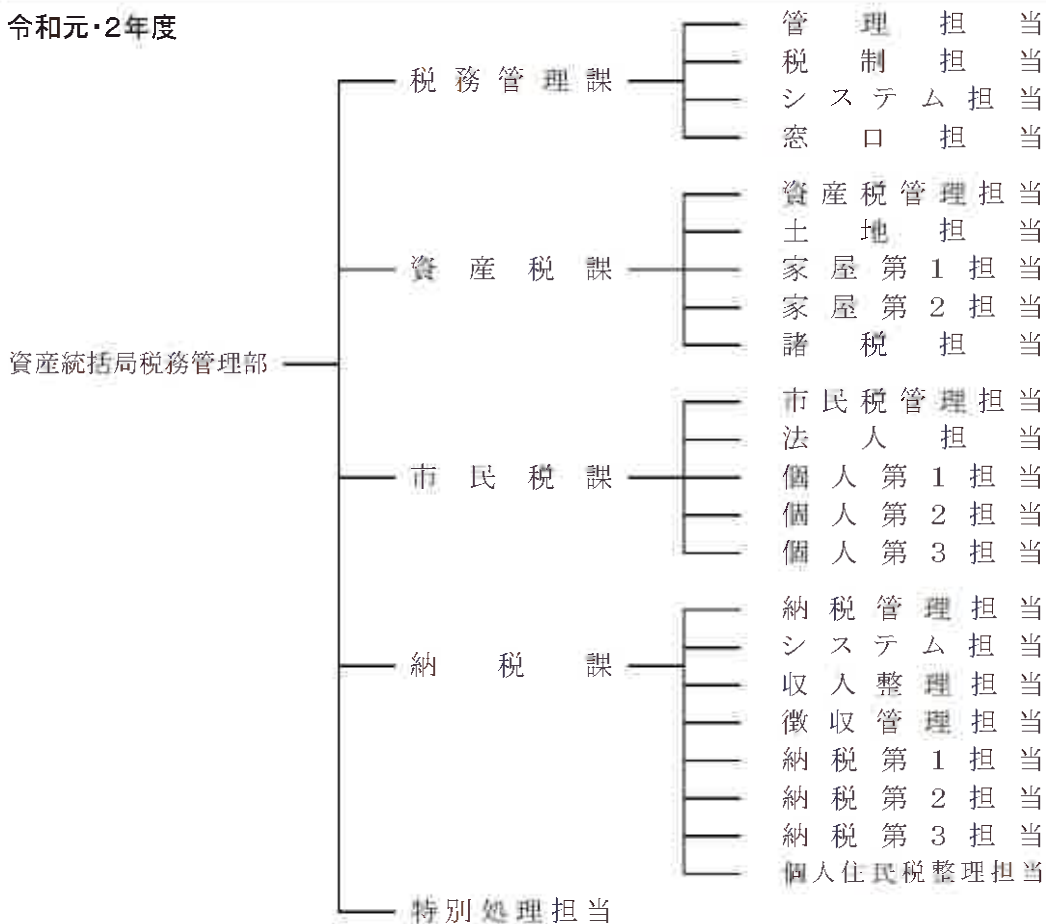
平成27～29年度



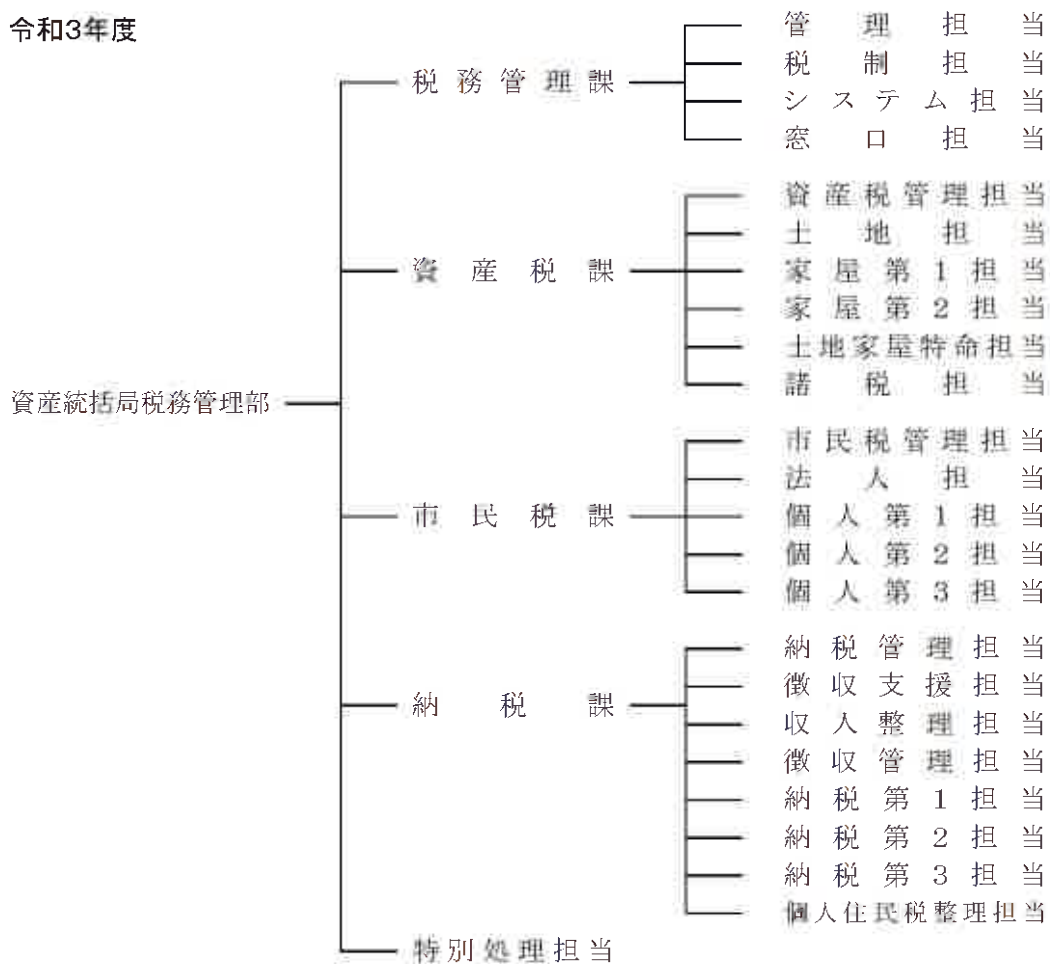
平成30年度



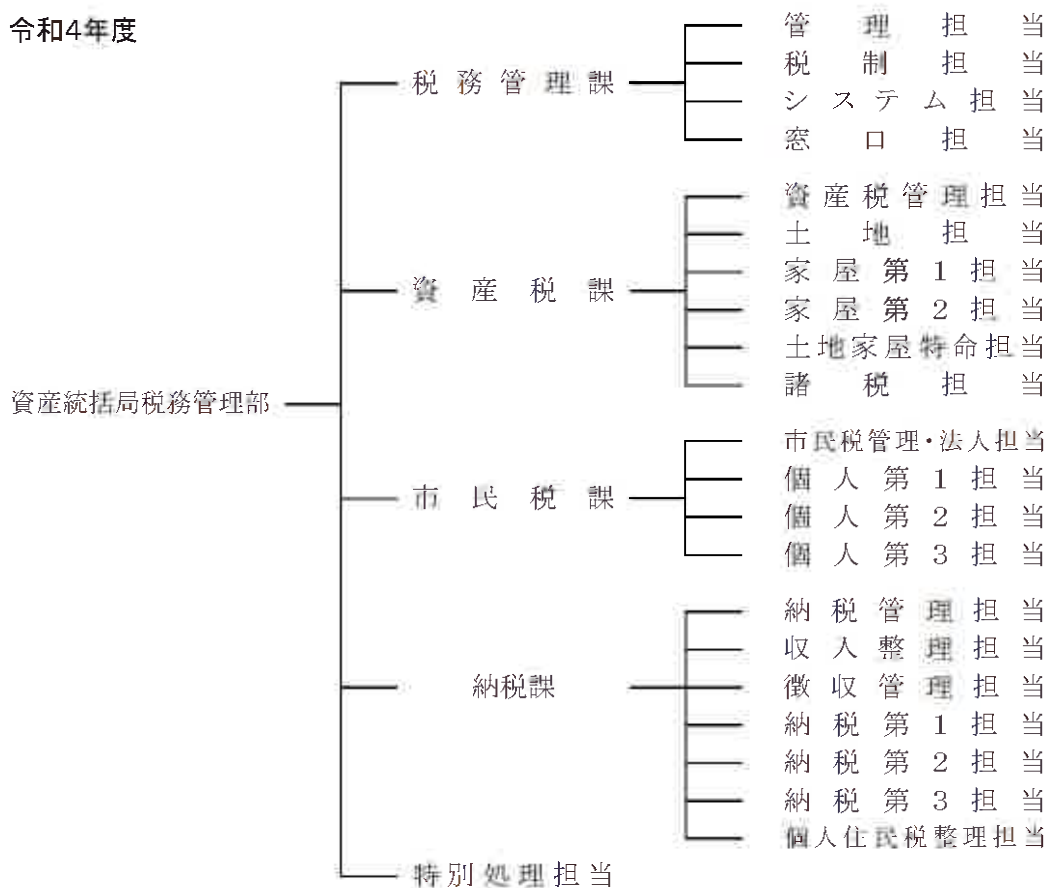
令和元・2年度



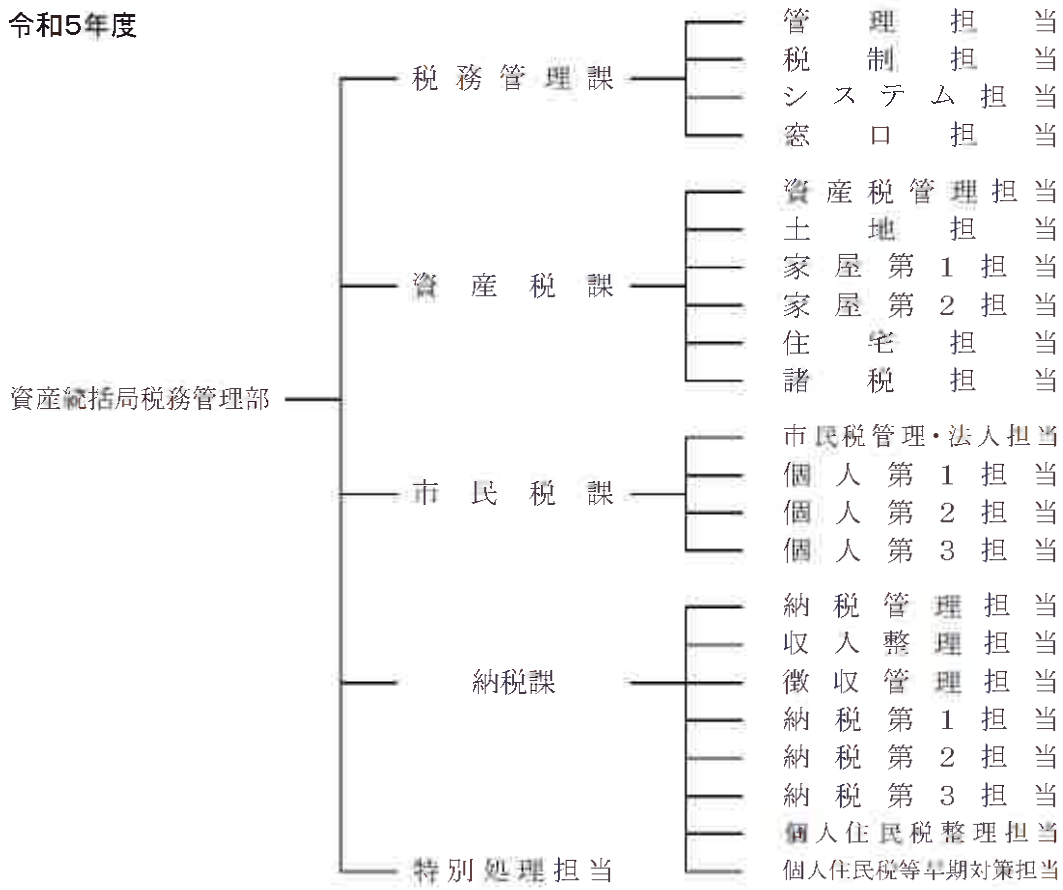
令和3年度



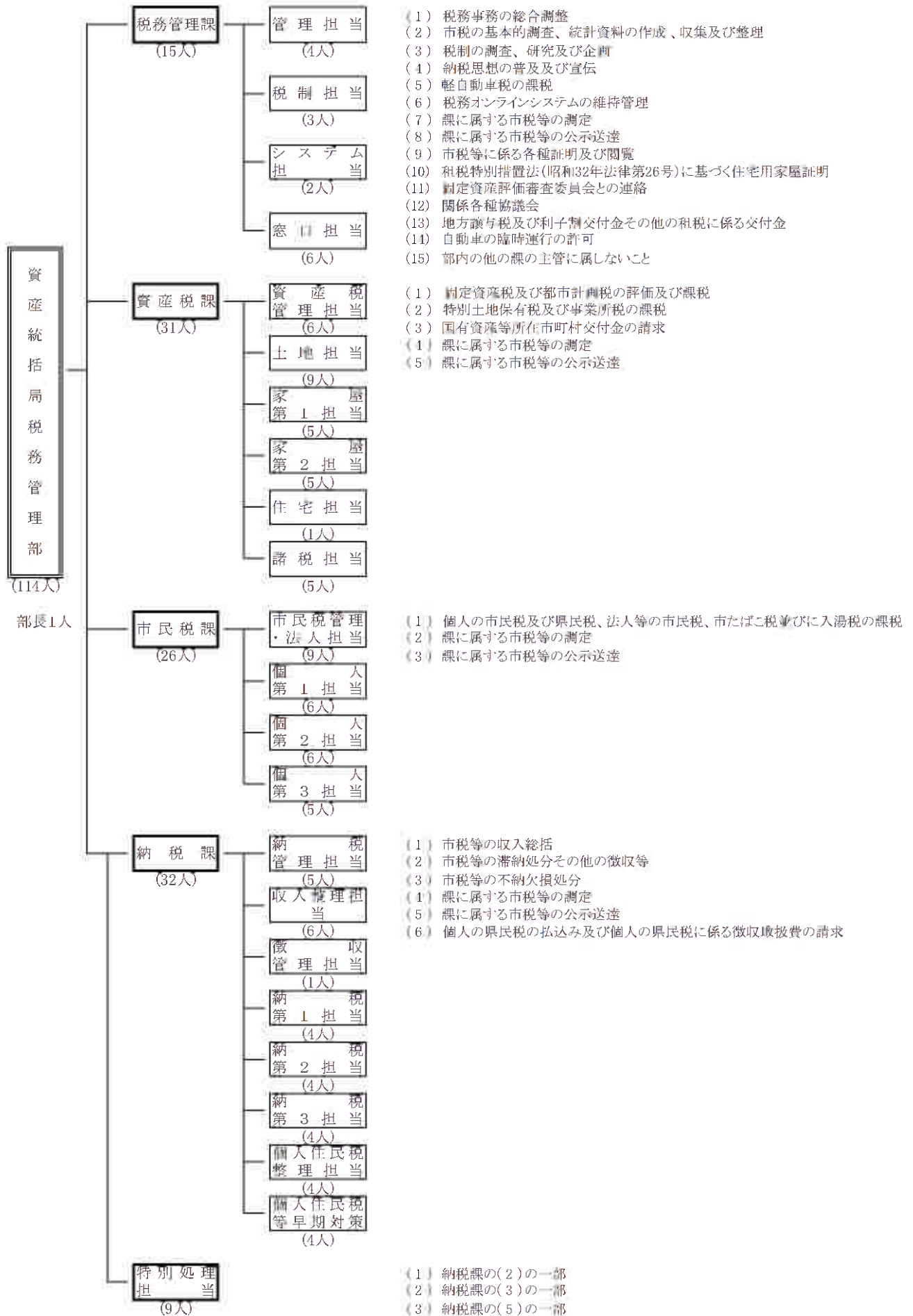
令和4年度



令和5年度



(2) 税務機構及び事務分掌(令和5年4月1日現在)



(注) ①管理担当、資産税管理担当、市民税管理・法人担当、納税管理担当及び特別処理担当の人数には、担当課長を含む。

(3) 税務管理部(税務部・税務室)職員の課(担当)・係別人員内訳の推移

(単位:人)

課名	係名	令和元年度	課名	係名	令和2年度	課名	係名	令和3年度	課名	係名	令和4年度	課名	係名	令和5年度
税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	5	税務管理課	管理担当	5
	税制担当	4		税制担当	3		税制担当	2		税制担当	2		税制担当	3
	システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2
	窓口担当	6		窓口担当	6		窓口担当	6		窓口担当	6		窓口担当	6
	計	18		計	17		計	16		計	15		計	16
資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	8	資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	6
	土地担当	7		土地担当	7		土地担当	7		土地担当	9		土地担当	9
	家屋第1担当	6		家屋第1担当	5		家屋第1担当	5		家屋第1担当	5		家屋第1担当	5
	家屋第2担当	5		家屋第2担当	6		家屋第2担当	6		家屋第2担当	4		家屋第2担当	5
	諸税担当	6		諸税担当	6		土地家屋特命担当	1		土地家屋特命担当	1		土地家屋特命担当	1
							諸税担当	5		諸税担当	4		諸税担当	5
	計	31		計	32		計	31		計	30		計	31
市民税課	市民税管理担当	6	市民税課	市民税管理担当	6	市民税課	市民税管理担当	5	市民税課	市民税管理・法人担当	10	市民税課	市民税管理・法人担当	9
	法人担当	6		法人担当	6		法人担当	5		個人第1担当	6		個人第1担当	6
	個人第1担当	6		個人第1担当	6		個人第1担当	7		個人第2担当	6		個人第2担当	6
	個人第2担当	6		個人第2担当	6		個人第2担当	6		個人第3担当	6		個人第3担当	5
	個人第3担当	7		個人第3担当	7		個人第3担当	6						
	計	31		計	31		計	29		計	28		計	26
納税課	納税管理担当	6	納税課	納税管理担当	6	納税課	納税管理担当	5	納税課	納税管理担当	5	納税課	納税管理担当	5
	システム担当	1		システム担当	1		徴収支援担当	1		収入整理担当	5		収入整理担当	6
	収入整理担当	7		収入整理担当	5		収入整理担当	5		徴収管理担当	1		徴収管理担当	1
	徴収管理担当	1		徴収管理担当	1		徴収管理担当	1		納税第1担当	4		納税第1担当	4
	納税第1担当	6		納税第1担当	6		納税第1担当	4		納税第2担当	5		納税第2担当	4
	納税第2担当	4		納税第2担当	5		納税第2担当	5		納税第3担当	5		納税第3担当	4
	納税第3担当	4		納税第3担当	5		納税第3担当	4		個人住民税整理担当	6		個人住民税整理担当	4
	個人住民税整理担当	6		個人住民税整理担当	6		個人住民税整理担当	6					個人住民税等早期対策担当	4
	計	35		計	35		計	31		計	31		計	32
特別処理担当		10	特別処理担当		10	特別処理担当		10	特別処理担当		9	特別処理担当		9
	計	10		計	10		計	10		計	9		計	9
合計		125	合計		125	合計		117	合計		113	合計		114

(注)①各年度4月1日現在の人員。

②税務管理課管理担当の人数には、税務管理部長を含む。

③令和元年度、令和2年度の納税管理担当の人数には、東京都は県1人を含む。

XIV 参

考



XIV 参 考

(1) 全国市町村税の税目別収入額推移(その1)

区 分	平 成 3 0 年 度					
	計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比
総 計	21,809,200	103.2%	23,005,567	103.8%	22,423,452	104.3%
市 町 村 民 税	9,974,800	106.8%	10,807,653	108.0%	10,532,437	108.6%
個 人	7,983,300	107.9%	8,362,739	107.8%	8,105,655	108.5%
均 等 割	218,500	101.3%	230,123	100.6%	222,468	101.1%
所 得 割	7,764,800	108.1%	8,132,616	108.0%	7,883,187	108.7%
法 人	1,991,500	102.4%	2,444,914	108.8%	2,426,782	109.1%
均 等 割	415,600	102.2%	449,064	100.4%	442,282	100.6%
税 割	1,575,900	102.4%	1,995,850	110.9%	1,984,500	111.2%
固 定 資 産 税	9,030,600	100.5%	9,340,274	100.2%	9,083,165	100.6%
純固定資産税	8,943,400	100.5%	9,252,870	100.2%	8,995,762	100.7%
土 地	3,436,800	102.2%	3,537,630	101.3%	3,447,783	101.8%
家 屋	3,812,400	99.0%	3,969,958	98.7%	3,849,771	99.2%
償 却 資 産	1,694,200	100.7%	1,745,282	101.5%	1,698,208	101.8%
交 付 金	87,200	98.3%	87,404	99.2%	87,403	99.2%
軽 自 動 車 税	260,400	103.9%	273,483	103.5%	258,116	103.8%
市 町 村 た ば こ 税	861,400	93.3%	850,249	98.6%	850,246	98.6%
特 別 土 地 保 有 税	800	47.1%	5,252	85.5%	169	28.9%
入 湯 税	22,700	101.8%	22,873	98.3%	22,364	98.6%
事 業 所 税	372,500	101.6%	379,026	101.9%	378,270	101.9%
都 市 計 画 税	1,304,300	103.7%	1,319,418	100.8%	1,291,420	101.2%
そ の 他	-18,300	136.6%	7,339	135.5%	7,265	135.7%

(単位:百万円)

令和元年度						区分
計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比	
22,260,600	102.1%	23,408,159	101.7%	22,867,795	102.0%	総計
10,258,400	102.8%	10,979,721	101.6%	10,720,345	101.8%	市町村民税
8,223,500	103.0%	8,567,579	102.4%	8,325,135	102.7%	個人
222,000	101.6%	232,201	100.9%	225,147	101.2%	均等割
8,001,500	103.0%	8,335,378	102.5%	8,099,988	102.8%	所得割
2,034,900	102.2%	2,412,143	98.7%	2,395,210	98.7%	法人
423,500	101.9%	452,215	100.7%	445,686	100.8%	均等割
1,611,400	102.3%	1,959,928	98.2%	1,949,524	98.2%	税割
9,159,300	101.4%	9,522,165	101.9%	9,286,049	102.2%	固定資産税
9,072,100	101.4%	9,434,918	102.0%	9,198,802	102.3%	純固定資産税
3,470,700	101.0%	3,566,580	100.8%	3,485,345	101.1%	土地
3,900,500	102.3%	4,068,821	102.5%	3,957,813	102.8%	家屋
1,700,900	100.4%	1,799,517	103.1%	1,755,643	103.4%	償却資産
87,200	100.0%	87,247	99.8%	87,247	99.8%	交付金
269,900	103.6%	284,412	104.0%	269,231	104.3%	軽自動車税
874,500	101.5%	853,881	100.4%	853,879	100.4%	市町村たばこ税
200	25.0%	2,662	50.7%	192	113.6%	特別土地保有税
22,400	98.7%	23,099	101.0%	22,498	100.6%	入湯税
379,100	101.8%	387,604	102.3%	386,702	102.2%	事業所税
1,313,000	100.7%	1,343,358	101.8%	1,317,728	102.0%	都市計画税
-16,200	88.5%	11,257	153.4%	11,171	153.8%	その他

(1) 全国市町村税の税目別収入額推移(その2)

区 分	令 和 2 年 度					
	計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比
総 計	22,308,600	100.2%	23,093,300	98.7%	22,456,957	98.2%
市 町 村 民 税	10,049,700	98.0%	10,515,710	95.8%	10,239,274	95.5%
個 人	8,374,000	101.8%	8,656,360	101.0%	8,426,681	101.2%
均 等 割	224,400	101.1%	234,141	100.8%	227,556	101.1%
所 得 割	8,149,600	101.9%	8,422,219	101.0%	8,199,125	101.2%
法 人	1,675,700	82.3%	1,859,350	77.1%	1,812,593	75.7%
均 等 割	436,200	103.0%	449,038	99.3%	436,147	97.9%
税 割	1,239,500	76.9%	1,410,312	72.0%	1,376,446	70.6%
固 定 資 産 税	9,356,000	102.1%	9,682,266	101.7%	9,380,072	101.0%
純固定資産税	9,269,500	102.2%	9,595,754	101.7%	9,293,560	101.0%
土 地	3,496,700	100.7%	3,580,588	100.4%	3,479,313	99.8%
家 屋	4,027,500	103.3%	4,176,833	102.7%	4,040,303	102.1%
償 却 資 産	1,745,300	102.6%	1,838,333	102.2%	1,773,944	101.0%
交 付 金	86,500	99.2%	86,512	99.2%	86,512	99.2%
軽 自 動 車 税	287,300	106.4%	299,308	105.2%	285,425	106.0%
市 町 村 た ば こ 税	878,600	100.5%	817,067	95.7%	817,068	95.7%
特 別 土 地 保 有 税	200	100.0%	2,390	89.8%	82	42.7%
入 湯 税	23,000	102.7%	12,919	55.9%	12,357	54.9%
事 業 所 税	388,400	102.5%	391,731	101.1%	384,463	99.4%
都 市 計 画 税	1,343,100	102.3%	1,363,131	101.5%	1,329,627	100.9%
そ の 他	-17,700	109.3%	8,778	78.0%	8,589	76.9%

※計画額の「その他」には東日本大震災による減免等を平成29年度は△15,500百万円、平成30年度は△20,100百万円、令和元年度は△17,900百万円、令和2年度は△19,200百万円、令和3年度は△26,800百万円を含む。

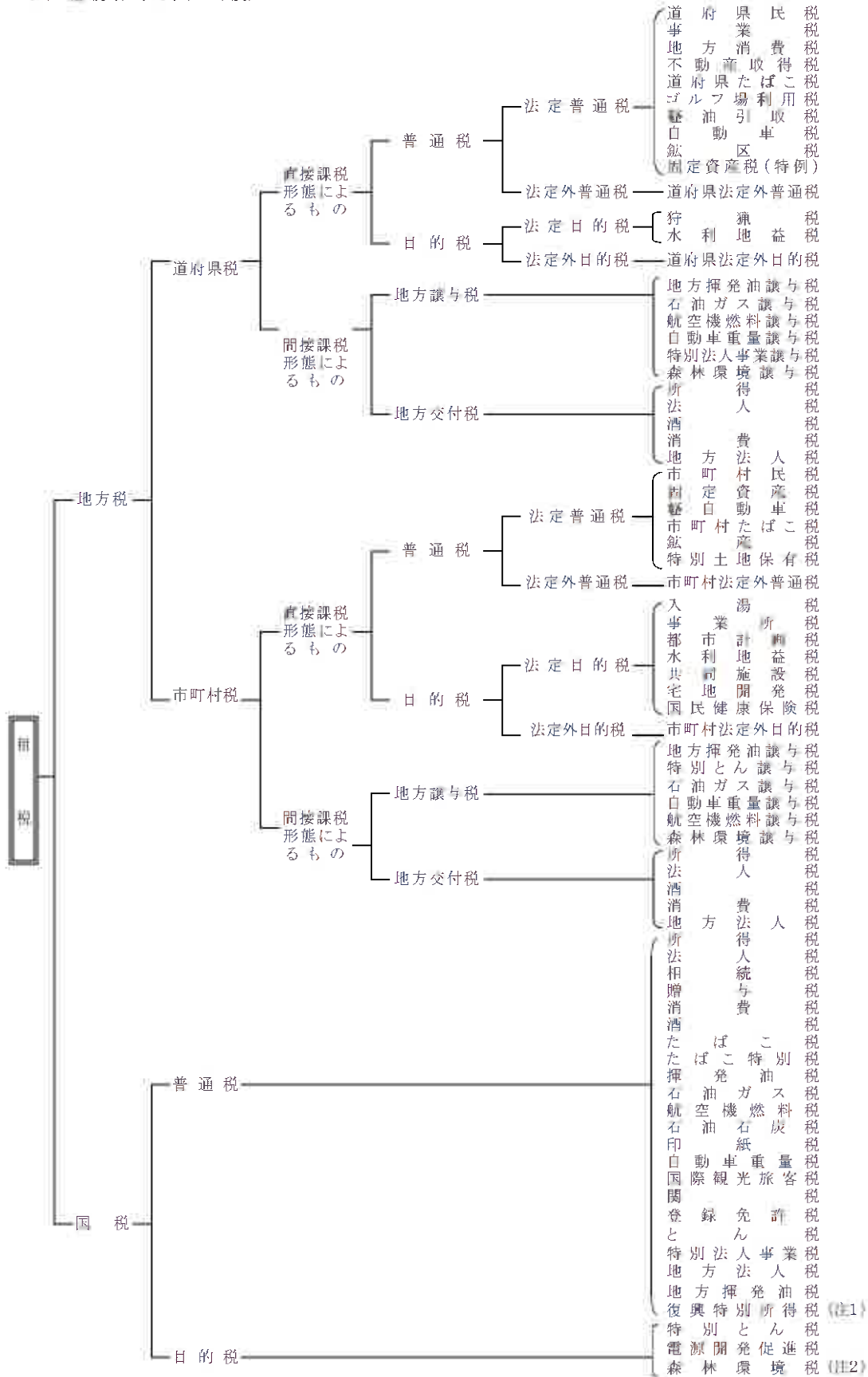
(単位:百万円)

令和3年度						令和4年度		区分
計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比	計画額	前年比	
21,110,800	94.6%	22,985,140	99.5%	22,522,117	100.3%	22,318,100	105.7%	総計
9,097,400	90.5%	10,511,913	100.0%	10,287,931	100.5%	9,875,300	108.6%	市町村民税
8,022,500	95.8%	8,538,538	98.6%	8,331,539	98.9%	8,289,000	103.3%	個人
221,200	98.6%	233,667	99.8%	227,601	100.0%	224,900	101.7%	均等割
7,801,300	95.7%	8,304,871	98.6%	8,103,938	98.8%	8,064,100	103.4%	所得割
1,074,900	64.1%	1,973,375	106.1%	1,956,392	107.9%	1,586,300	147.6%	法人
427,300	98.0%	457,166	101.8%	450,424	103.3%	453,600	106.2%	均等割
647,600	52.2%	1,516,209	107.5%	1,505,968	109.4%	1,132,700	174.9%	税割
9,150,600	97.8%	9,522,556	98.4%	9,322,079	99.4%	9,508,700	103.9%	固定資産税
9,062,800	97.8%	9,434,958	98.3%	9,234,481	99.4%	9,419,800	103.9%	純固定資産税
3,485,200	99.7%	3,581,244	100.0%	3,512,037	100.9%	3,552,400	101.9%	土地
3,920,100	97.3%	4,029,930	96.5%	3,937,814	97.5%	4,089,500	104.3%	家屋
1,657,500	95.0%	1,823,784	99.2%	1,784,630	100.6%	1,777,900	107.3%	償却資産
87,800	101.5%	87,598	101.3%	87,598	101.3%	88,900	101.3%	交付金
289,100	100.6%	307,580	102.8%	294,323	103.1%	311,800	107.9%	軽自動車税
872,100	99.3%	871,136	106.6%	871,125	106.6%	881,900	101.1%	市町村たばこ税
100	50.0%	1,417	59.3%	90	109.8%	100	100.0%	特別土地保有税
13,900	60.4%	14,598	113.0%	14,109	114.2%	15,800	113.7%	入湯税
389,900	100.4%	398,903	101.8%	397,283	103.3%	391,300	100.4%	事業所税
1,322,800	98.5%	1,347,421	98.8%	1,325,708	99.7%	1,357,000	102.6%	都市計画税
-25,100	141.8%	9,616	109.5%	9,469	110.2%	-23,800	94.8%	その他

(2) 全国と尼崎市の市税収入率比較(決算)

区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度
	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	尼 崎
市 町 村 税	97.0%	95.5%	97.5%	96.2%	97.7%	96.8%	97.2%	96.7%	98.0%	97.5%	97.8%
市 町 村 民 税	96.9%	94.1%	97.5%	94.7%	97.6%	95.5%	97.4%	95.6%	97.9%	96.3%	96.5%
個人均等割	96.2%	92.9%	96.7%	93.7%	97.0%	94.5%	97.2%	95.0%	97.4%	95.7%	95.9%
個人所得割	96.3%	92.7%	96.9%	93.5%	97.2%	94.4%	97.4%	95.0%	97.6%	95.6%	95.9%
法人均等割	98.3%	99.1%	98.5%	99.2%	98.6%	99.2%	97.1%	98.4%	98.5%	99.3%	99.5%
法人税割	99.1%	99.0%	99.4%	99.3%	99.5%	99.3%	97.6%	98.3%	99.3%	99.2%	99.4%
固 定 資 産 税	96.8%	96.2%	97.2%	96.9%	97.5%	97.5%	96.9%	97.1%	97.9%	98.2%	98.6%
純固定資産税	96.8%	96.2%	97.2%	96.9%	97.5%	97.4%	96.9%	97.1%	97.9%	98.2%	98.6%
上 地	97.0%	95.5%	97.5%	96.5%	97.7%	97.0%	97.2%	97.0%	98.1%	97.9%	98.3%
家 屋	96.6%	95.7%	97.0%	96.4%	97.3%	97.0%	96.7%	97.0%	97.7%	97.9%	98.4%
償却資産	97.0%	99.7%	97.3%	99.8%	97.6%	99.8%	96.5%	97.5%	97.9%	99.9%	99.9%
交 付 金	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
軽自動車税	94.1%	90.2%	94.4%	90.6%	94.7%	90.8%	95.4%	95.3%	95.5%	92.1%	92.5%
市町村たばこ税	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
特別土地保有税	9.5%	-	3.2%	-	7.2%	-	3.4%	-	6.4%	-	-
入 湯 税	97.5%	31.3%	97.8%	100.0%	97.4%	100.0%	95.6%	100.0%	96.7%	100.0%	100.0%
事 業 所 税	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	100.0%	98.1%	99.2%	99.6%	100.0%	99.5%
都 市 計 画 税	97.5%	95.6%	97.9%	96.4%	98.1%	97.0%	97.5%	97.0%	98.4%	97.9%	98.3%

(3) 租税体系 (令和5年度)



(注1) 平成25年から令和19年までの各年分において課税 (注2) 令和6年度から課税

(4) 地方税制の変遷(市町村税関係)

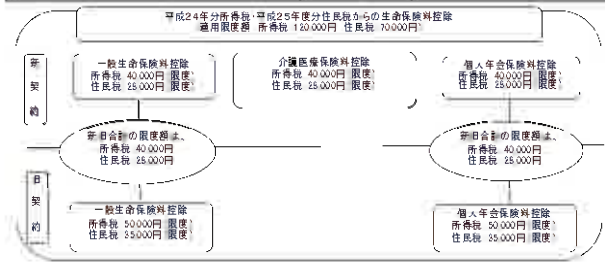
年度		26	27	28	29	30
税目	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・減災事業の財源確保のため均等割を500円引上げ ・ 法人税割に係る税率の引下げ(平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用) 				
	町					
	村					
	民					
税	個人					<ul style="list-style-type: none"> ・ 県費負担教職員制度に係る給与負担事務の移譲に伴う政令指定都市所在都道府県から政令指定都市への税源移譲
	法人					
	その他					
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修・省エネ改修を行った既存住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合に係る固定資産税の減額措置の拡充 	
市町村たばこ税				<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日以降の売渡し分からの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき2,925円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日以降の売渡し分からの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき3,355円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日以降の売渡し分からの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき4,000円 ・ 10月1日以降の売渡し分からの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき4,000円
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 三輪及び四輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の税率の引上げ(新規取得車両のみ) ・ 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の導入(軽減対象は平成28年度分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二輪車に係る軽自動車税の税率の引上げ ・ 三輪及び四輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の経年車重課の導入 ・ 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の1年間延長(平成29年度分) 			

令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
<ul style="list-style-type: none"> 法人税割に係る税率の引下げ(令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用) 				
	事業用小規模太陽光発電設備に対する課税免除廃止			
<ul style="list-style-type: none"> 4月1日以降の売渡しからの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻きたばこ <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき4,000円 10月1日以降の売渡しからの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻きたばこ <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき5,692円 	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日以降の売渡しからの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき5,692円 10月1日以降の売渡しからの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき6,122円 令和2年10月1日以降の軽量な葉巻たばこの課税に係る紙巻たばこの本数への換算方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> 1本あたり0.7グラム未満のもの <ul style="list-style-type: none"> ⇒紙巻たばこ0.7本に換算 1本あたり0.7グラム以上のもの <ul style="list-style-type: none"> ⇒重量比例課税 	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日以降の売渡しからの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき6,122円 10月1日以降の売渡しからの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき6,552円 令和3年10月1日以降の軽量な葉巻たばこの課税に係る紙巻たばこの本数への換算方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> 1本あたり1グラム未満のもの <ul style="list-style-type: none"> ⇒紙巻たばこ1本に換算 1本あたり1グラム以上のもの <ul style="list-style-type: none"> ⇒重量比例課税 		
<ul style="list-style-type: none"> 10月1日以降に取得する三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割を導入(現行の軽自動車税は令和2年度分から種別割に改まる) 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の2年間延長(令和2年度・3年度分) 森林環境譲与税の導入(森林環境税は令和6年度から導入) 	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置(1%の軽減措置)の適用期限の6月延長(令和3年3月31日まで) 	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置(1%の軽減措置)の適用期限の9月延長(令和3年12月31日まで) 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の2年間延長等(令和4年度・5年度分) 		<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の3年間延長等(令和5年度～令和7年度分)

(5) 住民税及び所得税の諸控除一覧

所得控除		平成19年	20	21	22	23	24
基礎	所得税	380,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	住民税	380,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
配偶者扶養	配偶者控除 (一般)	380,000円				配偶者控除 (一般)	380,000円
	(70歳以上)	480,000円				(70歳以上)	480,000円
所得税	扶養控除 (一般)	380,000円				扶養控除 (16歳～18歳)	380,000円
	(16歳～22歳)	630,000円	同 左	同 左	同 左	(19歳～22歳)	630,000円
所得税	(70歳以上)	480,000円				(23歳～69歳)	380,000円
	(同居老親等)	580,000円				(70歳以上)	480,000円
所得税	同居特別障害者 (上記の額に)	350,000円加算				(同居老親等)	580,000円
	配偶者特別控除	380,000円以内				配偶者特別控除	380,000円以内
住民税	配偶者控除 (一般)	380,000円				配偶者控除 (一般)	380,000円
	(70歳以上)	380,000円				(70歳以上)	380,000円
住民税	扶養控除 (一般)	380,000円				扶養控除 (16歳～18歳)	380,000円
	(16歳～22歳)	450,000円	同 左	同 左	同 左	(19歳～22歳)	450,000円
住民税	(70歳以上)	380,000円				(23歳～69歳)	380,000円
	(同居老親等)	450,000円				(70歳以上)	380,000円
住民税	同居特別障害者 (上記の額に)	230,000円加算				(同居老親等)	450,000円
	配偶者特別控除	330,000円以内				配偶者特別控除	330,000円以内
障害者・寡婦 (夫)・勤労学生 老年者	障害者・寡婦 (夫)・勤労学生	270,000円				障害者・寡婦 (夫)・勤労学生	270,000円
	特別寡婦	350,000円	同 左	同 左	同 左	特別寡婦	350,000円
所得税	特別障害者	400,000円				特別障害者 (非同居)	400,000円
						特別障害者 (同居)	750,000円
住民税	障害者・寡婦 (夫)・勤労学生	270,000円				障害者・寡婦 (夫)・勤労学生	260,000円
	特別寡婦	350,000円	同 左	同 左	同 左	特別寡婦	300,000円
所得税	特別障害者	400,000円				特別障害者 (非同居)	300,000円
						特別障害者 (同居)	530,000円
社会保険料	所得税・住民税	1年中に支払った金額の全額	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	所得税・住民税	1年中に支払った小規模企業共済等掛金の金額	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
生命保険料等	所得税	(1) 生命保険料 1年中の支払金額 (昭和55年分から) 25,000円以下 支払額の全額 50,000円以下 支払額×1/2+12,500円 100,000円以下 支払額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (2) 個人年金保険 生命保険料控除に同じ (3) 生命保険+個人年金保険=100,000円 (限度)	同 左	同 左	同 左	同 左	○ 旧契約 (平成23年12月31日以前の契約) に基づく控除額は、従前のとおり ○ 新契約 (平成24年1月1日以後の契約) に基づく控除額 20,000円以下 支払額の全額 40,000円以下 支払額×1/2+10,000円 80,000円以下 支払額×1/4+20,000円 80,000円超 40,000円 ※ 介護医療保険及び個人年金保険についても同様 ○ 合計限度額は、下回参照
	住民税	(1) 生命保険料 1年中の支払金額 (昭和55年分から) 15,000円以下 支払額の全額 40,000円以下 支払額×1/2+7,500円 70,000円以下 支払額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 (2) 個人年金保険 生命保険料控除に同じ (3) 生命保険+個人年金保険=70,000円 (限度)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
損害保険料	所得税	廃止 (一部経過措置あり ⇒地震保険料控除)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	住民税	長期 (10年以上) 10,000円 (限度) 短期 2,000円 (限度)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
地震保険料	所得税	◎ 地震保険契約 25,000円 (限度) ※ 平成18年12月31日までに締結した 長期損害保険契約 15,000円 (限度) ◎ ①と②を併用 50,000円 (限度)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	住民税	-	◎ 地震保険契約 25,000円 (限度) ※ 平成18年12月31日までに締結した 長期損害保険契約 15,000円 (限度) ◎ ①と②を併用 25,000円 (限度)	同 左	同 左	同 左	同 左
医療費	所得税・住民税	「合計所得金額の5%超過額」と「10万円」のいずれか低い金額の超過額 (限度額20万円) (所得税は昭和63年分以降)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
雑損	所得税・住民税	「合計所得金額の10%超過額」と「災害関連支出額の5万円超過額」のうちいずれか多い方の金額	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
寄附金	所得税	「支出寄附金額」と「所得の30%」のうちいずれか低い方の金額-5,000円	同 左	同 左	同 左	「支出寄附金額」と「所得の40%」のうちいずれか低い方の金額-2,000円	同 左
	住民税	「支出寄附金額」と「所得の25%」のうちいずれか低い方の金額-100,000円	同 左	以後、税額控除	-	-	-

25	26~29	30	令和元	2	3	4~5
同 左	同 左	同 左	同 左	480,000円以内	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	480,000円以内	同 左
同 左	同 左	配偶者控除(一般) 380,000円以内 (70歳以上) 480,000円以内 扶養控除(16歳~18歳) 380,000円 (19歳~22歳) 630,000円 (23歳~69歳) 380,000円 (70歳以上) 480,000円 (同居老親等) 580,000円 配偶者特別控除 380,000円以内	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	配偶者控除(一般) 330,000円以内 (70歳以上) 380,000円以内 扶養控除 (16歳~18歳) 330,000円 (19歳~22歳) 450,000円 (23歳~69歳) 330,000円 (70歳以上) 380,000円 (同居老親等) 450,000円 配偶者特別控除 330,000円以内	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
○ 旧契約(平成23年12月31日以前の契約)に基づく控除額は、従前のとおり						
○ 新契約(平成24年1月1日以後の契約)に基づく控除額						
12,000円以下 支払額の金額						
32,000円以下 支払額×1/2+6,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
56,000円以下 支払額×1/4+14,000円						
56,000円超 28,000円						
※ 介護医療保険及び個人年金保険についても同様						
○ 合計控除額は、下記参照						
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	1. 合計控除金額(63,000円)と12,000円(50,000円)を比較し、差額の超過額(限度額)2,000円(又は、2. 特定一般所得控除申請額が12,000円を超過した額(限度額)2,000円)	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
-	-	-	-	-	-	-



イ 税額控除		平成21～23	24・25	26・27
税額	配当	所得税 利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の10 1,000万円を超える部分 100分の5 証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の5 1,000万円を超える部分 100分の2.5 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の2.5 1,000万円を超える部分 100分の1.25	同 左	同 左
		県民税 利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の1.2 1,000万円を超える部分 100分の0.6 証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.6 1,000万円を超える部分 100分の0.3 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.3 1,000万円を超える部分 100分の0.15	同 左	同 左
		市民税 利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の1.6 1,000万円を超える部分 100分の0.8 証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.8 1,000万円を超える部分 100分の0.4 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.4 1,000万円を超える部分 100分の0.2	同 左	同 左
		寄附金額 県民税 市民税	① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額 ② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市民税6%、県民税4%) ③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×90%-所得税の限界税率(所得税の 計算の際に適用された税率);(市民税3.5、県民税2.5) * 特例控除額は所得割額の10%が限度 ④ ②と③の合計額を所得割額から控除	① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額 ② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市民税6%、県民税4%) ③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×90%-所得税の限界税率×1.021 (市民税3.5、県民税2.5) * 特例控除額は所得割額の10%が限度 * ×1.021は復興特別所得税の適用期間中のみ ④ ②と③の合計額を所得割額から控除
除	外国税額	外国の法令により所得税に相当する税を課せられたときは所得税額から、 当該所得税額のうち、この法令の施行地外にその源泉がある所得に対応 するものとして政令の定めるところにより計算した金額を限度として、 当該外国の法令により課せられた所得税に相当する税額を控除	同 左	同 左
	県民税 市民税	外国の法令により外国の所得税等(所得税、住民税所得割)を課せられたときは、 当該所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の外国税控除限度額を 超える額があるときは政令により計算した額を限度として政令の定めるところにより 当該超える金額を控除	同 左	同 左
調整	所得税と市民税・県民税所得割の税率の変更により行う税額移譲の実施に 伴う人的控除額の差に基づく負担増の減額措置として導入 (計算式) ① 個人住民税の課税所得金額(以下、調整控除対象課税所得金額という。) が200万円以下の者 イとロのいずれか小さい額の5%(市民税3%、県民税2%) イ 調整控除対象課税所得金額 ロ 人的控除額の差の合計額 ② 調整控除対象課税所得金額が200万円超の者 [(人的控除額の差の合計額 - (調整控除対象課税所得金額 - 200万円)) ×5%(市民税3%、県民税2%)] * 下線部分が5万円を下回る場合には、5万円	同 左	同 左	

※ 上記の税額控除のほかには所得税及び市・県民税において、住宅借入金等特別税額控除が設置されている
 参考：市・県民税における住宅借入金等特別税額控除
 対象者……平成11年～平成16年、又は、平成17年～令和3年12月に入居し、
 所得税の住宅借入金等特別控除の適用があり、かつ、所得税から控除しきれない額がある者
 控除額……次のうちいずれか低い方の額
 ・所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額
 ・所得税の課税総所得金額等の額の100分の7に相当する額(最高13万6,800円)
 (平成26年3月31日までに入居した場合は100分の5(最高9万7,800円))

28・29	30～令和5
同 左	同 左
同 左	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)
同 左	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)
<p>① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額</p> <p>② 基本控除額 「1-2000円」×10% (市民税6%、県民税4%)</p> <p>③ 特別控除額 (都道府県・市区町村への寄附の場合) 「1-2000円」×90%-所得税の課税税率×1.021 (市民税3.5、県民税2.5) * 特別控除額は所得割額の20%が限度 * ×1.021は復興特別所得税の適用期間中のみ</p> <p>④ ②と③の合計額を所得割額から控除</p>	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)

(6) 市税税率の変遷

区分	年	平成 19	20・21	22 ~ 24	25	26	27	28																																																																									
個人	均等制	3,000円	同 左	同 左	同 左	3,500円	同 左	同 左																																																																									
	所得制	6%	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																									
市民歩	均等制	<table border="1"> <thead> <tr> <th>個人(区市町村)の課税区別</th> <th>市町村の課税区別</th> <th>税率</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 50万円を 超えるも①</td> <td>50人超</td> <td rowspan="2">1</td> <td>380万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>49万2千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 10万円を 超え50万円以下 の②</td> <td>50人超</td> <td rowspan="2">2</td> <td>210万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>49万2千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 1万円を 超え10万円以下 の③</td> <td>50人超</td> <td rowspan="2">3</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>19万2千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 1万円を 超え10万円以下 の④</td> <td>50人超</td> <td rowspan="2">4</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>15万8千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 1万円 以下⑤</td> <td>50人超</td> <td rowspan="2">5</td> <td>14万4千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>6 上記1~5以外の人 以外の個人等</td> <td></td> <td>6</td> <td>8万円</td> </tr> </tbody> </table>	個人(区市町村)の課税区別	市町村の課税区別	税率	年額	1 50万円を 超えるも①	50人超	1	380万円	50人以下	49万2千円	2 10万円を 超え50万円以下 の②	50人超	2	210万円	50人以下	49万2千円	3 1万円を 超え10万円以下 の③	50人超	3	48万円	50人以下	19万2千円	4 1万円を 超え10万円以下 の④	50人超	4	18万円	50人以下	15万8千円	5 1万円 以下⑤	50人超	5	14万4千円	50人以下	8万円	6 上記1~5以外の人 以外の個人等		6	8万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>個人(区市町村)の課税区別</th> <th>市町村の課税区別</th> <th>税率</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 2~8に属する 個人以外の個人</td> <td>50人以下</td> <td rowspan="2">1</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>14万4千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 1万円を 超え10万円以下 の②</td> <td>50人超</td> <td rowspan="2">2</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>19万2千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 1万円を 超え10万円以下 の③</td> <td>50人超</td> <td rowspan="2">3</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>49万2千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 10万円を 超え50万円以下 の④</td> <td>50人超</td> <td rowspan="2">4</td> <td>210万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>49万2千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 50万円を 超えるも⑤</td> <td>50人超</td> <td rowspan="2">5</td> <td>380万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>49万2千円</td> </tr> </tbody> </table>	個人(区市町村)の課税区別	市町村の課税区別	税率	年額	1 2~8に属する 個人以外の個人	50人以下	1	8万円	50人超	14万4千円	2 1万円を 超え10万円以下 の②	50人超	2	18万円	50人以下	19万2千円	3 1万円を 超え10万円以下 の③	50人超	3	48万円	50人以下	49万2千円	4 10万円を 超え50万円以下 の④	50人超	4	210万円	50人以下	49万2千円	5 50万円を 超えるも⑤	50人超	5	380万円	50人以下	49万2千円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
		個人(区市町村)の課税区別	市町村の課税区別	税率	年額																																																																												
		1 50万円を 超えるも①	50人超	1	380万円																																																																												
			50人以下		49万2千円																																																																												
		2 10万円を 超え50万円以下 の②	50人超	2	210万円																																																																												
			50人以下		49万2千円																																																																												
	3 1万円を 超え10万円以下 の③	50人超	3	48万円																																																																													
		50人以下		19万2千円																																																																													
	4 1万円を 超え10万円以下 の④	50人超	4	18万円																																																																													
		50人以下		15万8千円																																																																													
5 1万円 以下⑤	50人超	5	14万4千円																																																																														
	50人以下		8万円																																																																														
6 上記1~5以外の人 以外の個人等		6	8万円																																																																														
個人(区市町村)の課税区別	市町村の課税区別	税率	年額																																																																														
1 2~8に属する 個人以外の個人	50人以下	1	8万円																																																																														
	50人超		14万4千円																																																																														
2 1万円を 超え10万円以下 の②	50人超	2	18万円																																																																														
	50人以下		19万2千円																																																																														
3 1万円を 超え10万円以下 の③	50人超	3	48万円																																																																														
	50人以下		49万2千円																																																																														
4 10万円を 超え50万円以下 の④	50人超	4	210万円																																																																														
	50人以下		49万2千円																																																																														
5 50万円を 超えるも⑤	50人超	5	380万円																																																																														
	50人以下		49万2千円																																																																														
税 制	昭和56年5月1日以降、事業年度終了法人資本の金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人は12.3%、その他の法人は14.1%	同 左	同 左	同 左	同 左	平成26年10月1日以後に開始する事業年度分の「資本金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人は9.7%、その他の法人は12.1%	同 左	同 左																																																																									
県民税・市民税と併課	均等制	1,800円 (県民税の200円含む)	同 左	同 左	同 左	2,300円	同 左	同 左																																																																									
	所得制	4%	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																									
固定資産税		100分の1.4	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																									
都市計画税		100分の0.3	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																									
軽自動車税		<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 1,000円 50ccを超え30cc以下 1,200円 30ccを超え125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円 ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用 営業用 5,300円 自家用 7,200円 四輪貨物用 営業用 3,000円 自家用 4,000円 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕用 1,600円 その他 4,700円 ・二輪小型自動車 4,000円 	同 左	同 左	同 左	同 左	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 三輪 3,300円 四輪乗用 営業用 6,300円 自家用 10,800円 四輪貨物用 営業用 3,800円 自家用 5,000円 ・平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車は同左 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕用 課税免除 ・上記以外 同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 2,000円 50ccを超え30cc以下 2,000円 30ccを超え125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 二輪の軽自動車 3,600円 4,600円 三輪 同 左 5,200円 四輪乗用 営業用 同 左 12,800円 四輪貨物用 営業用 同 左 4,300円 四輪貨物用 自家用 同 左 6,000円 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕用 同 左 その他 5,300円 ・二輪の小型自動車 6,000円 																																																																									
市たばこ税		1,000本につき 旧3級品以外 3,235円 旧3級品 1,864円 (平成12年7月1日から)	同 左	1,000本につき 旧3級品以外 4,615円 旧3級品 2,190円 (平成22年10月1日から)	1,000本につき 旧3級品以外 5,262円 旧3級品 2,455円 (平成22年4月1日から)	同 左	1,000本につき 旧3級品以外 5,262円 旧3級品 2,325円 (平成29年4月1日から)																																																																										
特別土地保有税		・保有 100分の1.4 ・取得 100分の3	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																									
入湯税		宿泊を伴う場合 1人1日 1泊2日 150円 その他の場合 1人1日 75円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																									
事業所税		・資産制 1㎡ 600円 ・従業者制 100分の0.25	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																									

(7) 尼崎市の税制

税制一覧表

税目	課税客	納税義務者	賦課期日
市民税	個人	・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割)	1月1日
	法人	・市内に事務所又は事業所を有する法人(※)[均等割・法人税割] ・市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設を有する法人(※)で市内に事務所又は事業所を有しないもの[均等割] ・公益法人等で収益事業を行わないもの[均等割] ・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの[法人税割] (※)法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなす。	
固定資産税	土地・家屋・償却資産	固定資産の所有者	1月1日
軽自動車税	・種別割 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車 ・探検性能割 三輪以上の軽自動車	・種別割 軽自動車の所有者 ・探検性能割 三輪以上の軽自動車の取得者	・種別割 4月1日
市たばこ税	たばこの販売	・製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・御売販売業者	
特別土地保有税 (平成15年度以降観税の停止)	土地の保有又はその取得	所有者又は取得者	保有 1月1日 取得 1月1日 7月1日
入湯税	入湯行為	入湯者	
事業所税	事業所等において法人又は個人の行う事業	事業を行う者	
都市計画税	土地、家屋	土地、家屋の所有者	1月1日

課税標準及び税率	申告期限	納期																																				
・均等割 3,500円 ・所得割 6%	市・県民税申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日	・普通徴収 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～1月31日 ・給与からの特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分 翌月10日 (特例)6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日 ・公的年金からの特別徴収 公的年金の支払月の翌月10日																																				
・均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の資本等の金額区分</th> <th>市町村の従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 下記2～6に掲げる法人以外の法人</td> <td></td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>2 1千万円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td>3 1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>4 1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>5 10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td>6 50億円を超えるもの</td> <td>50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>3,600,000円</td> </tr> </tbody> </table> ・法人税割 8.4% ※ ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額年400万円以下の法人 6%	法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率(年額)	1 下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円	2 1千万円以下のもの	50人以下	60,000円		50人超	144,000円	3 1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	156,000円		50人超	180,000円	4 1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	192,000円		50人超	480,000円	5 10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	492,000円		50人超	2,100,000円	6 50億円を超えるもの	50人以下	492,000円		50人超	3,600,000円	法人税の申告期限	申告期限と同じ
法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率(年額)																																				
1 下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円																																				
2 1千万円以下のもの	50人以下	60,000円																																				
	50人超	144,000円																																				
3 1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	156,000円																																				
	50人超	180,000円																																				
4 1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	192,000円																																				
	50人超	480,000円																																				
5 10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	492,000円																																				
	50人超	2,100,000円																																				
6 50億円を超えるもの	50人以下	492,000円																																				
	50人超	3,600,000円																																				
課税標準の100分の1.4 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満 償却資産 150万円未満	償却資産 1月31日 住宅用地 1月31日	第1期 4月1日～5月1日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月29日																																				
・種別割 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 50ccを超え90cc以下 2,000円 90ccを超え125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 二輪のもの 3,600円 ※1 ※2 三輪のもの 3,900円 (3,100円) (4,600円) 四輪以上のもの 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) (8,200円) 乗用 自家用 10,800円 (7,200円) (12,900円) 貨物用 営業用 3,800円 (3,000円) (4,500円) 自家用 5,000円 (4,000円) (6,000円) 小型特殊自動車 農耕用 課税免除 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円 ※1 平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた軽自動車は改正前税率を適用 ※2 初回車両番号指定を受けた月から起算して13年を経過した軽自動車は概ね20%重課	・種別割 (1)取得申告 納税義務の発生後 15日以内 (2)廃車申告 納税義務が消滅した日から 15日以内 ・環境性能割 (1)車両番号の指定を受けるもの 車両番号指定の時 (2)上記(1)以外で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべきもの 記入を受けるべき事由があった日から15日以内 (3)上記(1)(2)以外のもの 取得日から15日以内	・種別割 定期分 5月1日～5月31日 ・環境性能割 申告期限と同じ																																				
・環境性能割 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td colspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車</td> <td colspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td colspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>・令和12年度燃費基準75%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準25%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>・令和12年度燃費基準60%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準20%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>・令和12年度燃費基準55%達成(乗用車) ・平成27年度燃費基準15%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等</td> <td colspan="2">100分の2</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td colspan="2">100分の2</td> </tr> </tbody> </table> ※各種排出ガスに係る基準等を満たすものに限る	区分	税率		自家用	営業用	電気自動車	非課税		燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車	非課税		天然ガス自動車	非課税		・令和12年度燃費基準75%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準25%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の1	100分の0.5	・令和12年度燃費基準60%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準20%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の2	100分の1	・令和12年度燃費基準55%達成(乗用車) ・平成27年度燃費基準15%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の2		上記以外	100分の2													
区分		税率																																				
	自家用	営業用																																				
電気自動車	非課税																																					
燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車	非課税																																					
天然ガス自動車	非課税																																					
・令和12年度燃費基準75%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準25%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の1	100分の0.5																																				
・令和12年度燃費基準60%達成+令和2年度燃費基準達成車(乗用車) ・平成27年度燃費基準20%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の2	100分の1																																				
・令和12年度燃費基準55%達成(乗用車) ・平成27年度燃費基準15%向上達成車(2.5トン以下のトラック)等	100分の2																																					
上記以外	100分の2																																					
売渡本数 1,000本あたり(旧3級品を含む) 6,552円		前月の販売分を毎月末日までに申告納付																																				
保有については100分の1.4 取得については100分の3 ※2で特別の定めのあるものを除き取得価格 免税点 5,000㎡未満		保有については5月31日 取得については、1月1日前1年以内に取得の場合は、2月末日 7月1日前1年以内に取得の場合は、8月31日までにそれぞれ申告納付																																				
入湯客1人1日 150円(宿泊を伴う場合) ※ 75円(上記以外の場合)		前月分について毎月15日までに申告納入																																				
資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25/100 免税点 資産割 1,000㎡以下 従業者割 100人以下		法人 事業年度終了の日から2か月以内に申告納付 個人 翌年の3月15日までに申告納付																																				
課税標準の100分の0.3 免税点 固定資産税が免税となるもの		固定資産税の納期と同一																																				

(8) 譲与税・交付金要領(その1)

区 分	譲与を受ける団体	使 途	本 税 の 概 要																																																																																																																																													
自動車重量譲与税 〔昭和46年12月創設〕	市町村	一般財源	<p>自動車重量税は、自動車検査証の交付を受ける自動車及び使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車についてその重量に応じて課税する。 (税率：自動車検査証の有効期間が2年又は3年のものは1年に換算)</p> <p>1. 本則税率（自動車重量税法第7条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>税率（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>バス・トラック</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">軽自動車</td> <td>車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>車検を受け ないもの</td> <td>2 輪</td> <td>1両ごとに届出時</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1両ごとに届出時</td> <td>7,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 特例税率（13、18年超の車両等を除く）（租税特別措置法第90条の11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率（円）</th> </tr> <tr> <th>白家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>3,300</td> <td rowspan="2">2,600</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>1,900</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>3,300</td> <td>2,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 特例税率（13年超の車両）（租税特別措置法第90条の11の3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th rowspan="3">単 位</th> <th colspan="3">税率（円）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">白 家 用</th> <th rowspan="2">事業用</th> </tr> <tr> <th>1126,4,1 ～</th> <th>1128,4,1～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>5,400</td> <td>5,700</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>5,400</td> <td>5,700</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>3,900</td> <td rowspan="2">4,100</td> <td rowspan="2">2,700</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,200</td> <td>2,300</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>3,900</td> <td>4,100</td> <td>2,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 特例税率（18年超の車両）（租税特別措置法第90条の11の2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率（円）</th> </tr> <tr> <th>白家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>6,300</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>6,300</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,400</td> <td rowspan="2">2,800</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,500</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>4,400</td> <td>2,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 特例税率（軽自動車（車検を受けないもの））（租税特別措置法第90条の11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率（円）</th> </tr> <tr> <th>白家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>車検を受け ないもの</td> <td>2 輪</td> <td>1両ごとに届出時</td> <td>4,900</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1両ごとに届出時</td> <td>9,900</td> <td>7,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>エコカー減税（平成24年5月から令和3年4月末まで適用）により、低公害車に対しては、別途軽減措置（免除、本則税率の25・50・75%軽減）が設けられている。 (租税特別措置法第90条の12)</p>	区 分	単 位	税率（円）	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	2,500	バス・トラック	総重量1tごとに年	2,500	小型二輪車	1両ごとに年	1,500	軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	2,500	車検を受け ないもの	2 輪	1両ごとに届出時	4,000	その他	1両ごとに届出時	7,500	区 分	単 位	税率（円）		白家用	事業用	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	4,100	2,600	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	4,100	2,600	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	3,300	2,600	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	4,100	小型二輪車	1両ごとに年	1,900	1,500	軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	3,300	2,600	区 分	単 位	税率（円）			白 家 用		事業用	1126,4,1 ～	1128,4,1～	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	5,400	5,700	2,700	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	5,400	5,700	2,700	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	3,900	4,100	2,700	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	5,400	小型二輪車	1両ごとに年	2,200	2,300	1,600	軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	3,900	4,100	2,700	区 分	単 位	税率（円）		白家用	事業用	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	6,300	2,800	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	6,300	2,800	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	4,400	2,800	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	6,300	小型二輪車	1両ごとに年	2,500	1,700	軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	4,400	2,800	区 分	単 位	税率（円）		白家用	事業用	軽自動車	車検を受け ないもの	2 輪	1両ごとに届出時	4,900	4,100	その他	1両ごとに届出時	9,900	7,800
		区 分	単 位	税率（円）																																																																																																																																												
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	2,500																																																																																																																																														
バス・トラック	総重量1tごとに年	2,500																																																																																																																																														
小型二輪車	1両ごとに年	1,500																																																																																																																																														
軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	2,500																																																																																																																																													
	車検を受け ないもの	2 輪	1両ごとに届出時	4,000																																																																																																																																												
	その他	1両ごとに届出時	7,500																																																																																																																																													
区 分	単 位	税率（円）																																																																																																																																														
		白家用	事業用																																																																																																																																													
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	4,100	2,600																																																																																																																																													
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	4,100	2,600																																																																																																																																													
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	3,300	2,600																																																																																																																																												
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	4,100																																																																																																																																													
小型二輪車	1両ごとに年	1,900	1,500																																																																																																																																													
軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	3,300	2,600																																																																																																																																												
区 分	単 位	税率（円）																																																																																																																																														
		白 家 用		事業用																																																																																																																																												
		1126,4,1 ～	1128,4,1～																																																																																																																																													
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	5,400	5,700	2,700																																																																																																																																												
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	5,400	5,700	2,700																																																																																																																																												
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	3,900	4,100	2,700																																																																																																																																											
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	5,400																																																																																																																																													
小型二輪車	1両ごとに年	2,200	2,300	1,600																																																																																																																																												
軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	3,900	4,100	2,700																																																																																																																																											
区 分	単 位	税率（円）																																																																																																																																														
		白家用	事業用																																																																																																																																													
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	6,300	2,800																																																																																																																																													
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	6,300	2,800																																																																																																																																													
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	4,400	2,800																																																																																																																																												
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	6,300																																																																																																																																													
小型二輪車	1両ごとに年	2,500	1,700																																																																																																																																													
軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	4,400	2,800																																																																																																																																												
区 分	単 位	税率（円）																																																																																																																																														
		白家用	事業用																																																																																																																																													
軽自動車	車検を受け ないもの	2 輪	1両ごとに届出時	4,900	4,100																																																																																																																																											
	その他	1両ごとに届出時	9,900	7,800																																																																																																																																												
	平成21年度以降、道路特定財源から一般財源化																																																																																																																																															

譲 与 等 の 基 準	譲与等の時期
<p>① 自動車重量税の収入額の422/1,000を自動車重量譲与税の譲与総額とする。 (市町村分：407/422 都道府県分：15/422) ただし、R4～R15までは自動車重量税の収入額の431/1,000 (市町村分：407/431 都道府県分：24/431)</p> <p>② 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <p>ア 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$</p> <p>イ 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$</p> <p>注：道路の延長及び面積は補正される。</p>	<p>6月 2月～4月収入分</p> <p>11月 5月～9月収入分</p> <p>3月 10月～1月収入分</p>
<p>譲与割合（平成31年度税制改正において、『自動車重量譲与税法附則第2項』により変更） ※本則は『自動車重量譲与税法第1条』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度税制改正により1/4→1/3に変更 ・平成22年度税制改正により1/3→407/1,000に変更 ・平成31年度税制改正により407/1,000→422/1,000に変更 <p>ただし、R4～R15までは自動車重量税の収入額の431/1,000</p>	

(8) 譲与税・交付金要領(その2)

区 分	譲与等を受ける団体	使 途	本 税 の 概 要									
特別とん譲与税 (昭和32年4月創設)	開港所在市町村	一般財源	とん税及び特別とん税は、外国貿易船の開港への入港に対して課税し、併せて徴収した額の20/36を特別とん税とする。 (特別とん税法第3条、とん税法第3条) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>とん税</th> <th>特別とん税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開港への入港ごとに納付する場合純トン数1トン当たり</td> <td>16円</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>開港ごとに1年分を納付する場合純トン数1トン当たり</td> <td>48円</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table>		とん税	特別とん税	開港への入港ごとに納付する場合純トン数1トン当たり	16円	20円	開港ごとに1年分を納付する場合純トン数1トン当たり	48円	60円
	とん税	特別とん税										
開港への入港ごとに納付する場合純トン数1トン当たり	16円	20円										
開港ごとに1年分を納付する場合純トン数1トン当たり	48円	60円										
地方揮発油譲与税 (昭和30年8月創設) 平成21年度以降、地方道路譲与税から名称を変更	都道府県市町村	一般財源 平成21年度以降、道路特定財源から一般財源化	地方揮発油税は、揮発油税と共に、揮発油の製造場から移出される揮発油について、揮発油の製造者に対して課税し、併せて徴収する。 (税率) 平成22年度税制改正により暫定税率は廃止するが、当分の間は、特例税率で暫定税率適用時の税率水準を維持 (租税特別措置法第88条の8) 特例税率 (租税特別措置法第88条の8) 地方揮発油税 1キロリットル当たり 5,200円 揮発油税 1キロリットル当たり 48,600円 (参考) 本則税率 (地方揮発油税法第4条、揮発油税法第9条) 地方揮発油税 1キロリットル当たり 4,400円 揮発油税 1キロリットル当たり 24,300円 ※平成20年4月の1か月のみ暫定税率失効 ※揮発油価格高騰時における地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止 (租税特別措置法第89条) 総務省が毎月公表するガソリン小売価格が連続3か月間1リットルにつき160円を上回ると、特例税率の適用が停止され、その後130円を3か月間下回ると再び特例税率が適用される。ただし、平成23年4月27日施行の「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」第44条により、上乗せ税率停止措置を停止している。									
森林環境譲与税 (平成31年4月創設)	都道府県市町村	一般財源	温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。 市町村が個人住民税均等割と合わせて、令和6年度から年額1,000円を課税する。 ※令和元年度は、譲与税特別会計における借入金で対応。 ※令和2～6年度は地方公共団体金融機構の金利変動準備金を活用し、対応。									
利子割交付金 (昭和63年4月創設)	市町村	一般財源	都道府県民税利子割は、利子等の支払又はその取扱いをする者(金融機関等)の営業所等で当該都道府県内に所在するものを通じて利子等の支払いを受ける者に対して課税する。 (税率) 5% (一律) (地方税法第71条の6)									
配当割交付金 (平成16年1月創設)	市町村	一般財源	都道府県民税配当割は、特定配当等の支払をする者(株式会社等)で当該都道府県内に所在するものを通じて特定配当等の支払を受ける個人に対して課税する。 (税率) 5% (一律) (地方税法第71条の28) (参考) 平成25年12月31日まで軽減税率を適用(地方税法平成20年改正法附則3条) 3% (一律)									

譲与等の基準	譲与等の時期																																													
<p>特別とん税の収入額に相当する額を開港に係る港湾施設が設置されている市町村で総務大臣が指定するものに対して譲与する。</p>	<p>9月 3月～8月収入分</p> <p>3月 9月～2月収入分</p>																																													
<p>① 地方揮発油税の収入額の58/100（指定市等譲与総額）を指定市及び都道府県に42/100（市町村譲与総額）を市町村に譲与する。</p> <p>② 指定市及び都道府県に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">ア</td> <td style="width: 15%;">指定市等 譲与総額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">×</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">$\frac{1}{2}$</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">×</td> <td style="width: 45%;">当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の延長の合計 全国の一般国道及び都道府県道の延長の合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ</td> <td>指定市等 譲与総額</td> <td>×</td> <td>$\frac{1}{2}$</td> <td>×</td> <td>当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の面積の合計 全国の一般国道及び都道府県道の面積の合計</td> </tr> </table> <p>③ 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">ア</td> <td style="width: 15%;">市町村 譲与総額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">×</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">$\frac{1}{2}$</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">×</td> <td style="width: 45%;">当該市町村の市町村道の延長の合計 全国の市町村道の延長の合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ</td> <td>市町村 譲与総額</td> <td>×</td> <td>$\frac{1}{2}$</td> <td>×</td> <td>当該市町村の市町村道の面積の合計 全国の市町村道の面積の合計</td> </tr> </table> <p>注：道路の延長及び面積は補正される。</p>		ア	指定市等 譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の延長の合計 全国の一般国道及び都道府県道の延長の合計		イ	指定市等 譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の面積の合計 全国の一般国道及び都道府県道の面積の合計		ア	市町村 譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該市町村の市町村道の延長の合計 全国の市町村道の延長の合計		イ	市町村 譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該市町村の市町村道の面積の合計 全国の市町村道の面積の合計	<p>6月 3月～5月収入分</p> <p>11月 6月～10月収入分</p> <p>3月 11月～2月収入分</p>																	
	ア	指定市等 譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の延長の合計 全国の一般国道及び都道府県道の延長の合計																																								
	イ	指定市等 譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の面積の合計 全国の一般国道及び都道府県道の面積の合計																																								
	ア	市町村 譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該市町村の市町村道の延長の合計 全国の市町村道の延長の合計																																								
	イ	市町村 譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	当該市町村の市町村道の面積の合計 全国の市町村道の面積の合計																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜譲与総額＞</td> <td style="text-align: center;">（単位：億円）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜譲与割合＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">令和元年度</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">200</td> <td></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>令和2年度から令和3年度</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td></td> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: center;">市町村 80/100 都道府県 20/100</td> </tr> <tr> <td>令和4年度から令和5年度</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td></td> <td style="text-align: center;">令和2年度から令和3年度</td> <td style="text-align: center;">85/100 15/100</td> </tr> <tr> <td>令和6年度～</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td></td> <td style="text-align: center;">令和4年度から令和5年度</td> <td style="text-align: center;">88/100 12/100</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜譲与基準＞</td> <td></td> <td style="text-align: center;">令和6年度～</td> <td style="text-align: center;">90/100 10/100</td> </tr> <tr> <td>私有林人口林面積</td> <td style="text-align: center;">5/10</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業就業者数</td> <td style="text-align: center;">2/10</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td style="text-align: center;">3/10</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	＜譲与総額＞		（単位：億円）	＜譲与割合＞		令和元年度	200				令和2年度から令和3年度	400		令和元年度	市町村 80/100 都道府県 20/100	令和4年度から令和5年度	500		令和2年度から令和3年度	85/100 15/100	令和6年度～	600		令和4年度から令和5年度	88/100 12/100	＜譲与基準＞			令和6年度～	90/100 10/100	私有林人口林面積	5/10				林業就業者数	2/10				人口	3/10				<p>9月</p> <p>3月</p>
＜譲与総額＞		（単位：億円）	＜譲与割合＞																																											
令和元年度	200																																													
令和2年度から令和3年度	400		令和元年度	市町村 80/100 都道府県 20/100																																										
令和4年度から令和5年度	500		令和2年度から令和3年度	85/100 15/100																																										
令和6年度～	600		令和4年度から令和5年度	88/100 12/100																																										
＜譲与基準＞			令和6年度～	90/100 10/100																																										
私有林人口林面積	5/10																																													
林業就業者数	2/10																																													
人口	3/10																																													
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。</p> <p>$(A - B \pm C - D)$ の額 $\times 3/5$</p> <p>A：前年度3月から2月までの間に収入した利子割の額</p> <p>B：前年度1月から12月までの間に申告等がなされた道府県民税法人税割に係る利子割額の控除還付金の合計額</p> <p>C：Bのうち他の都道府県が徴収した利子割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該都道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額</p> <p>D：利子割額徴収事務取扱費〔$(A - B \pm C) \times 1\%$〕</p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該都道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該都道府県内の各市町村に交付する。</p>	<p>8月 3月～7月収入分</p> <p>12月 8月～11月収入分</p> <p>3月 12月～2月収入分</p>																																													
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。</p> <p>$(A - B \pm C - D)$ の額 $\times 3/5$</p> <p>A：前年度3月から2月までの間に収入した配当割の額</p> <p>B：前年度3月から2月までの間に過誤納に係る配当割の還付金を歳出予算から支出した額</p> <p>C：Bのうち他の都道府県が徴収した配当割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該都道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額</p> <p>D：配当割額徴収事務取扱費〔$(A - B \pm C) \times 1\%$〕</p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該都道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該都道府県内の各市町村に交付する。</p>	<p>8月 3月～7月収入分</p> <p>12月 8月～11月収入分</p> <p>3月 12月～2月収入分</p>																																													

(8) 譲与税・交付金要領(その3)

区分	交付を受ける団体	使途	本税の概要																																									
株式等譲渡所得割交付金 (平成16年1月創設)	市町村	一般財源	<p>都道府県民税株式等譲渡所得割は、特定株式等譲渡所得金額の支払をする者（証券会社等）で当該都道府県内に所在するものを通じて一定の上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける個人に対して課税する。</p> <p>(税率) 5% (一律) (地方税法第71条の49)</p> <p>参考) 平成23年12月31日まで軽減税率を適用(地方税法平成20年改正法附則3条) 3% (一律)</p>																																									
法人事業税交付金 (令和元年10月創設)	市町村	一般財源	<p>地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）に基づき、法人の行う事業に対して、その事業の事務所又は事業所の所在する道府県が課税する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人区分</th> <th>課税標準</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">資本金1億円超の普通法人</td> <td>付加価値額</td> <td>付加価値割 1.2%</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額</td> <td>資本割 0.3%</td> </tr> <tr> <td>所得</td> <td>所得割 1.0%</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円以下の普通法人 公益法人等 投資法人等</td> <td>所得</td> <td>所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5% 年400万円を超え年800万円以下の金額 5.3% 年800万円を超える金額 7.0%</td> </tr> <tr> <td>特別法人 (農協などの協同組合や医療法人)</td> <td>所得</td> <td>所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5% 年400万円を超える金額 4.9%</td> </tr> <tr> <td>電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等を除く) ガス供給業(導管事業) 保険業 を営む法人</td> <td>収入金額</td> <td>収入割 1.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金1億円超の普通法人</td> <td>収入金額</td> <td>収入割 0.73%</td> </tr> <tr> <td>付加価値額</td> <td>付加価値割 0.37%</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額</td> <td>資本割 0.15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金1億円以下の普通法人等</td> <td>収入金額</td> <td>収入割 0.73%</td> </tr> <tr> <td>所得</td> <td>所得割 1.83%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガス供給業(特定ガス供給業)を営む法人</td> <td>収入金額</td> <td>収入割 0.48%</td> </tr> <tr> <td>付加価値額</td> <td>付加価値割 0.77%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>資本割等の額</td> <td>資本割 0.32%</td> </tr> </tbody> </table>	法人区分	課税標準	税率	資本金1億円超の普通法人	付加価値額	付加価値割 1.2%	資本金等の額	資本割 0.3%	所得	所得割 1.0%	資本金1億円以下の普通法人 公益法人等 投資法人等	所得	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5% 年400万円を超え年800万円以下の金額 5.3% 年800万円を超える金額 7.0%	特別法人 (農協などの協同組合や医療法人)	所得	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5% 年400万円を超える金額 4.9%	電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等を除く) ガス供給業(導管事業) 保険業 を営む法人	収入金額	収入割 1.0%	電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金1億円超の普通法人	収入金額	収入割 0.73%	付加価値額	付加価値割 0.37%	資本金等の額	資本割 0.15%	電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金1億円以下の普通法人等	収入金額	収入割 0.73%	所得	所得割 1.83%	ガス供給業(特定ガス供給業)を営む法人	収入金額	収入割 0.48%	付加価値額	付加価値割 0.77%				資本割等の額	資本割 0.32%
法人区分	課税標準	税率																																										
資本金1億円超の普通法人	付加価値額	付加価値割 1.2%																																										
	資本金等の額	資本割 0.3%																																										
	所得	所得割 1.0%																																										
資本金1億円以下の普通法人 公益法人等 投資法人等	所得	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5% 年400万円を超え年800万円以下の金額 5.3% 年800万円を超える金額 7.0%																																										
特別法人 (農協などの協同組合や医療法人)	所得	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 3.5% 年400万円を超える金額 4.9%																																										
電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等を除く) ガス供給業(導管事業) 保険業 を営む法人	収入金額	収入割 1.0%																																										
電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金1億円超の普通法人	収入金額	収入割 0.73%																																										
	付加価値額	付加価値割 0.37%																																										
	資本金等の額	資本割 0.15%																																										
電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等) を営む資本金1億円以下の普通法人等	収入金額	収入割 0.73%																																										
	所得	所得割 1.83%																																										
ガス供給業(特定ガス供給業)を営む法人	収入金額	収入割 0.48%																																										
	付加価値額	付加価値割 0.77%																																										
			資本割等の額	資本割 0.32%																																								
地方消費税交付金 (平成9年4月創設)	市町村	一般財源	<p>地方分権の推進、地域福祉の充実等のための地方財源として、消費譲与税に代えて地方消費税が創設された。</p> <p>(課税標準) 国内取引(譲渡割)及び課税貨物の保税地域からの引取り(貨物割)に課される消費税額が課税標準となる。</p> <p>(納税義務者) 消費税の納税義務者</p> <p>(税率) 100分の25 (地方税法第72条の83) (消費税率換算1%) (平成26年3月31日まで) 63分の17 (地方税法第72条の83) (消費税率換算1.7%) (令和元年9月30日まで) 78分の22 (地方税法第72条の83) (消費税率換算2.2%) (令和元年10月1日から)</p>																																									
環境性能割交付金 (令和元年10月創設)	市町村	一般財源	<p>自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割が導入された。自動車の取得に対して、燃費基準値達成度等に応じて取得者に課税する。 ※令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割については、税率1%を軽減されていた。</p> <p>(税率) 非課税～2%</p>																																									

譲与等の基準	譲与等の時期
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。 $(A - B \pm C - D)$ の額 $\times 3 / 5$ A : 前年度3月から2月までの間に収入した株式等譲渡所得割の額 B : 前年度3月から2月までの間に過納納に係る株式等譲渡所得割の還付金を歳出予算から支出した額 C : Bのうち他の都道府県が徴収した株式等譲渡所得割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該都道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額 D : 配当割額徴収事務取扱費 $[(A - B \pm C) \times 1\%]$</p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該都道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該都道府県内の各市町村に交付する。</p>	<p>3月 3月～2月収入分</p>
<p>① 都道府県の法人事業税額に100分の7.7を乗じた額を交付総額とする。 ② 交付基準は従業者数とし、経過措置として、3年間は以下の通りとする。 令和2年度：法人税割額（令和元年度収入分も併せて令和2年度に交付） 令和3年度：$2 / 3 \times \dots$ 法人税割額 $1 / 3 \times \dots$ 従業者数 令和4年度：$1 / 3 \times \dots$ 法人税割額 $2 / 3 \times \dots$ 従業者数 令和5年度～：従業者数</p>	<p>8月 前年度3月～7月収入分</p> <p>12月 8月～11月収入分</p> <p>3月 12月～2月収入分</p>
<p>各都道府県に納付された地方消費税は、各都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて清算され、清算後の1/2に相当する額を下記のとおり按分し、各市町村に対し交付する。 (従来分) 1/2を人口で、他の1/2を従業者数で按分して交付する。 (引上げ分：社会保障財源化分) 全額を人口で按分して交付する。 ※引上げ分の地方消費税収(交付金を含む。)は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。 (交付割合) 令和元年10月1日～：従来分22分の10 / 引上げ分22分の12 ※経過措置あり 令和元年度 従来分17分の10 / 引上げ分17分の7 令和2年度 従来分21分の10 / 引上げ分21分の11</p>	<p>6月 2月～4月収入分</p> <p>9月 5月～7月収入分</p> <p>12月 8月～10月収入分</p> <p>3月 11月～1月収入分</p>
<p>① 都道府県は、自動車税環境性能割を次の交付割合に応じて各市町村に交付する。交付基準等は、自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。(平成28年税制改正大綱・平成31年税制改正大綱) 令和元年度から令和3年度まで：44.65/100 (自動車税環境性能割収入額の95%を乗じて得た額の100分の47に相当する額) 令和4年度以降：40.85/100 (自動車税環境性能割収入額の95%を乗じて得た額の100分の43に相当する額)</p> <p>(ア及びイの合計額)</p> <p>ア 市町村 交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の道長の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の道長の合計}}$</p> <p>イ 市町村 交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の面積の合計}}$</p> <p>② 指定市を包括する道府県は①の他、自動車税環境性能割収入額の95%を乗じて得た額の100分の35に相当する額のうち次のア及びイの合計額を指定市に交付する。</p> <p>ア 指定市等 交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市内の一般国道及び道府県道の道長の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道及び道府県道の道長の合計}}$</p> <p>イ 指定市等 交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市内の一般国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道及び道府県道の面積の合計}}$</p> <p>注：道路の道長及び面積は補正される。</p>	<p>8月 (3月収入-3月収入見込) + (4月～7月収入分)</p> <p>12月 8月～11月収入分</p> <p>3月 12月～2月 + 3月収入見込</p>

(8) 譲与税・交付金要領(その4)

区 分	交付を受ける団体	使 途	本 税 の 概 要
地方特例交付金 〔平成11年4月創設〕	都道府県 市町村 (特別区を含む。)	一般財源	<p>個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするために交付されるもの</p> <p>【対象】a.平成20年度税制改正による平成11年から平成18年までの入居者を対象 b.平成21年度税制改正による平成21年から平成25年までの入居者を対象 c.平成27年度税制改正による平成31年6月30日までの入居者を対象 d.平成28年度税制改正による平成33年12月31日までの入居者を対象 e.令和3年度税制改正による令和4年12月31日までの入居者を対象</p> <p>「減収補てん特例交付金」 ①住宅借入金等特別控除分 個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするために交付されるもの〔平成20年度創設〕 ②自動車税環境性能割分 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの環境性能割の時的軽減措置に伴う地方公共団体に生じる自動車税環境性能割の減収額を補てんするもの ③軽自動車税環境性能割分 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの環境性能割の時的軽減措置に伴う地方公共団体に生じる軽自動車税環境性能割の減収額を補てんするもの</p>
新型コロナウイルス感染症増特別交付金 〔令和3年度創設〕	都道府県 市町村	一般財源	<p>新型コロナウイルスに係る緊急経済対策に伴う軽減措置（令和3年度に限る）により減収となった固定資産税・都市計画税の国費補填。 (地方税法附則第65条)</p> <p>「先端設備等導入計画」の認定を受けた後に取得した一定の新規取得設備を行った中小企業に対する、固定資産税の軽減措置額を国費補填。 (地方税法附則第15条第45項(旧法第64条))</p>
交通安全対策特別交付金 〔昭和43年7月創設〕	都道府県 市町村	道路交通安全施設に充てる。	<p>交通反則金は、道路交通法第128条第1項の規定により納付</p> <p>(交付金：道路交通法附則第16条)</p>

県税徴収交付金要領

区 分	交付を受ける団体	使 途	交 付 の 基 準	交 付 の 時 期
県税徴収交付金	市町村	一般財源	<p>県税徴収取扱費の算定</p> <p>① 納税義務者数×3,000円（地方税法施行令第8条の3） ② 還付又は充当した過誤納金額のうち県民税相当分 ③ 加算した還付加算金額のうち県民税相当分 ④ 市町が交付した納期前納付の報奨金の金額のうち県民税相当分 ⑤ 還付又は充当した所得割額から控除できなかった配当割額又は株式譲渡所得割額の金額のうち県民税相当分 ⑥ 納税通知書及び特別徴収税額通知書等の数×60円 ⑦ 県に払い込まれた金額×7%</p> <p>※⑥、⑦は平成18年度以前に賦課決定をした県民税に係るものに限る。</p>	<p>7月 10月 1月 4月</p>

国有資産等所在市町村交付金要領

区 分	交付又は納付義務者	交 付 金 又 は 納 付 金 の 客 体
国有資産等所在市町村交付金	国又は地方公共団体	<p>国有資産等所在市町村交付金…国又は地方公共団体が所有する固定資産</p> <p>① 固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産</p> <p>④ 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産</p> <p>⑤ 水道法第3条第8項の水道施設若しくは工業用水道事業法第2条第6項の工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産</p> <p>⑥ 石油の備蓄の確保等に関する法律第29条に規定する国家備蓄施設の用に供する固定資産 (国有資産等所在市町村交付金法第2条)</p>

譲与等の基準	譲与等の時期
<p>地方特例交付金総額の5分の3を市町村交付金総額とし、各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額で按分して交付する。</p> $\text{市町村交付総額} \times \frac{\text{当該市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額}}{\text{市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額総額}} = \text{当該市町村交付額}$	<p>4月</p> <p>9月</p>
<p>各市町村における当該年度の固定資産税・都市計画税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。</p>	<p>3月</p>
<p>① 道路交通法第128条第1項の規定により納付される反則金に係る取入額等を都道府県及び市町村(指定都市と指定都市以外の市町村では交付基準が異なる)に交付する。</p> <p>② 市町村内における交通事故(人身事故に限る)の発生件数の過去2か年の平均値及び最近の国勢調査による人口集中地区人口並びに改良済道路の延長に応じて按分し、交付される。その算定割合は、2:1:1とされている。</p> <p>③ 一般国道又は都道府県道の管理を行う市には、②で算定した額に、当該市が管理する一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長に応じて按分された交付金額が加算される。</p>	<p>9月</p> <p>3月～8月取入分</p> <p>3月</p> <p>9月～2月取入分</p>

算定標準等	算定率	算定期期	交付又は納付の時期
<p>国有財産台帳等に記載されている固定資産の価格</p> <p>○算定基準額の特例 (地方税法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地に相当する土地 …1/6)</p> <p>(2) 空港の用に供するもの…1/2</p> <p>(3) ダムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産 (初年度～5年度まで…1/2) (6年度～10年度まで…3/4)</p>	<p>1.4/100</p>	<p>前年の3月31日</p>	<p>6月30日</p>

(9) 前納報奨金交付状況の推移(平成13年度制度廃止)

(単位:人、円、%)

年度	税目	調定額		前納利用者		交付額		前納率		1人当たり	
		人員	税額	人員	税額	人員	報奨金額	人員	税額	前納額	報奨金額
平成8年度	固定・都計税(土地・家屋)	100,977	29,639,521,300	50,734	6,576,738,400	46,196	139,933,010	50.2	22.2	129,632	3,029
	固定資産税(償却資産)	3,954	4,600,437,300	2,205	524,655,500	2,146	7,603,675	55.8	11.4	237,939	3,543
	市・県民税(普通徴収)	61,916	6,244,156,300	26,765	2,363,189,500	18,515	33,837,874	43.2	37.8	88,294	1,828
	合計	166,847	40,484,114,900	79,704	9,464,583,400	66,857	181,374,559	47.8	23.4	118,747	2,713
平成9年度	固定・都計税(土地・家屋)	104,237	29,375,926,300	55,930	6,926,355,600	49,611	74,844,072	53.7	23.6	123,840	1,509
	固定資産税(償却資産)	4,241	4,663,663,200	2,494	637,805,600	2,310	4,027,332	58.8	13.7	255,736	1,743
	市・県民税(普通徴収)	69,676	7,515,967,400	28,606	2,616,985,400	17,552	19,702,151	41.1	34.8	91,484	1,123
	合計	178,154	41,555,556,900	87,030	10,181,146,600	69,473	98,573,555	48.9	24.5	116,984	1,419
平成10年度	固定・都計税(土地・家屋)	106,507	30,085,214,111	56,405	7,172,822,111	50,110	88,264,782	53.0	23.8	127,166	1,761
	固定資産税(償却資産)	4,467	4,803,382,800	2,452	568,001,500	2,292	4,504,644	54.9	11.8	231,648	1,965
	市・県民税(普通徴収)	60,089	6,787,501,360	26,811	2,392,360,160	16,277	15,527,172	44.6	35.2	89,231	954
	合計	171,063	41,676,098,271	85,668	10,133,183,771	68,679	108,296,598	50.1	24.3	118,284	1,577
平成11年度	固定・都計税(土地・家屋)	108,401	30,716,574,968	57,870	7,367,000,268	51,798	92,250,526	53.4	24.0	127,303	1,781
	固定資産税(償却資産)	4,590	4,744,531,720	2,560	595,240,920	2,357	4,635,672	55.8	12.5	232,516	1,967
	市・県民税(普通徴収)	71,928	5,950,098,241	31,004	2,290,148,941	17,919	18,484,296	43.1	38.5	73,866	1,032
	合計	184,919	41,411,204,929	91,434	10,252,390,129	72,074	115,370,494	49.4	24.8	112,129	1,601
平成12年度	固定・都計税(土地・家屋)	110,586	29,891,960,370	60,379	7,617,360,270	54,334	79,834,752	54.6	25.5	126,159	1,469
	固定資産税(償却資産)	4,567	4,511,753,960	2,573	657,932,060	2,470	4,105,562	56.3	14.6	255,706	1,662
	市・県民税(普通徴収)	68,740	5,732,080,860	30,176	2,356,790,160	17,345	18,124,961	43.9	41.1	78,101	1,045
	合計	183,893	40,135,795,190	93,128	10,632,082,490	74,149	102,065,275	50.6	26.5	114,166	1,376

条 例 改 正	平成5年度	平成6年度以降	平成9年度以降
交 付 率	0.6/100	0.5/100	0.3/100
期 別 税 額 限 度 額	20万円	20万円	10万円

※ ただし、報奨金額が200円未満のときは不交付